

秋田城跡調査事務所年報 2004

秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会
秋 田 城 跡 調 査 事 務 所



史跡秋田城跡全景（南東から）

巻頭カラー 2



復元外郭東門と第83次調査地（西から）

序 文

平成16年度秋田城跡発掘調査は、鶴ノ木地区西部の第83次調査と、大畠地区中央部の第84次調査の2箇所を対象に実施しました。

調査の結果、第83次調査では外郭の南東コーナ部分が確認されました。外郭を構成する築地塀や材木塀・櫓状建物が発見され、奈良時代から平安時代にかけての外郭区画施設の変遷が確認されました。また、第84次調査では外郭東門から政庁にいたる東大路ともいえる城内東西道路が発見されました。奈良時代から平安時代にかけて変遷する東西道路の発見により、城内における計画的利用の一端が明らかになりました。

発掘調査と並行して実施しております環境整備事業も順調に進んでおり、鶴ノ木地区の整備に加え、今年度より秋田城の中心である政庁域の整備事業が始まりました。古代城柵を象徴する政庁の整備は、秋田城を理解していただく上で必要不可欠であり、その進展は秋田城跡の環境整備事業における大きな前進といえます。

最後になりましたが、秋田城跡の発掘調査と保護管理、そして環境整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁及び秋田県教育委員会をはじめとする関係機関や環境整備指導委員、そして地元住民の方々の多大なるご指導・ご協力の賜物と、心より深く感謝申し上げます。

平成17年3月

秋田市教育委員会
教育長 飯 塚 明

秋田城跡調査事務所年報 2004

目 次

例言・凡例

I 調査の計画と実施状況.....	1
II 第83次調査報告	
1) 調査経過.....	2
2) 検出遺構と出土遺物.....	12
3) 基本層序及び各層出土遺物.....	31
III 第84次調査報告	
1) 調査経過.....	40
2) 検出遺構と出土遺物.....	51
3) 基本層序及び各層出土遺物.....	77
IV 考 察	
1 第83次調査について.....	86
2 第84次調査について.....	90
V 平成16年度秋田城跡環境整備事業.....	98
VI 平成16年度秋田城跡の現状変更について.....	102
写真図版.....	103
報告書抄録.....	149
秋田城跡調査事務所要項.....	150

例　　言

- 1 本書は、平成16年度に実施した秋田城跡第83次調査・第84次調査の報告及び、秋田城跡環境整備事業、史跡内現状変更の記録を収録したものである。
- 2 本書の執筆・編集は安田忠市、伊藤武士、松下秀博、筒井孝志があたり、小松正夫が補佐した。
- 3 遺物の実測及びトレース、遺構図の作成及びトレースは、安田、伊藤のほか、補佐員の渡辺由孝、整理作業員の森泉裕美子、伊藤雅子、加藤亜紀があたり、発掘調査と遺物整理にも協力した。
- 4 遺構、遺物の写真撮影は、伊藤があたった。
- 5 墨書き土器の解説は、山形大学人文学部 三上喜孝助教授の指導を得た。
- 6 本調査で得られた資料は、秋田市教育委員会で保管している。
- 7 発掘調査では、以下の方々や関係機関から指導・助言を賜った。記して感謝したい。
新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、小井川和夫、玉田芳英、工藤雅樹、熊田亮介、千葉孝弥、船木義勝、平山明寿、大庭康時、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博物館（敬称略・順不同）

凡　　例

遺　物

- 1 土器の断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器・中世陶器である。
- 2 土器の性格の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。



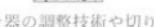
転用硯



- 3 土器の表面付着物の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。



漆



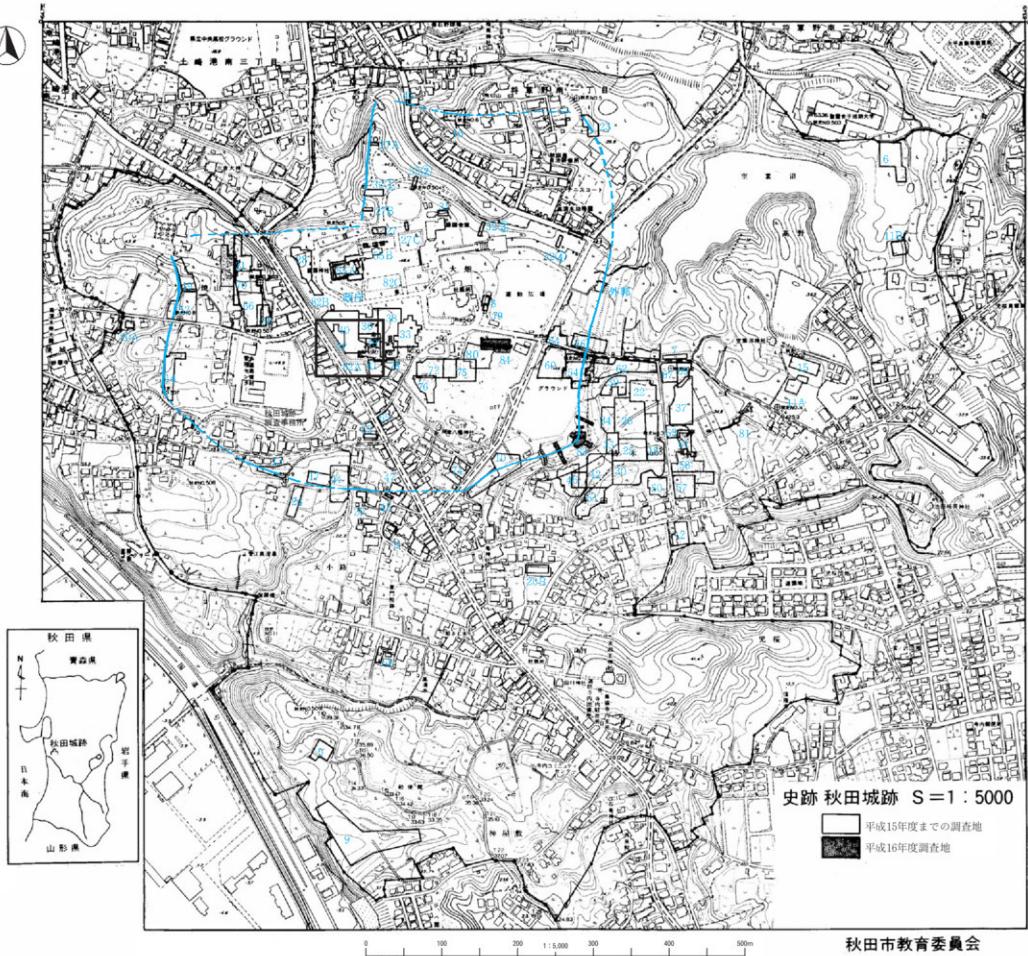
- 4 土器の調整技術や切り離し等の表記は、下記のとおりである。

- ・回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はその都度別記。
- ・ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
- ・切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。
- ・底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはその都度別記。
- ・実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1／3である。

方位・測量原点

文章中的方位と方向を示す東西南北は、遺跡全域に設定された発掘基準線に基づく、真東、真西、真南、真北を示す。

遺跡の測量原点は、外郭範囲内のほぼ中央にあたる政府正殿東の任意点に埋標されている。その原点から真北を求める南北基準線を定め、これに直交する東西基準線を定めて、座標軸を設定している。報告においてE・W・N・Sとともに示された数値は、測量原点からの座標上の位置、東西南北の距離を示す。測量原点は世界測地系座標で、X = -28562.592、Y = -64607.889である。



第1図 秋田城跡発掘調査位置図

I 調査の計画と実施状況

平成16年度の秋田城跡発掘調査は、第83次、第84次調査を実施した。

発掘調査事業費は総事業費（本体額）1,600万円のうち、国庫補助額800万円（50%）、県費補助額325万円（20.3%）、市費475万円（29.7%）である。

調査計画は下記表1のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² （坪）	調査予定期間
第83次	鶴ノ木地区西部	400m ² （61）	4月16日～6月30日
第84次	大畠地区東部	1,200m ² （394）	7月1日～10月31日
計		1,600m ² （455）	

発掘調査に伴う現状変更許可申請については、平成16年2月18日付けで申請し、平成16年4月16日付け15委庁財第4の1612号をもって許可されている。

平成16年度は寺内鶴ノ木地区西部と、寺内大畠地区東部の2箇所を調査対象とした。

第83次調査は秋田城跡外郭線南東隅部にあたる寺内鶴ノ木地区西部を対象とした。調査地は旧高清水小学校グラウンド南東側の南北方向の土手及びその周辺である。秋田城跡東辺の外郭線が南北方向に南辺として大きく屈曲する部分の南東隅部と推定されている。調査地北側の第54次調査で外郭東門とそれに連続する奈良時代の築地塀や平安時代の材木塀等の外郭区画施設が検出されている。調査は、この地区的環境整備計画も踏まえて、外郭区画施設の位置や変遷、付属施設である権状建物等の確認による外郭線南東隅部と周辺の利用状況の把握等を目的として実施した。

調査の結果、築地塀や材木塀等の外郭区画施設が屈曲する状況を確認し、平安期の権状建物も検出した。調査地全体で築地塀跡1条、材木塀跡2条、溝跡5条、権状建物跡4棟、掘立柱建物跡1棟、竪穴住居跡6軒、土坑2基、焼土遺構1基、ピット群等の遺構が検出され、外郭線南東隅部における外郭区画施設の位置や変遷、権状建物等の実態を確認するとともに、周辺の利用状況も把握することができた。

第84次調査は秋田城内の外郭東門と政府域のほぼ中間にあたり、外郭東門から政府に至る城内東西道路の存在が推定される大畠地区東部を対象に実施した。調査地は旧高清水小学校地北側にあたり、現況は秋田城跡出土品収蔵庫脇の駐車場である。周辺では南西側隣接地の第75次調査や第80次調査において、規則的配置に基づく建物群や鍛冶工房が検出されており、実務官衙域や生産施設の区域としての利用が確認されている。調査は、外郭東門から政府域に至る城内東西道路の位置や変遷を確認するとともに、南西側からの遺構の広がりを含めた周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、6時期にわたる遺構面を検出し、5時期の城内東西道路の遺構の位置と変遷を確認した。全体として、道路遺構5面、溝跡18条（道路側溝含む）、柱列4列、土坑21基、ピット群、歛状遺構等が検出された。城内東西道路の確認により、城内における計画的な利用状況の一端が把握された。

7月20日に宮城県多賀城跡調査研究所小井川和夫所長の現地指導を受けた。

10月28日に文化庁文化財部記念物課玉田芳英文化財調査官の現地指導を受けた。

7月10日に第83次調査の現地説明会を開催し、120名の参加者があった。また、10月24日に第84次調査の

現地説明会を開催し、120名の参加者があった。

平成16年度の発掘調査実施状況は下記表2のとおりである。

表2 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² (坪)	調査実施期間
第83次	鶴ノ木地区西部	495m ² (150)	4月16日～8月12日
第84次	大畠地区東部	708m ² (215)	7月26日～11月22日
計		1,203m ² (365)	

II 第83次調査報告

1) 調査経過

第83次調査は、秋田城跡の外郭線南東隅部にあたる鶴ノ木地区西部を対象に、平成16年4月16日から8月12日まで実施した。調査面積は495m²である。

調査地は旧高清水小学校グラウンド南東側の土手及びその周辺で、以前は畠地として利用されていた場所である。土手より南側は急な斜面となっており、南北方向の土手には築地崩壊土の高まりが遺存している可能性も考えられた。秋田城跡の東辺外郭線が南北方向に南辺として大きく屈曲する部分の南東隅部分と推定されており、調査地北側の第54次調査で外郭東門とそれに連続する奈良時代の築地壠や平安時代の材木壠等の外郭区画施設が検出されている。

調査は、この地区的環境整備計画も踏まえて、外郭区画施設の位置や変遷、コーナー部に付属する可能性が高い構造物の有無を把握し、外郭線南東隅部を確認するとともに周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査は、まず器材等の準備や運搬作業を行い、調査予定地における安全対策のフェンス設置作業、調査予定地内の草刈り作業や雑木の伐採作業を行った（4月16日～4月19日）。重機による切り株や竹根の抜根作業を実施し、その後基準杭測量とトレーニング（調査区）の設定を行った（4月20日～4月22日）。

調査方法としては、調査地内にトレーニングを3箇所設定し、造構や南東コーナー部分を確認後各々を調査区として部分的に拡張していく方法をとった。北側の第1トレーニングを北側調査区、中央の南東コーナー部推定地付近の第2トレーニングを中心調査区、南西側の第3トレーニングを南調査区として設定し、拡張していった。

調査地北側に東西方向に幅4mの第1トレーニングを設定した。トレーニングは土手付近から東側斜面にかけて設定し、表土除去を開始した（4月23日～4月26日）。

第1トレーニング西側から中央付近にかけての平場を掘り下げながら精査を進め、黒褐色土の旧耕作土を除去して畠の歯跡を検出した。中央付近の土手をやや掘り下げて精査したところ、褐色土と明褐色土混じりの高まりを検出し、築地壠崩壊土の高まりが遺存しているものと判断した。東側の斜面下は、畠造成に伴う削平によって暗褐色土の耕作土と造成土の直下が浅黄色地山飛砂層となっており、その面でも畠の歯跡を検出した。また、東側斜面下の平場で南北方向のSD1735を検出したが、近世以降の溝跡となる可能性も残った（5月6日～5月10日）。第1トレーニングについては拡張を行わず、そのまま北調査区とした。



第2図 第83次調査周辺地形図

調査地中央では、北西から南東方向に幅3mの第2トレンチを設定した。トレンチを現地形において周辺で最も土手が高くなる部分から西側と東側の斜面にまたがるように設定し、表土除去を開始した（5月12日～5月13日）。掘り下げて精査したところ、この付近の土手は西側グラウンド造成時の近・現代の盛り土と判明した。その造成土下の黒褐色土の旧耕作土を除去したところ、中央では褐色土層面、東側斜面寄りでは地山飛砂層面で畑畝跡を検出した。旧

地質構成	岩相	中層	先端層	岩相
上部	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土
中層	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土
下部	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土
基盤	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土

地質構成
上部：砂質土
中層：砂質土
下部：砂質土
基盤：砂質土
岩相
上部：砂質土
中層：砂質土
下部：砂質土
基盤：砂質土



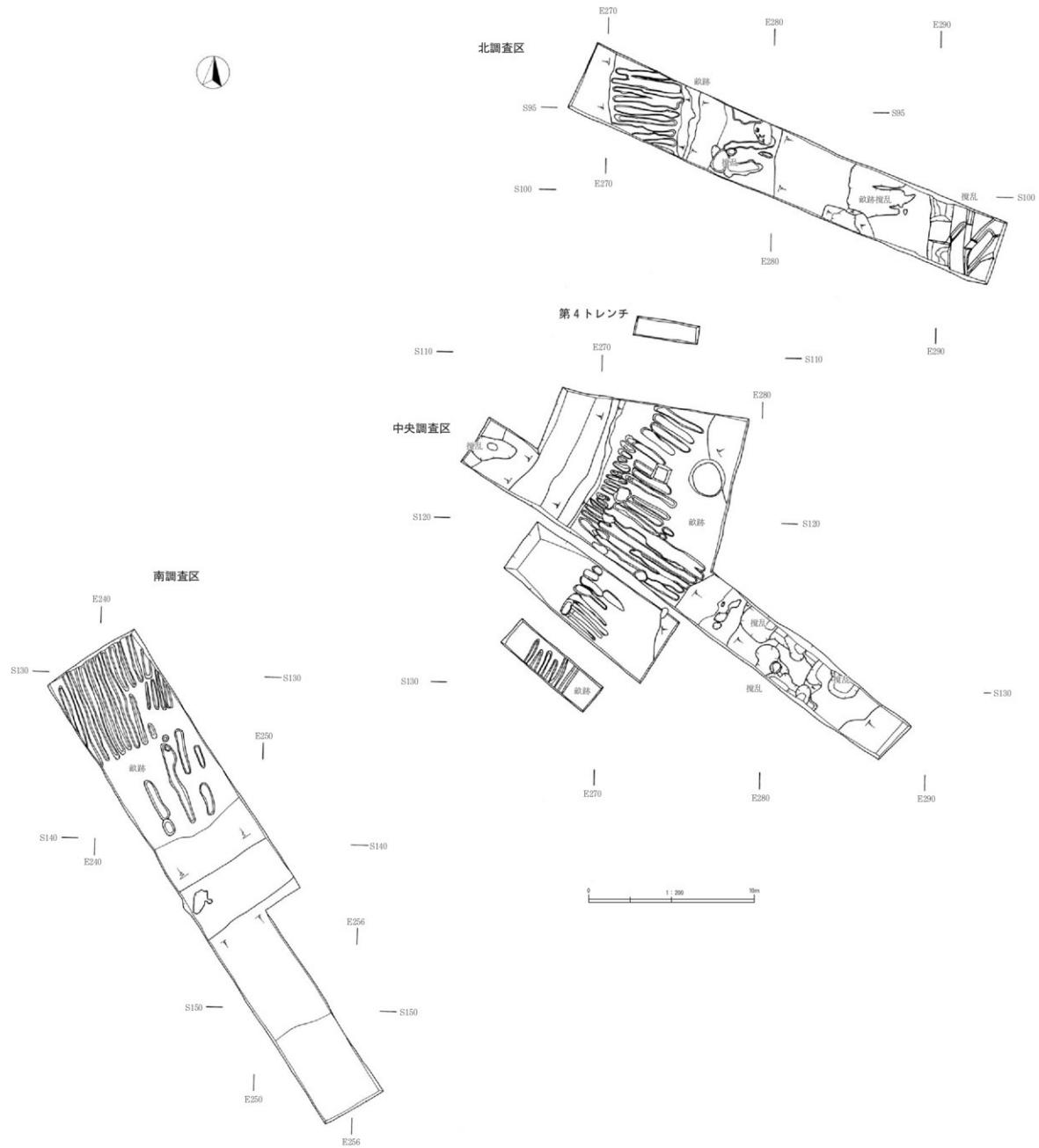
耕作土からは近世陶磁器片が出土し、周辺の旧畠地は近世に遡るものがあると考えられた。東側斜面は第1トレンチと同様に畑造成に伴う削平により、耕作土と造成土の直下が地山飛砂層面となっていた。また、土取りのためか多数の擾乱穴が掘り込まれていた。第1トレンチと第2トレンチについて畑跡検出段階での写真撮影及び平板による平面実測等の記録化を行った（5月14日～5月20日）。

調査地南西側では、北北西から南南西方向に幅4mの第3トレンチを設定した。トレンチは土手を鏝んで西側平場と東側斜面にまたがるように設定し、表土除去を開始した（5月21日～5月24日）。掘り下げて精査したところ、この付近の土手には築地塀本体及びその崩壊土からなる高まりが遺存していることが判明し、今回の調査地内において最も遺存状況が良い場所と判断された。北西側の平場では黒褐色土や褐色土の旧耕作土を除去し、畑跡を検出した。また、築地塀跡寄りの位置にそれと並行するSD1742を検出した。東側斜面では斜面中程まで古代の遺物包含層の褐色土層が堆積し、それより下方については畑造成に伴う削平により、耕作土と造成土の直下が地山飛砂層面となっていた。斜面下平場ではSD1735、SD1736を検出した（5月25日）。第3トレンチについて畑跡検出段階での写真撮影及び平板による平面実測を行った。

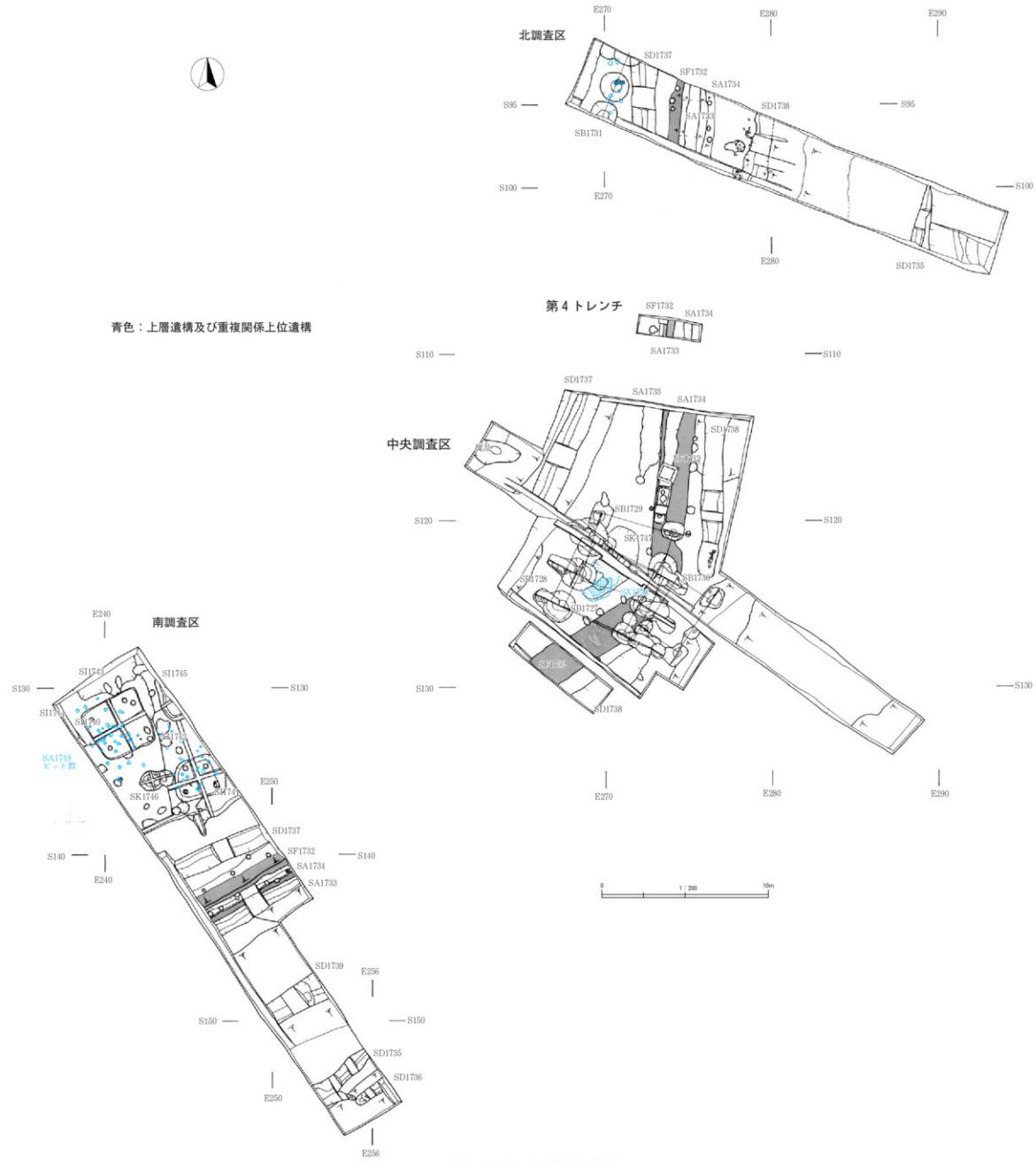
その後、第1～第3トレンチにおいて畑跡の掘り下げを行い、平面実測と写真撮影を行った。第1トレンチ（北調査区）では、旧耕作土下よりSD1737を検出した。また、築地塀崩壊土の高まりについて、南側の一部を断ち割り奈良期の築地塀の本体とその崩壊土を掘り込む平安期の材木塀布掘り溝を確認した（5月26日～6月1日）。

築地塀などの区画施設追求のために第2トレンチは北側に拡張を行って中央調査区とし、第3トレンチは北東側に拡張を行って南調査区とした。南調査区北西側を掘り下げて精査したところ、地山飛砂層面から第6層明褐色土層面でSI1740、SI1742、SK1746を検出し、プラン追求のため北東側へ拡張した。拡張部分の畑跡の掘り下げ記録化後精査を行いさらにSI1741、SI1743、SI1745を検出し、外郭南辺区画施設内側で重複する堅穴住居跡群を検出し、居住区としての利用状況を把握した。また、それよりも重複関係で新しいSA1749ビット群を検出した。中央調査区でも拡張部分の畑跡を掘り下げて記録化後、精査を行って区画施設を追求した結果、第9層明黄褐色砂層面で幅約2.1mの帯状に黒褐色粘土を叩きしめた築地塀の基底部を検出し、SF1732とした。また築地塀跡と重複し、それより新しい平安期の材木塀の布掘り溝と考えられる2条の溝跡を検出した。後に掘り下げにより材痕跡等を確認し、重複関係から時期の新しいものをSA1733、古いものをSA1734とした。前者は外郭IV期の区画施設、後者は外郭III期の区画施設となると考えられた。西側でもそれらの区画施設と並行するSD1737を検出した。中央南寄りでは檜状建物の柱掘り方が検出されたが、建物プランはさらに南西側に広がるため調査区を拡張することとした（6月2日～6月15日）。

中央調査区南西側を拡張し精査したところ、当初の第2トレンチを境としてSF1732が南西側へ外郭南辺として屈曲する状況を検出し、外郭線南東コーナー部を明確に把握した。一方で、後世の削平度合いが大きいために、SA1732やSA1733といった材木塀の布掘りの屈曲部分は検出されなかった。そしてそのコーナー部において、規模の大きい柱掘り方からなる東西1間×南北2間のSB1727と、SB1727と重複しこれより古い東西1間×南北1間以上のSB1729を検出した。SB1727と重複しこれより古い、小規模な東西1間×南北1間のSB1730を検出した。SB1727とSB1729とも奈良期築地塀跡のSF1732と重複しこれより新しく、SB1727は平安期の外郭IV期の檜状建物、SB1729は外郭III期の檜状建物となると考えられた。SB1730は建物形態や規模が從来検出されている檜状建物とは異なり、建物方位からIII～IV期に属し区画施設に取り付く仮設的（檜状）建物の可能性等が考えられた。また、SB1727付近を精査してSX1748焼土遺構を検出した。



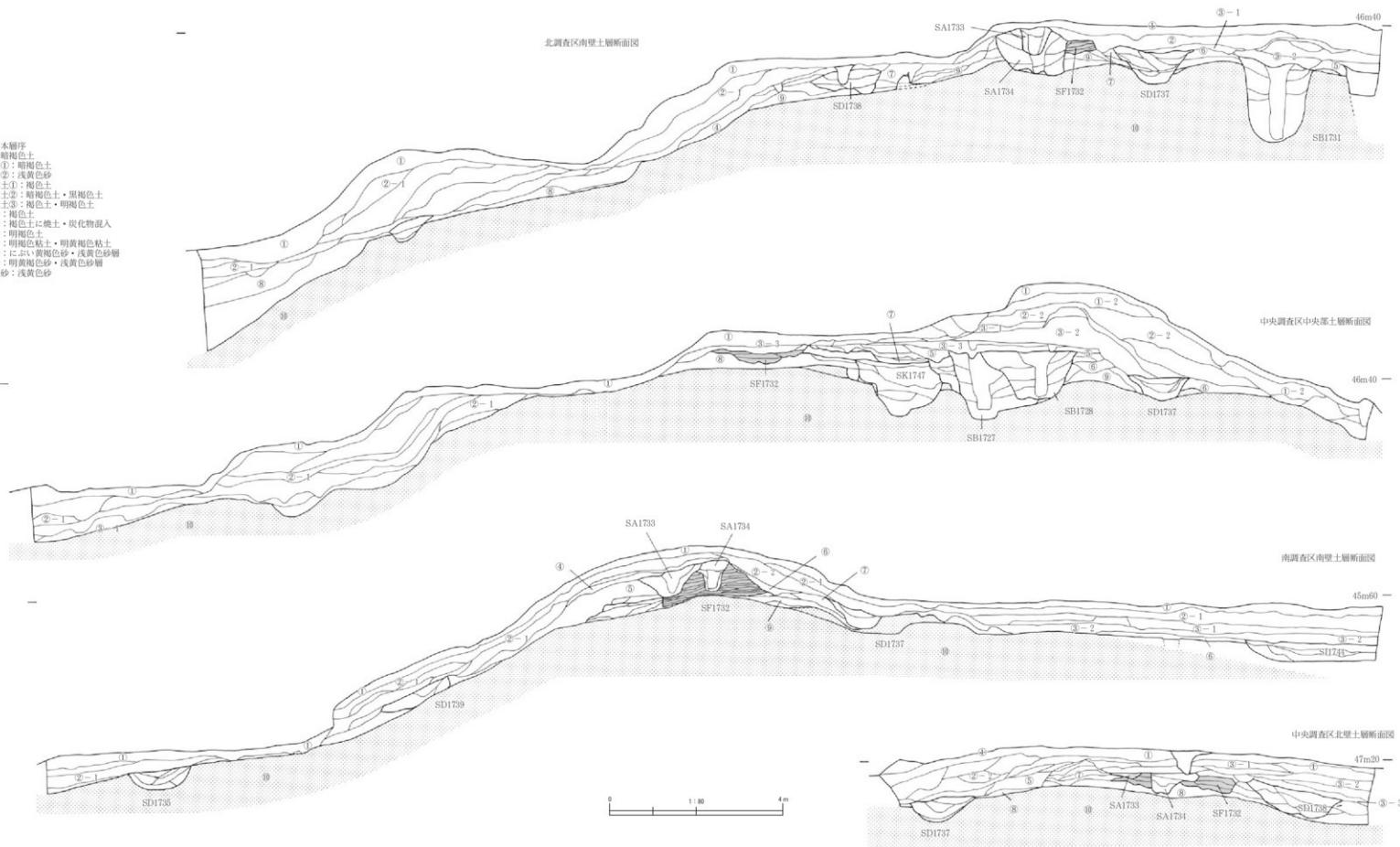
第3図 第83次調査検出遺構①(擾乱・歴跡)



第4図 第83次調査検出遺構②

第83次調査地基本層序

- ① 表土；暗褐色土
- ②-1 暗褐色土；黑褐色土
- ②-2 通成土；浅黄色砂
- ③-1 旧耕作土；褐色土
- ③-2 旧耕作土；暗褐色土；黑褐色土
- ④ 地山飛砂；暗褐色土
- ⑤ 第4層；褐色土
- ⑥ 第5層；褐色土；鐵土，炭化物混入
- ⑦ 第6層；明褐色土
- ⑧ 第7層；褐色土；明黃褐色粘土
- ⑨ 第8層；紅棕色；黃褐色砂，淺黃色砂
- ⑩ 第9層；明黃褐色砂，淺黃色砂層
- ⑪ 地山飛砂；淺黃色砂



第5図 第83次調査地土層断面図

中央調査区では北東側でも精査を進め、SF1732やSA1734の東側にそれら区画施設と並行するSD1738を検出した。SD1738は築地塀崩壊土層を掘り込み、埋土には瓦片が混入していることから外郭Ⅱ期以降の溝跡になると考えられた。北調査区でも精査の結果、SD1738の北側延長部分が検出した。区画施設と並行する溝跡について、西側（城内側）となるSD1737は立体的区画施設とともに外郭区画施設を構成する内溝、東側（城外側）となるSD1738は外溝と考えられた。今回の調査では、従来の外郭区画施設の構成には認められていない新たな状況が把握された。

南調査区でも築地塀本体及び崩壊土の高まり周辺を精査し、それを掘り込むSA1733とSA1734を検出した。また、東側斜面でSD1739を検出した（6月16日～6月30日）。

中央調査区ではさらに南西側に拡張してSA1733・SA1734を追求したが検出されなかった。拡張後に外郭線南東隅部分の遺構検出状況写真撮影を行った（7月1日～7月2日）。

北調査区及び南調査区でSD1737・SD1738の掘り下げを行い、ベルトを残して写真撮影や実測等の記録化を行った。また、中央調査区でSA1734の布掘り溝を掘り下げて丸太材の痕跡を検出した。南調査区ではSI1740、SI1741の掘り下げを行い、ベルトを残して記録化を行った（7月5日～7月7日）。

中央調査区でSB1727～SB1730櫛状建物跡の柱掘り方断ち割りを行った。断ち割り後の断面観察と検討の結果、SB1727には新旧2時期の重複があり、新しい建物SB1728が外側にいずれて建て替えられることが判明した。またSB1727中央から北側の柱掘り方と重複し、それより古いSB1729の南半の柱掘り方を検出した。検討後、柱掘り方断面の写真撮影と実測を行った。南調査区でSI1742の掘り下げを行った。またSA1733、SA1734、SD1739、SD1735、SD1736の掘り下げを行い、ベルトを残して記録化を行った。北調査区では、東側斜面下平場で当初SD1736となると考えられる落ち込みがさらに東側に大きく落ち込む状況が明らかになり、追求のため南半のみ掘り下げた。最終的に2m以上の深さとなったが、瓦や塙の破片のみの出土で遺物も少ないことから、奈良期の掘り込みか土取り穴の可能性が考えられた。最終的にプラン等の把握には至らなかった（7月8日～7月16日）。

7月10日には現地説明会を開催し、120名の参加者があった。また、7月20日には宮城県多賀城跡調査研究所小井川和夫所長の現地調査指導を受けた。

全景写真撮影の準備作業を行い、7月22日にバルーン使用による全景の空中写真撮影を行った。7月23日にはローリングタワー使用による全景写真撮影を行った。

その後、第84次調査準備作業のため現場を一時休止し、7月30日から補足調査を再開した。北調査区西側で古代の遺物包含層の褐色土層を除去し、下層の地山飛砂層面を精査したところ、柱掘り方3基以上からなるSB1731を検出しが、建物プラン全体の把握には至らなかった。中央調査区中央のSB1727付近で明褐色土の奈良期から平安期の整地層を除去し精査したところ、SF1732屈曲部の内側に性格不明のSK1747を検出した。また、SK1747上でSB1727の柱掘り方と重複し、それより古い小規模な柱掘り方2基を検出した。2基は組み合い、小規模な建物跡となる可能性も考えられたが、大規模なSB1727の柱掘り方の重複もあり、周辺で他に組み合う柱掘り方は検出されなかった。各調査区で平板による平面実測を行うとともに、区画施設把握のために部分的に深く掘り下げたサブレンチ断面も含む調査区壁の写真撮影や土層断面実測を行った（7月30日～8月10日）。

器材等を撤収し調査を終了した（8月12日）。

2) 検出遺構と出土遺物

① 挖立柱建物跡（櫓状建物他）

S B1727掘立柱建物跡（第6図、図版4～6）

中央調査区中央の第5層褐色土層面で検出された。梁間1間（3.9m）、桁行2間（2.1m+2.1m）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物の方位は桁行が北で約27度東に振れる。柱掘り方は直径1.6m～2.0mの円形で、深さ1.2m～1.6mである。南東側の柱掘り方は削平により小さく、浅くなっている。柱痕跡は約30cmで、抜き取りを受けている。

SB1728、SB1729、SB1730と重複し、SB1729、SB1730よりも新しく、SB1728よりも古い。削平により組み合う外郭区画施設との詳細な位置関係が明確でないが、建物形態と検出位置からSA1733を跨ぐ櫓状建物になると考えられる。

S B1727出土遺物（第7図、図版28）

1、2、4、8は柱掘り方埋土、3は柱掘り方抜き取り出土である。

須恵器（1）：円面観の脚部である。横位の刻線間に縦位の刻線を施し、方形の窓が付くものである。

赤褐色土器（2～4）：2は糸切り無調整の皿で、底部内面に漆が付着している。3、4は糸切り無調整の壺である。

瓦（8）：格子目平瓦の凸面で、表面のみの破片である。軟質で、白色を呈する。

S B1728掘立柱建物跡（第6図、図版4～5）

中央調査区中央の第5層褐色土層面で検出された。梁間1間（5.4m）、桁行2間（2.1m+2.1m）の東西棟の掘立柱建物跡である。建物の方位は桁行が北で約26度東に振れる。柱掘り方は直径1.0m～1.2mのゆがんだ円形で、深さ1.1m～1.3mである。柱痕跡は22cm～24cmで、建物外側に大きく抜き取りを受けている。

SB1727、SB1729、SB1730と重複し、これらよりも新しい。削平により組み合う外郭区画施設との詳細な位置関係が明確でないが、建物形態と検出位置からSA1733を跨ぐ櫓状建物になると考えられる。

S B1728出土遺物（第7図、図版28）

5は柱掘り方埋土出土である。

赤褐色土器（5）：糸切り無調整の壺である。

S B1729掘立柱建物跡（第6図、図版4～6）

中央調査区中央の第6層明褐色土層面で検出された。梁間1間（4.5m）、桁行2間（2.1m+2.1m）の東西棟の掘立柱建物跡である。建物の方位は桁行が北で約17度東に振れる。柱掘り方は一辺が1.0m～1.3mの隅丸方形で、深さ1.3mである。桁行南側の柱掘り方はSB1727との重複によって壊されており、詳細は不明である。柱痕跡は24cmで、抜き取りを受けている。

SB1727、SB1728、SB1730と重複し、これらより古い。建物形態と外郭区画施設との位置関係からSA1734と組み合う櫓状建物になると考えられる。埋土より須恵器の他に赤褐色土器・瓦片が出土している。

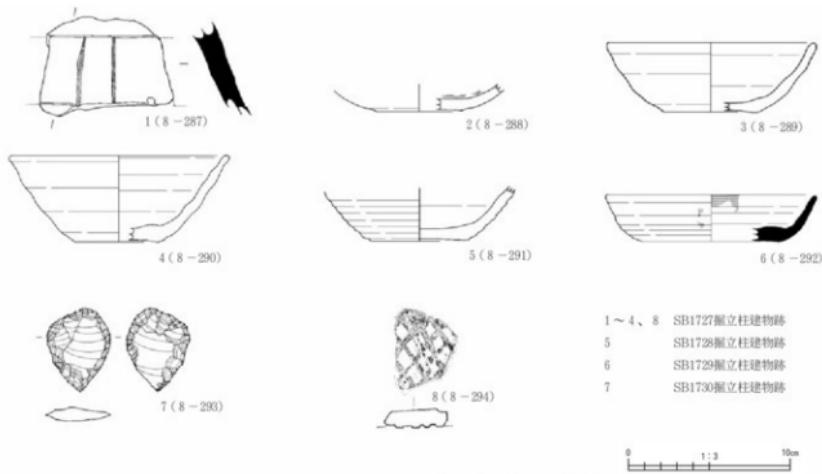
S B1729出土遺物（第7図、図版28）

6は柱掘り方埋土出土である。

須恵器（6）：ヘラ切り後に撫で調整を施す壺で、内外面に漆が付着している。



第6図 SB1727～SB1730掘立柱建物跡



第7図 SB1727~SB1730掘立柱建物跡出土遺物

S B1730掘立柱建物跡（第6図、図版4～6）

中央調査区中央東寄りの第6層明褐色土層面で検出されたが、削平を受けているために上層からの掘り込みの可能性がある。梁間1間（2.4m）、桁行1間（3.6m）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物の方位は桁行が北で約33度東に振れる。柱掘り方は一辺が80cm～140cmの不正方形で、深さ30cm～50cmである。柱掘り方は全体に大きく削平を受けている。柱掘り方の検出状況から建物東側の旧地形も傾斜していたと考えられる。柱痕跡は抜き取りによって明確でないが、20cm前後と推定される。

SB1727、SB1728、SB1729と重複し、SB1729より新しく、SB1727、SB1728より古い。外郭区画施設の位置関係から仮設的なものも含め、小規模な柵状建物になる可能性がある。埋土より石器の他に須恵器・赤褐色土器・瓦片が出土している。

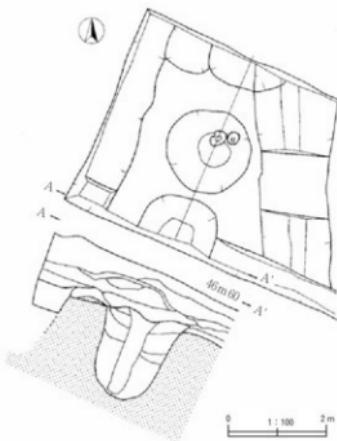
S B1730出土遺物（第7図、図版28）

7は柱掘り方埋土出土である。

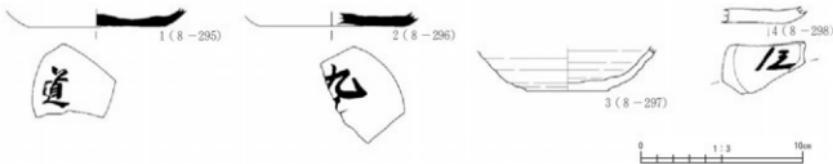
石器（7）：削器で、側縁に両面調整を施して刃部を作り出している。石質は硬質頁岩である。

S B1731掘立柱建物跡（第8図、図版7）

北調査区西側の第6層明褐色土層面で検出された。南北方向に並ぶ3基、2間以上の柱掘り方からなる建物跡と推定される。南北方向柱筋の方位は北で約23度東に振



第8図 SB1731掘立柱建物跡



第9図 S B 1731掘立柱建物跡出土遺物

れる。柱掘り方は直径1.6m～1.7mの円形で、深さ約1.8mである。柱痕跡は約33cmで、切り取りを受けている可能性がある。

SD1737と重複し、それより古い。

S B 1731出土遺物（第9図、図版28）

全て柱掘り方埋土出土である。

須恵器（1、2）：1はヘラ切り後に軽い撫で調整を、2はヘラ切り後に撫で調整を施す壺である。1の底部外面に「道」、2の底部外面に「九ヵ口」の墨書きがある。

赤褐色土器（3、4）：いずれも系切り無調整の壺で、4の底部外面に判読不能の墨書きがある。

② 外郭区画施設

S F 1732築地塙跡（第4・10～12図、図版4・5・7・8）

全調査区にわたり、第9層明黄褐色砂・浅黄色砂層面で検出された区画施設である。

検出した長さは北調査区から中央調査区間（外郭東辺～南東隅）で約30m、中央調査区から南調査区間（外郭南東隅～南辺）で約33.5mである。東辺は北で約3度東へ振れる方向であり、南辺は南で約56度西に振れる方向に屈曲する。

築地基底幅は基底全幅が検出された中央調査区で2.0m～2.2m、南調査区で2.2mである。築地積み土は遺存状況の最も良好な南調査区で約80cmの遺存高がある。中央調査区では全体的に削平を受けており、ほとんど基底部のみの検出で、厚さ10cm～20cmである。北調査区では材木塙布掘り溝による破壊のため、部分的な遺存であるが、遺存高は約30cmである。積み土は明褐色粘土、明黄褐色粘土、褐色砂などで厚さ2cm～6cmの細かい交互層の版築となっている。南調査区では上部にやや粗い積みの部分も認められたが、削平により上部が失われているため、新旧の時期差や嵩上げ部分を示すものは明確でない。また、平面的にも一定の間隔で積み手の違いがあったものと考えられるが、やはり削平等により明確でない。築地塙跡東側を中心には多量の瓦を包含する築地解崩粘土層の堆積が確認されていることから、当初は瓦葺きであったと判断される。

どの調査区でも、周辺に平坦面の作り出しを目的とした整地を行ってから築地版築を行っている。そのうち中央調査区の南東コーナー部周辺では、深さ10cm～15cm、幅2.0m～2.2m（基底幅）の布掘り状の溝を掘り込み、そこから版築を行う状況が観察された。基底部両側に幅1.4m～1.8m、厚さ10cm～25cmで積み土と類似した粘土により構築される犬走りに該当する箇所が部分的に検出された。全体的に後の遺構重複や削平によって遺存度が良好ではなく、断面による部分的な確認にとどまる箇所が多い。この他、築地塙跡外側に

は構築時に堰き板添え柱と考えられる小柱穴の痕跡が検出されている。

SA1733、SA1734、SB1727、SB1728、SB1729、SB1730と重複し、これらより古い。

S A1733材木堀跡（第4・10～12図、図版4・8）

全調査区で検出された区画施設である。中央調査区では第5層褐色面で検出された。北調査区から中央調査区間の外郭東辺で約23mの布掘り溝跡が検出されたが、中央調査区南東コーナー付近では削平により検出されていない。南調査区でも布掘り溝跡が検出された。他の区画施設SF1732、SA1733に対し、北調査区では位置的に重複し、それらを掘り込む状況で検出された。中央調査区ではSF1732やSA1734に対してやや西寄りにずれ、並行する状況で検出された。南調査区では再び位置的に重複し、やや東寄りにSF1732の崩壊土の高まりを掘り込む状況で検出された。堀の方向については、布掘り溝跡が東辺では北で約7度東へ振れる方向であり、南辺では南で約63度西へ振れる方向に屈曲する。

布掘り溝跡は上幅1.2m～1.4m、深さ10cm～65cmで、断面形は逆台形状を呈する。材の痕跡は、抜き取りを受けており明確でないが、布掘り溝の断面観察より径24cm前後の木材と推定される。材の形状については不明である。材抜き取りの検出状況から木材を密に立て並べた構造の材木列堀と考えられる。

SF1732、SA1734と重複し、これらよりも新しい。

S A1733出土遺物（第13図、図版28）

布掘り埋土出土である。

赤褐色土器（1）：糸切りで、台周縁に工具で撫で調整を施す台付坏である。

S A1734材木堀跡（第4・10～12図、図版4・7・8）

全調査区で検出された区画施設である。北調査区から中央調査区間の外郭東辺で約26mの布掘り溝跡が検出されたが、中央調査区南東コーナー付近では削平によって検出されない。南調査区でも布掘り溝跡が検出された。他の区画施設SF1732、SA1733に対し、北調査区では位置的に重複し、SF1732本体や崩壊土を掘り込む状況で検出された。中央調査区ではSF1732に対しやや西寄りで重複して掘り込む状況で検出された。南調査区では遺存高を持つSF1732本体上に布掘り溝跡が重複し、抜き取りが入る状況で検出された。堀の方向については、布掘り溝跡が東辺では北で約5度東へ振れる方向であり、南辺では南で約64度西へ振れる方向に屈曲する。

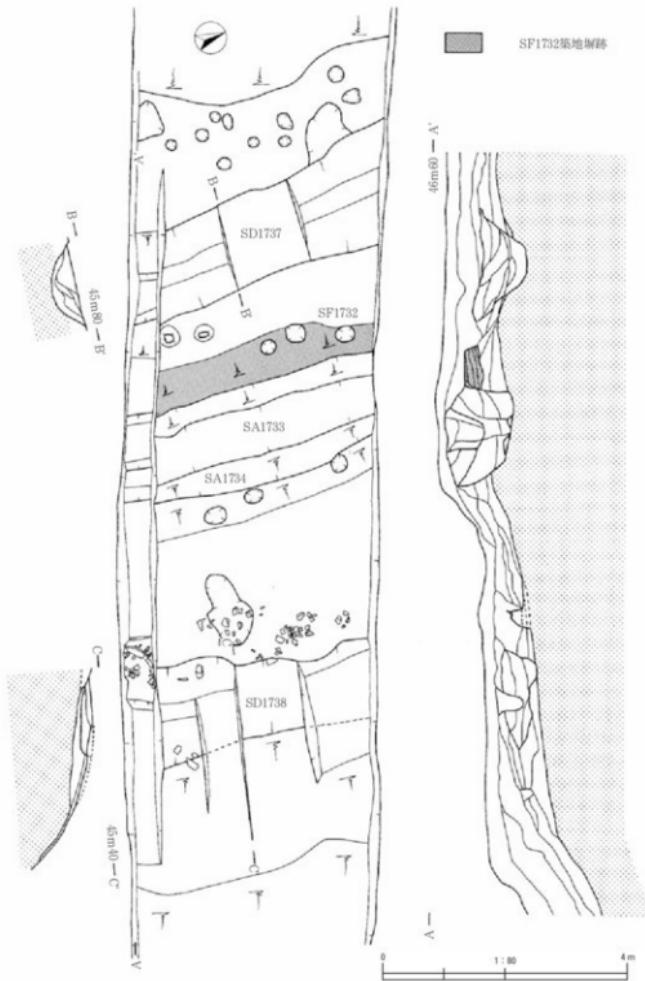
布掘り溝跡は上幅50cm、深さ20cm～110cmで、断面形は逆台形状を呈する。溝底面には直径24cm～30cmの円形の柱痕跡が検出された。材痕跡の間隔は、中央調査区の南東コーナー付近ではやや密で50cm前後、南調査区では80cm～150cmである。従来の調査成果も踏まえた場合、やや間隔を空けて丸太材を立て並べて堀を構築する柱列堀と考えられる。

SF1732、SA1733と重複し、SF1732より新しく、SA1733よりも古い。埋土より須恵器の他に赤褐色土器・瓦片が出土している。

S A1734出土遺物（第13図、図版28）

2は材抜き取り、3、4は布掘り埋土出土である。

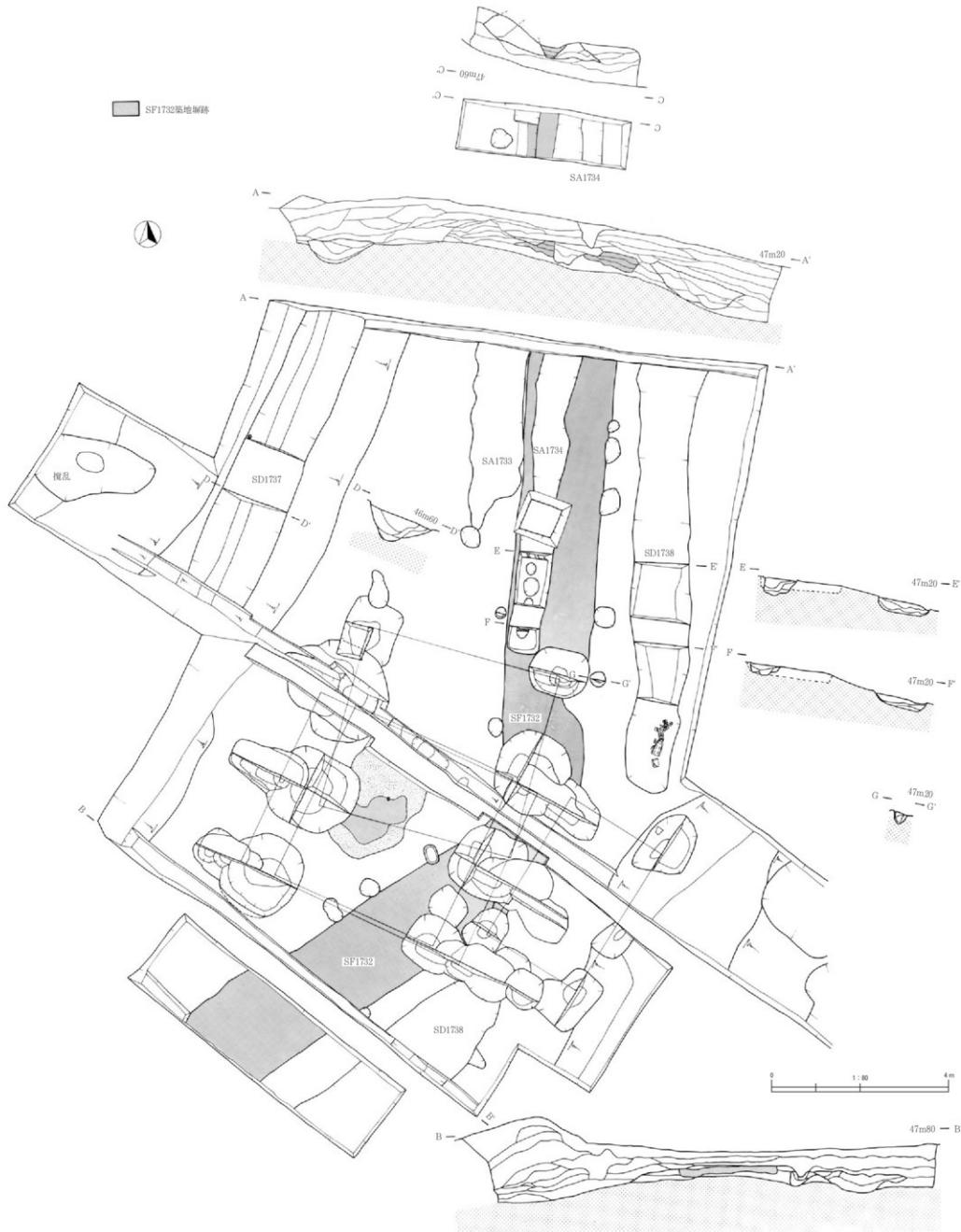
須恵器（2～4）：2は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付皿である。底部外面に「丈」の墨書きがある。3、4はいずれもヘラ切り後に撫で調整を、さらに台周縁に撫で調整を施す台付坏である。



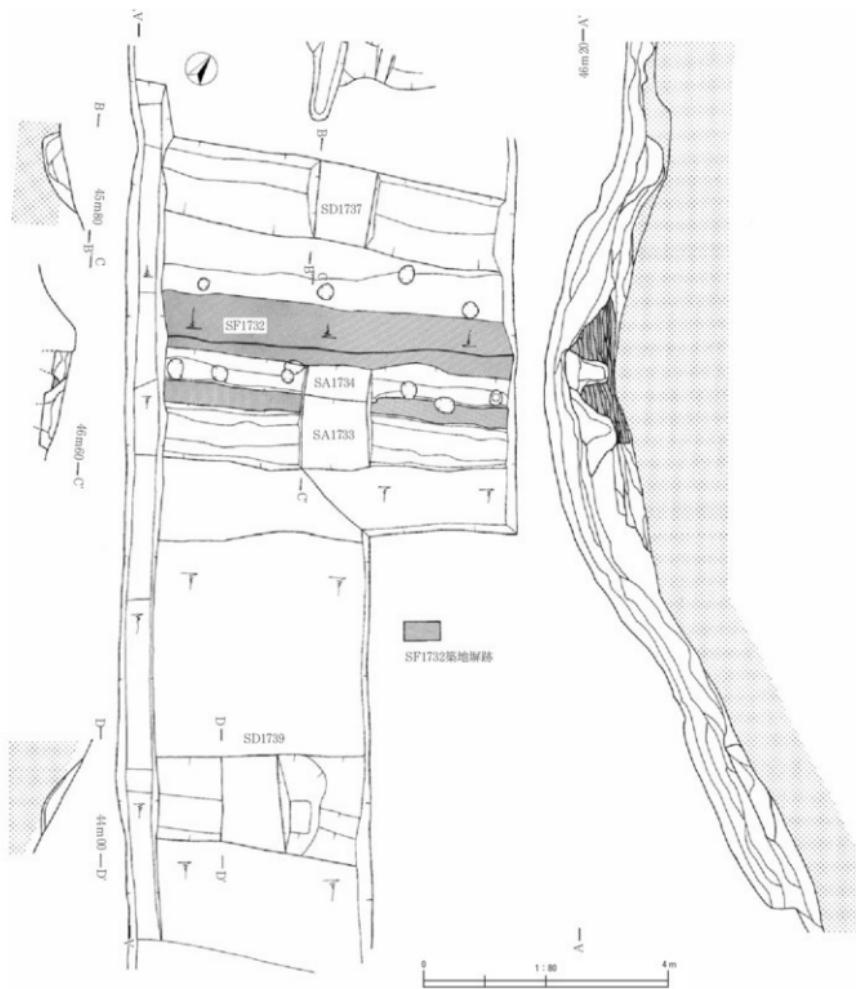
第10図 北調査区検出区画施設
SF1732染地塙跡、SA1733・SA1734木材塙跡、SD1737・SD1738溝跡

SD1737溝跡（第4・10～12図、図版4・9・10）

北調査区と中央調査区の西側から南調査区の中央にかけての全調査区で、SF1732等の区画施設の西側（城内側）に並行するように検出された。北調査区と中央調査区では、第6層明褐色土層面で検出された。



第11図 中央調査区検出区画設施
SF1732築地塗跡・SA1733・SA1734材木塗跡
SD1737・SD1738溝跡



第12図 南調査区検出区画施設 SF1732築地堀跡、SA1733・SA1734材木堀跡、SD1737・SD1739溝跡

幅1.3m～1.7m、深さ40cm～50cmの南北方向の溝跡である。溝の方向は北調査区で北で約2度西に振れ、中央調査区で北に約22度東に振れ、南調査区では南に約65度西に振れる。中央調査区付近でゆるやかに曲がる。並行する方向や位置関係等から、外郭の区画溝と考えられ、検出層位からSA1733材木堀またはSA1734材木堀とともに内溝として外郭区画施設の一部を構成した可能性が考えられる。

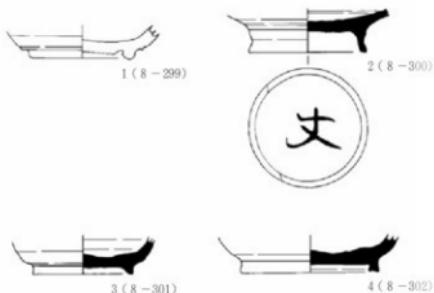
SB1731と重複し、これより新しい。

S D1737出土遺物（第14図、図版29）

全て埋土出土である。

須恵器（1、2）：1は糸切り後、底部周縁と体部下端にケズリ調整を施す环である。口縁部外面に煤状炭化物が付着している。2はヘラ切り後に軽い撫で調整を施す环で、底部内面を硯に転用している。

赤褐色土器（3、4）：いずれも糸切り無調整の环である。



S D1738溝跡（第4・10・11図、図版4・7）

北調査区と中央調査区の東側にかけて検出されたが、中央調査区南東コーナー付近では削平によって途切れる。SF1732等の区画施設の東側（城外側）に並行するように検出された。第7層明褐色粘土・明黃褐色粘土層面で検出されているが、上層からの掘り込みの可能性もある。幅1.1m～1.6m、深さ20cm～50cmの南北方向の溝跡である。溝の方向は北調査区から中央調査区北半で北で約3度東に振れ、中央調査区南半で南で約51度西に振れる方向に屈曲する。中央調査区では埋土に多量の瓦が混入する箇所が検出されている。並行する方向、位置関係から外郭の区画溝と考えられ、検出層位や出土遺物からSF1732築地堀またはSA1734材木堀とともに外溝として外郭区画施設の一部を構成した可能性が考えられる。埋土より瓦の他に須恵器・土師器片が出土している。

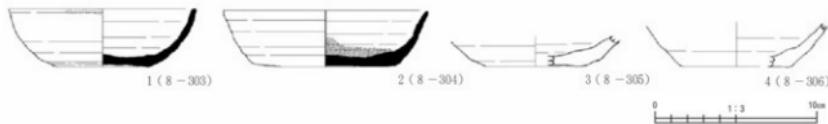
S D1738出土遺物（第15・16図、図版29～31）

全て埋土の瓦集中部からの出土である。

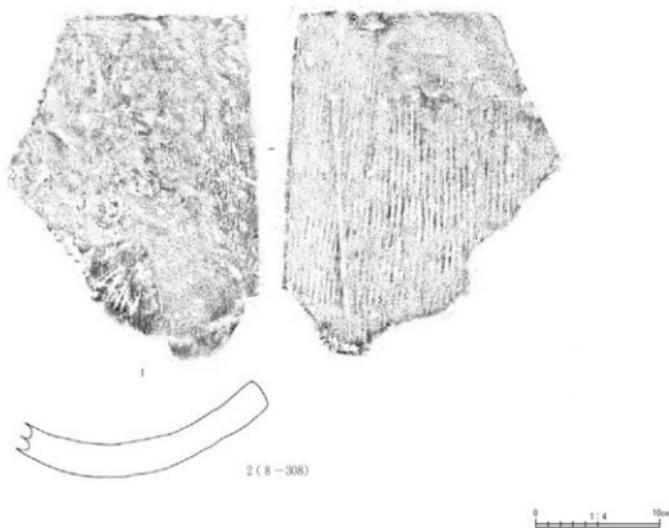
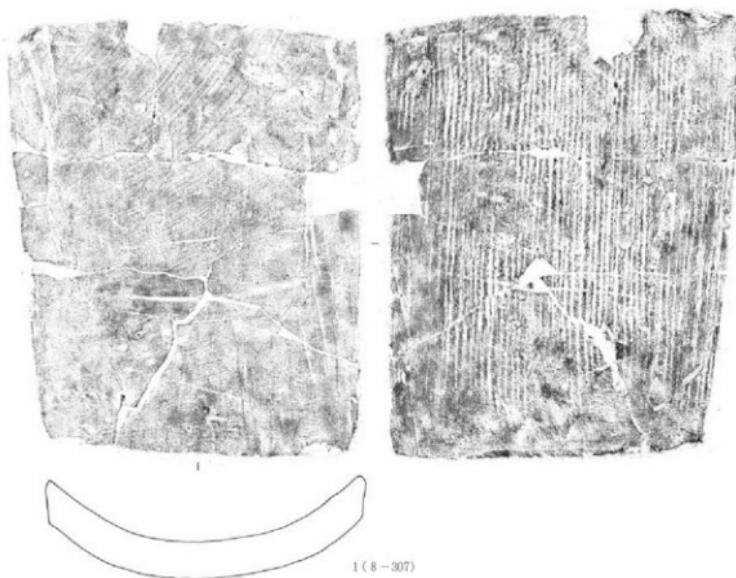
瓦（1～6）：1～4は平瓦で、1枚作りである。凹面に糸切り痕と布目圧痕、凸面に縄目叩き痕が認められるが、2の凹面の糸切り痕は磨滅によって不明である。1は硬質の暗灰色、その他は軟質の暗灰色を呈する。5、6は丸瓦で、5は有段（玉縁付）である。いずれも凸面に縄目叩き痕、凹面に布目圧痕が認められ、凸面には全体に撫で調整を施している。5は軟質で灰色を呈し、円筒状模骨に粘土板を巻き付けた痕跡が認められる。6は軟質で暗灰色を呈し、かなり磨滅している。

S D1739溝跡（第4・12図、図版9・10）

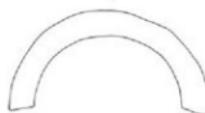
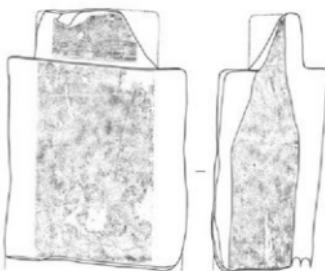
南調査区の東側斜面、第9層明褐色砂・浅黄色砂面で検出された。SF1732等の区画施設に並行するように検出されたが、SF1732との距離は5mで高低差は1.5mであり、SA1733との距離は4.5mで高低差は2.3m



第14図 S D1737溝跡出土遺物



第15図 SD1738溝跡出土遺物①



6 (8-312)

0 1:4 10cm

第16図 SD1738溝跡出土遺物②

とやや離れている。幅1.4m～1.8m、深さ25cmの東西方向の溝跡である。溝の方向は南で約58度西に振れる。並行する方向、位置関係から外郭の区画溝と考えられる。斜面上部の壠跡とともに外溝として外郭区画施設の一部を構成した可能性と、単独で機能した可能性とがある。埋土より須恵器・赤褐色土器・瓦片が出土している。

③ その他の遺構

S D1735溝跡（第4図、図版9・10）

北調査区及び南調査区の東側斜面下の平場、地山飛砂層面で検出された。幅0.5m～1.0m、深さ30cm～40cmの溝跡である。溝の方向は北で約16度東に振れ、南調査区で北に約48度東に振れる。埋土より須恵器の他に瓦片が出土している。

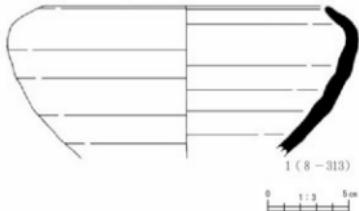
S D1735出土遺物（第17図、図版29）

1は埋土出土である。

須恵器（1）：底部を欠く鉄鉢で、口縁部が強く内傾する。

S D1736溝跡（第4図、図版9・10）

南調査区の東側斜面下の平場、地山飛砂層面で検出された。幅60cm、深さ30cmの溝跡である。溝の方向は北で約56度東に振れる。



第17図 S D1735溝跡出土遺物

S I 1740竪穴住居跡（第4・18図、図版10・11）

南調査区北西側の第6層明褐色土層面で検出された。平面形は東西3.5m×南北3.4mの方形を呈し、西壁は北で約30度西へ振れる。カマドは検出されない。床面四隅寄りに小柱穴を伴う。住居壁高は15cm～20cmを計るが、削平によって浅くなっている。

SI1743、SI1744と重複し、これより新しい。

S I 1740出土遺物（第19図、図版31）

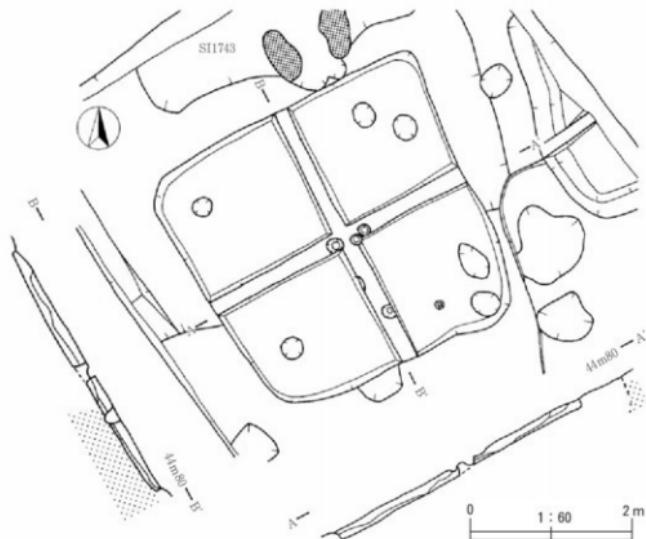
1～6、8～12は埋土下層、7は床面出土である。

赤褐色土器（1～11）：1は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付皿である。2～8は糸切り無調整の小型の壺である。9、10は糸切り無調整の壺である。11は糸切りで、台周縁から底部にかけて撫で調整を施す厚手の台付壺である。4の体部内面と6の口縁部から体部上半に煤状炭化物が付着している。9の底部にはスノコ状の圧痕が認められ、10は底部外面に判読不能の墨書きがある。

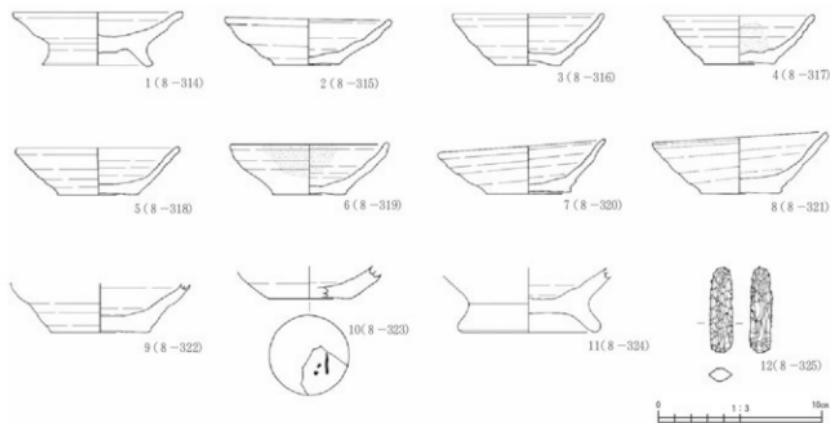
石器（12）：ヘラ状石器で、両面調整を施す。石質は硬質頁岩である。

S I 1741竪穴住居跡（第4・20図、図版10・11）

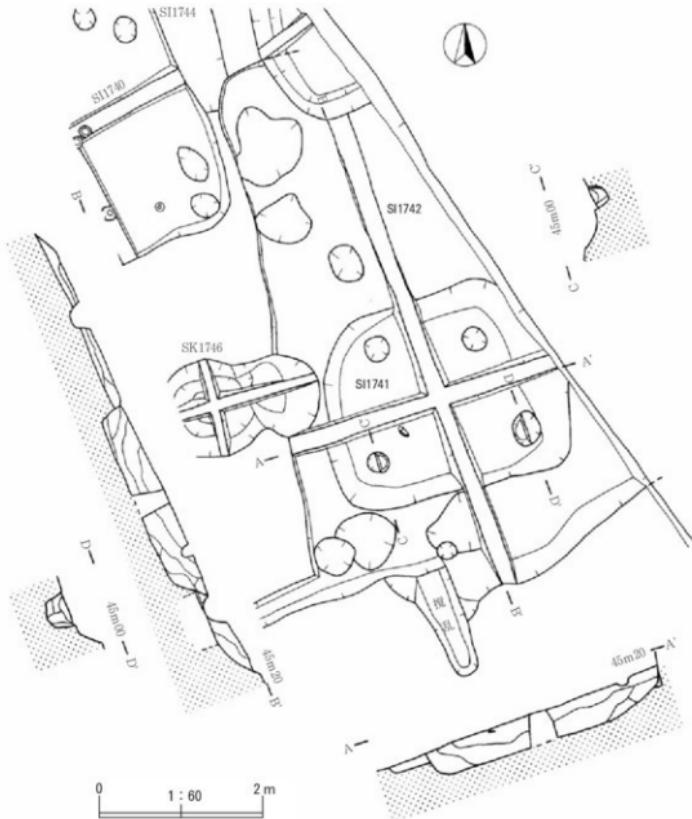
南調査区北西側のSI1742埋土面で検出された。平面形は東西3.0m×南北2.4mの長方形を呈し、西壁は北で約15度西へ振れる。カマドは検出されない。床面四隅寄りに小柱穴を伴う。住居壁高は40cmを計るが、削平によって浅くなっている。



第18図 S I 1740堅穴住居跡



第19図 S I 1740堅穴住居跡出土遺物



第20図 S II 1741・S II 1742堅穴住居跡

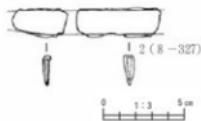
SII 1742と重複し、これより新しい。

S II 1741出土遺物（第21図、図版32）

いずれも埋土出土である。

赤褐色土器（1）：糸切り無調整の皿である。

鉄製品（2）：刀子の刀身部で、鋒化が進んでいる。



S II 1742堅穴住居跡（第4・20図、図版10・11）
南調査区北西側の第6層明褐色土層面で検出

第21図 S II 1741堅穴住居跡出土遺物

された。平面形は東西4.2m以上×南北6.4mの長方形を呈し、西壁は北で約10度西へ振れる。カマドは検出されない。北西隅付近と南西隅に柱掘り方を伴う。住居壁高は15cm～20cmを計るが、削平によって浅くなっている。

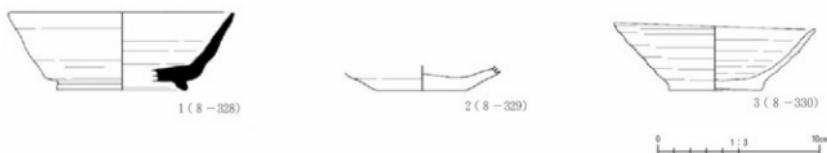
SI1741、SI1744、SI1745、SK1746と重複し、SI1744より新しく、SI1741、SI1745、SK1746より古い。

S I 1742出土遺物（第22図、図版32）

全て埋土下層出土である。

須恵器（1）：ヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付壺である。

赤褐色土器（2、3）：いずれも糸切り無調整の壺である。



第22図 S I 1742堅穴住居跡出土遺物

S I 1743堅穴住居跡

（第4・23図、図版10・11）

南調査区北西側の第6層明褐色土層面で検出された。プランのみの検出で、平面形は東西3.8m×南北1.3m以上の方形を呈し、北側は調査区外となっている。東壁は北で約11度西へ振れる。南辺中央にカマドを伴う。

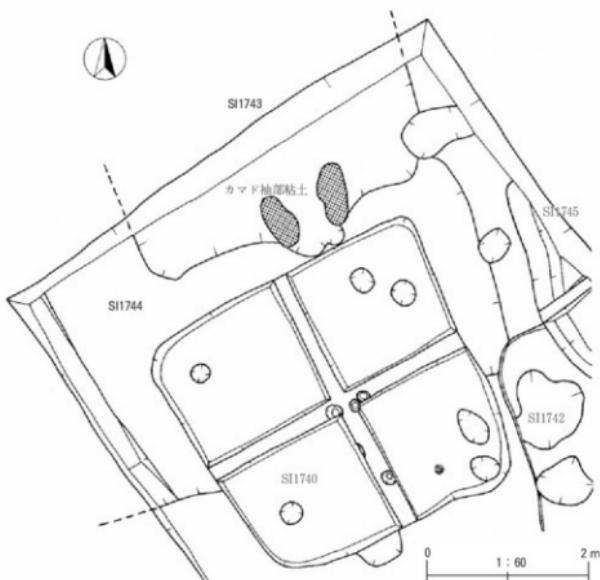
SI1740、SI1744と重複し、SI1744より新しく、SI1740より古い。

S I 1743出土遺物

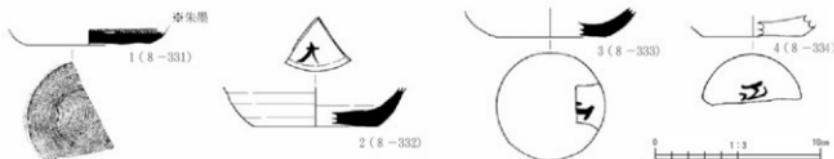
（第24図、図版32）

全て埋土上面出土である。

須恵器（1～3）：1は糸切り後、底部周縁に



第23図 S I 1743・S I 1744堅穴住居跡



第24図 S I 1743堅穴住跡出土遺物

ケズリ調整を施す坏である。底部内面を硯に転用しており、朱墨が付着している。2はヘラ切り後に撫で調整を施す坏で、底部内面に「大」の墨書がある。3はヘラ切り後に丁寧な撫で調整を施す坏で、底部外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（4）：糸切り無調整の坏で、底部外面に判読不能の墨書がある。

S I 1744堅穴住跡（第4・23図、図版10・11）

南調査区北西側の第6層明褐色土層面で検出された。プランのみの検出で、平面形は東西5.0m以上、南北3.2m以上の方形を呈し、北側及び西側は調査区外となっている。東壁は北で約20度西へ振れる。

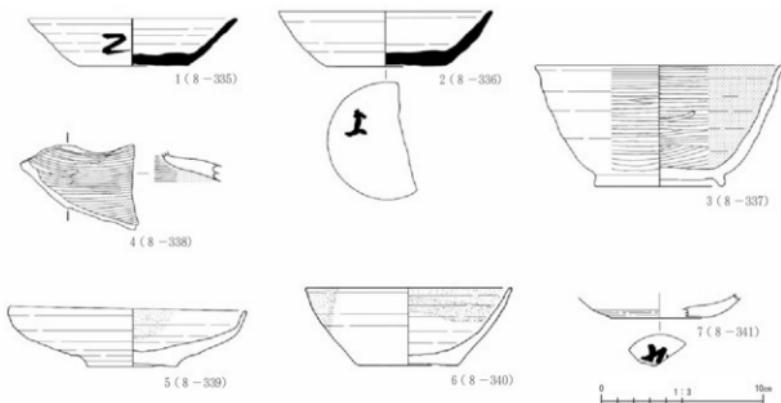
SI1740、SI1742、SI1743と重複し、これらより古い。

S I 1744出土遺物（第25図、図版32、33）

全て埋土上面の出土である。

須恵器（1、2）：いずれもヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。1の体部外面に判読不能の記号状の、2の底部外面に「上」の墨書がある。

土師器（3、4）：3は糸切りで、台周縁から底部に撫で調整を施す台付碗である。内外面の口縁部から体部下半にかけて横方向にミガキ調整を、底部内面に斜方向のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。



第25図 S I 1744堅穴住跡出土遺物

4は壺の肩部で、内外面に横方向のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。

赤褐色土器（5～7）：5は糸切り無調整の皿で、口縁部内面に煤状炭化物が付着している。6は糸切り無調整の壺である。内外面の口縁部から体部上半にかけて煤状炭化物が付着している。7は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す壺である。

底部外面に「九ヶ」の墨書きがある。

S I 1745竪穴住居跡

（第4・26図、図版10・11）

南調査区北西側の第6層明褐色土層面で検出された。平面形は東西0.8m以上、南北2.8mの方形を呈し、東側は調査区外となっている。東壁は北で約20度西へ振れる。

SI1742と重複し、これより新しい。

S I 1745出土遺物

（第27図、図版33）

埋土出土である。

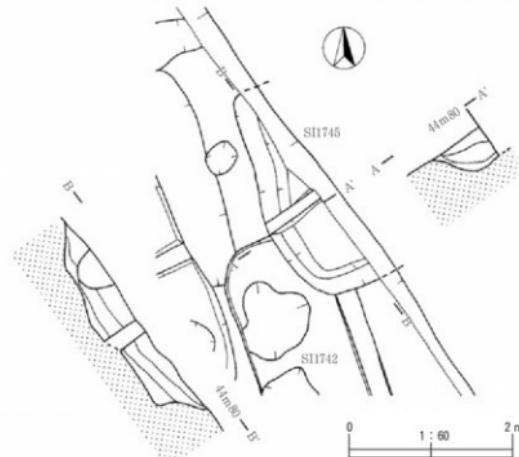
須恵器（1）：口縁部と底部を欠く鉢である。胴部下半に縦方向の手持ちケズリ調整を施してから、さらにケズリ調整を行っている。軟質で、灰白色を呈する。

S K1746土坑

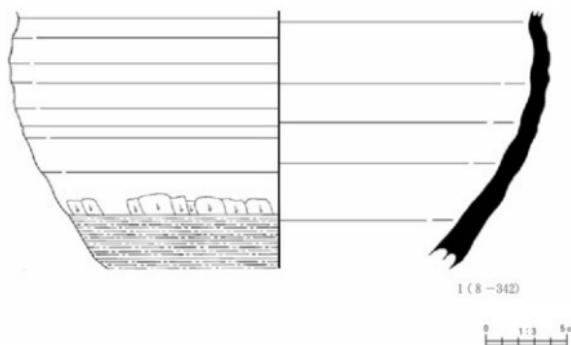
（第4・28図、図版11）

南調査区北西側の地山飛砂面で検出された。長径2.1m×短径1.2m、深さ1.2mのゆがんだ楕円形を呈する。埋土より赤褐色土器・須恵器・瓦片が出土している。

SI1742と重複し、これより新しい。



第26図 S I 1745竪穴住居跡



第27図 S I 1745竪穴住居跡出土遺物

S K1747土坑（第4・30図、図版5）

南調査区中央の第9層明黄褐色砂・浅黄色砂層面で検出された。東西2.2m、南北4.8m以上、深さ1.2mのゆがんだ楕円形を呈する。S B1727等と重複する西側が未調査となっている。

SB1727、SX1748と重複し、それより古い。

S X1748焼土遺構（第4・29図、図版11）

南調査区中央の第6層明褐色土層面で検出された。短径1.9m×長径2.1m以上の楕円形を呈する範囲に炭化物面が検出され、さらにその中央やや南寄りに赤褐色の焼土面が検出された。僅かにくぼみ状となっており、深さは15cmを計る。

埋土に多量の炭化物と焼土ブロックが混入していた。

S X1748出土遺物（第31図、図版33）

埋土出土である。

石製品（1）：砥石で、4面を使用している。上部に孔を穿ち、片面に朱墨が付着している。石質は凝灰岩である。

S A1749ピット群（第4図、図版10）

南調査区北西側の第4層褐色土層面で検出された。直径10cm～20cmの小柱掘り方からなるピット群である。小規模な柱掘り方や柱列を構成する可能性がある。

SI1740、SI1742と重複し、これより新しい。埋土より須恵器・赤褐色土器・瓦片が出土している。

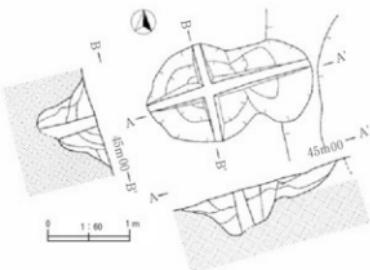
3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序（第5図、図版3）

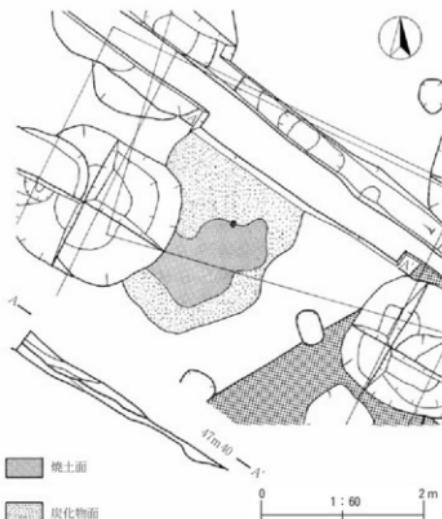
第83次調査地は南北に広い範囲を対象としており、北・中央・南調査区と分けて調査を実施している。調査地内で同時期・同一の堆積と考えられる土層についても、北と南では色調等に違いが認められるが、土地利用状況や遺構の変遷を踏まえて調査地全体の基本層序をまとめると以下のようになる。

第1層 表土：以前畠地であった場所の耕作時の耕作土で現表土。

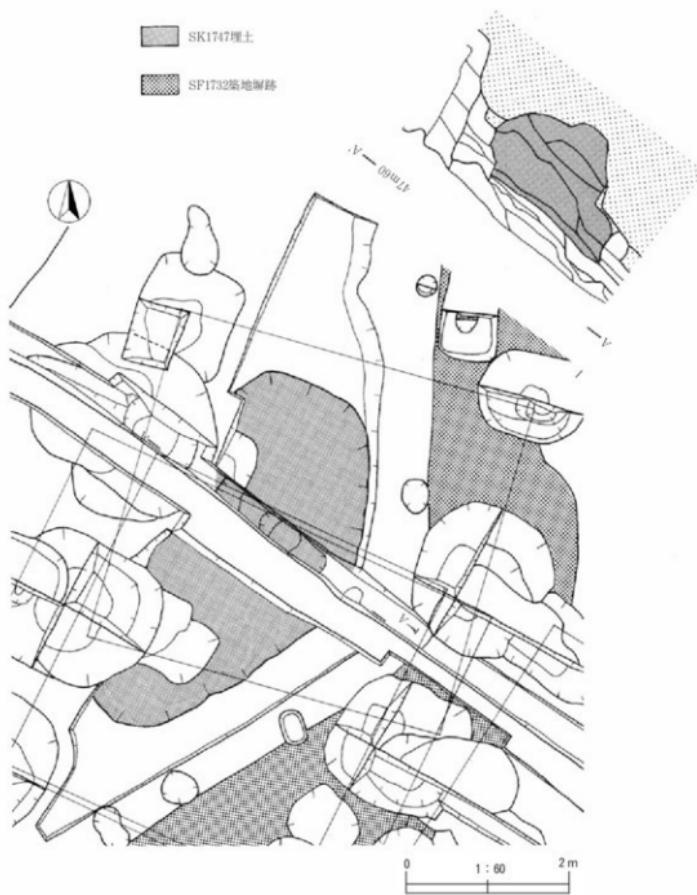
第2層 造成土：調査地全域で認められる暗褐色土を主体とする畠地の造成土。また別に浅黄色砂（地山飛



第28図 SK1746土坑



第29図 SX1748焼土遺構



第30図 SK1747土坑

砂)を主体とする造成土が中央調査区から南調査区で認められ、土手の盛り土となっている。後者は中央調査区で特に厚く、西側隣接地である昭和初期の旧高清水小学校グラウンドの造成、整地時の造成土と考えられる。

第3層 旧耕作土：昭和初期以前、近代から近世に亘る旧畠地の耕作土。褐色土を主体とする近代の旧耕作土、暗褐色土や黒褐色土を主体とする近世の旧耕作土、褐色土と明褐色土を主体とし、中央調査区周辺で認められる近世の最も古い旧耕作土に大別される。近世の旧耕作土とした土層からは、近世

陶磁器が出土している。ほぼ全域にわたり近世から近代の畠耕作時の歴跡が検出されている。

第4層 褐色土層：最上層の古代の遺物包含層。北調査区と南調査区に部分的に堆積が認められる。SA1749ピット群の検出面。中央調査区では削平により認められない。

第5層 褐色土層：焼土・炭化物が混入する土層。厚くなく部分的な堆積の箇所もあるが、全域で認められる。SB1727、SB1728、SA1733の検出面。

第6層 明褐色土層：明褐色粘土と褐色土の混じりからなる。

整地層で築地塀の崩壊土を多く、主体的に含む。中央調査区を中心に認められる。SB1729、SB1731、SI1740、SI1742、SI1743～SI1745、SD1737、SX1748の検出面。

第7層 明褐色粘土・明黄褐色粘土層：築地塀の崩壊土層。瓦が多量に混入する。SF1732築地塀の周辺を中心にはほぼ全域で認められる。東側にやや厚く堆積する傾向がある。SD1738の検出面。

第8層 にぶい黄褐色砂・浅黄褐色砂屑：北調査区東側斜面下に部分的に堆積が認められる。地山飛砂層面からの急激な落ち込みに堆積する土層で、奈良期以前の土取り穴等の掘り込みの埋土やその整地となる可能性がある。

第9層 明黄褐色砂・浅黄色砂層：創建期の整地層と考えられる。明褐色粘土も混入する。SF1732築地塀周辺を中心に調査地全域で認められる。創建期外郭築地構築時の基底部及び周辺への整地層と考えられる。SF1732、SD1739、SK1747の検出面。

地山飛砂層：浅黄色の飛砂層。調査地全域で地山となっている。調査地東側斜面では烟造成に伴う削平や搅乱のために、表土や造成土直下が地山飛砂面となっている。SK1746、SD1735、SD1736の検出面だが、上層からの掘り込みが削平により地山面で検出されたものと考えられる。

各層出土遺物

第1層 表土・表探出土遺物（第32図、図版33）

須恵器（1、2）：1は糸切りで、台周縁から底部周縁に撫で調整を施す台付坏である。焼成時のゆがみがある。2は天井部ヘラ切り後に撫で調整を施す蓋で、天井部内面を硯に転用している。

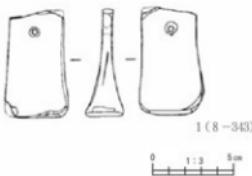
陶器（3、4）：3は珠洲系中世陶器で、甕の体部破片である。4は小型の人形で、軟質の胎土に緑色を呈する灰釉が施釉されている。近世以降の人形である。

石器（5）：縦型の石匙で、両面調整を施す。石質は硬質頁岩である。

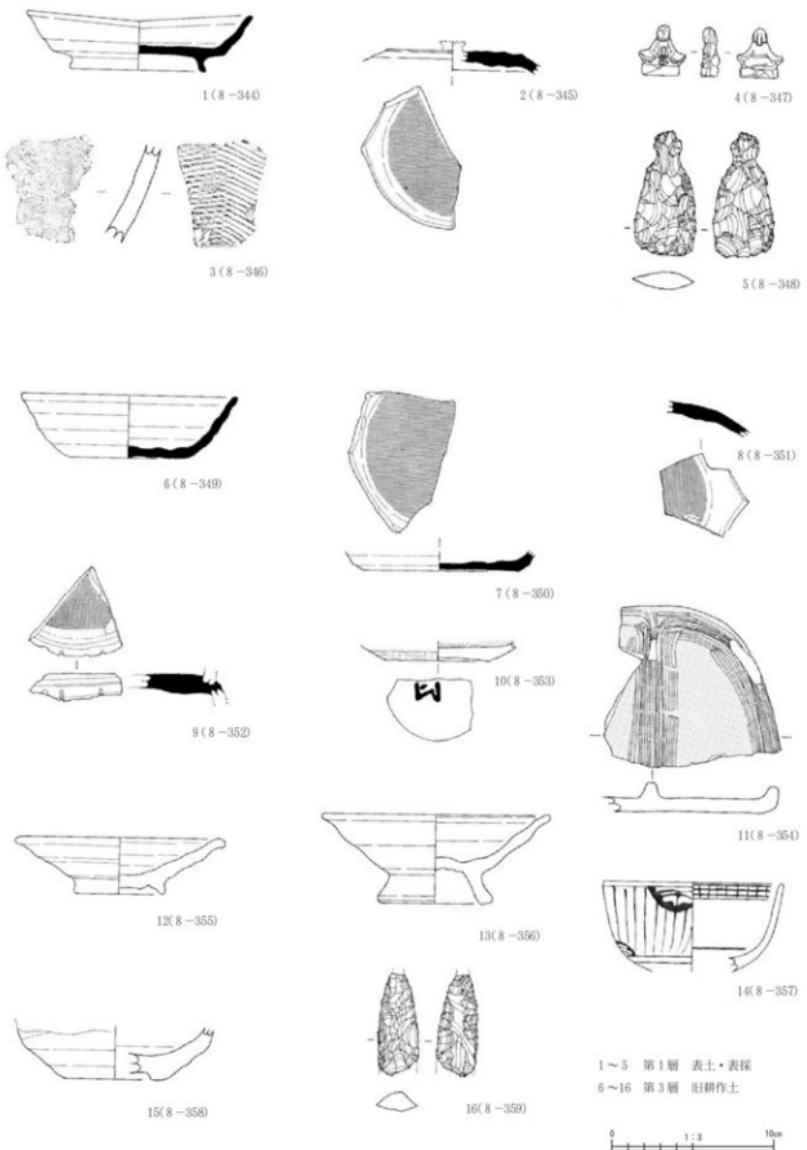
第3層 旧耕作土出土遺物（第32・35図、図版34・36）

須恵器（6～9）：6はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。7はヘラ切り後に丁寧な撫で調整を施す坏で、底部内面を硯に転用している。8は天井部ヘラ切り後にケズリ調整を施す蓋で、天井部内面を硯に転用している。9は円面硯で、墨痕が認められる。脚部に縦位の刻線を施している。

土師器（10、11）：10は糸切り後に体部下端から底部にかけてケズリ調整を施す碗で、内面を黒色処理している。底部外面に判読不能の墨書がある。11は二面硯で、表面にミガキ調整を施し、黒色処理している。



第31図 SX1748焼土遺構出土遺物



第32図 第1層、第3層出土遺物

赤褐色土器（12、13）：12は糸切りで、台周縁に棒状工具で撫で調整を施す台付皿である。13は高台外側に撫で調整を、高台内側に棒状工具による調整を施す壺であるが、切り離しは不明である。

磁器（14）：近世の肥前系磁器である。染付碗で、外面は縦位の平行線文を主体に、内面は口縁部に格子目文を描いている。

陶器（15）：近世陶器の壺底部である。外面は体部中程から底部にかけて、内面は体部下半から底部にかけて鉄軸を掛けている。

石器（16）：ヘラ状石器で、撥形をなす。両面調整を施して刃部を作り出しており、石質は硬質頁岩である。

瓦（第35図、図版36）（1）：格子目平瓦の破片で、1枚作りである。凹面に糸切り痕と布目圧痕、凸面に格子目叩き痕が認められる。やや軟質で、灰白色を呈する。

第5層 褐色土層出土遺物（第33・35図、図版35・36）

須恵器（17～21）：17はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す壺である。18はヘラ切り後にケズリ調整を施す壺で、底部外面に「厨」の墨書がある。19はヘラ切り後に底部周縁にケズリ調整を、さらに台周縁に撫で調整を施す台付壺である。20はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付壺である。21はヘラ切り後に撫で調整を施す台付皿で、底部外面を観に転用している。

土師器（22）：糸切り後、擬高台状に底部を削り出している台付壺である。底部内面に一定方向のミガキを施し、内面を黒色処理している。

赤褐色土器（23～26）：全て糸切り無調整の壺である。23の体部内面に煤状炭化物が付着し、24は内面に、25は全体に被熱の痕跡がある。26は外面の口縁部から体部にかけて煤状炭化物が付着し、外面に被熱の痕跡がある。

鉄製品（27）：刀の刀身部で、錆化が進んでいる。

瓦（第35図、図版36）（2）：格子目平瓦の破片である。凹面に糸切り痕と布目圧痕、凸面に格子目叩き痕が認められる。硬質で、青灰色を呈する。

第6層 明褐色土層出土遺物（第33・35図、図版35・36）

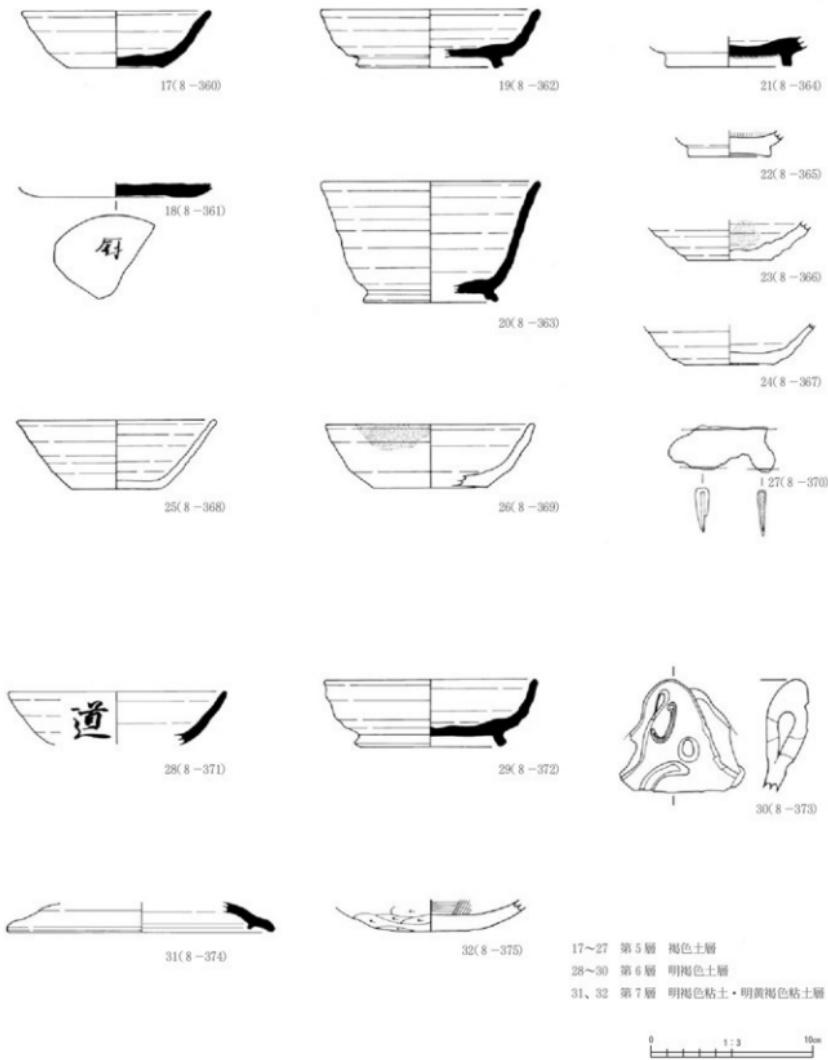
須恵器（28、29）：28は底部を欠く壺で、体部外面に「道」の墨書がある。29はヘラ切り後に底部周縁にケズリ調整を、さらに台周縁に撫で調整を施す台付壺である。

繩文土器（30）：深鉢形土器の把手である。粘土を頂部で折り曲げたもので隙間がある。内外面に孔が認められ、沈線で文様が施されている。

瓦（第35図、図版36）（3～5）：3は平瓦で、1枚作りである。凹面に糸切り痕と布目圧痕、凸面に繩目叩き痕が認められる。硬質で、青灰色を呈する。4は丸瓦で、有段（玉縁付）である。凹面に布目圧痕が認められるが、凸面は磨滅によって不明である。硬質で、灰白色を呈する。5は格子目平瓦の破片である。凹面に布目圧痕、凸面に格子目叩き痕が認められる。軟質で、灰白色を呈する。

第7層 明褐色粘土・明黄褐色粘土層出土遺物（第33・35・36図、図版35・36・37）

須恵器（31）：天井部を欠く蓋で、内面の口縁部付近にかえりが付く。



第33図 第5層～第7層出土遺物

土師器（32）：非ロクロ成形の丸底環底部である。底部の外面に手持ちケズリ調整を、内面に交差状のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。

瓦（第35・36図、図版36・37）（6～10）：6～8は平瓦で、1枚作りである。6、8は凹面に糸切り痕と布目压痕、凸面に繩目叩き痕が認められるが、7は磨滅によって不明である。6は硬質で暗灰色、7は軟質で暗灰色、8は硬質で淡黄色を呈する。9、10は丸瓦である。9は凸面に繩目叩き痕、凹面に布目压痕が認められ、凸面は撫で調整を施している。軟質でぶい橙色を呈し、円筒状模骨に粘土板を巻き付けた痕跡が認められる。10は凹面に布目压痕が認められるが、凸面は撫で調整によって繩目叩き痕が認められない。軟質で黒色を呈し、円筒状模骨に粘土板を巻き付けた痕跡が認められる。

第8層 浅黄色砂層出土遺物

（第34図、図版36）

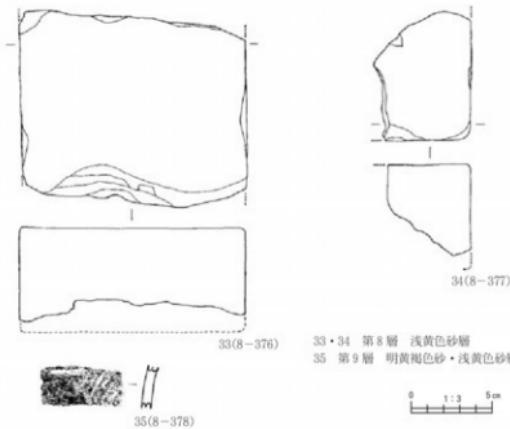
埴（33、34）：いずれも一部のみの残存である。33は軟質で暗灰色、34は硬質で青灰色を呈する。

第9層 明黄褐色砂・浅黄色砂

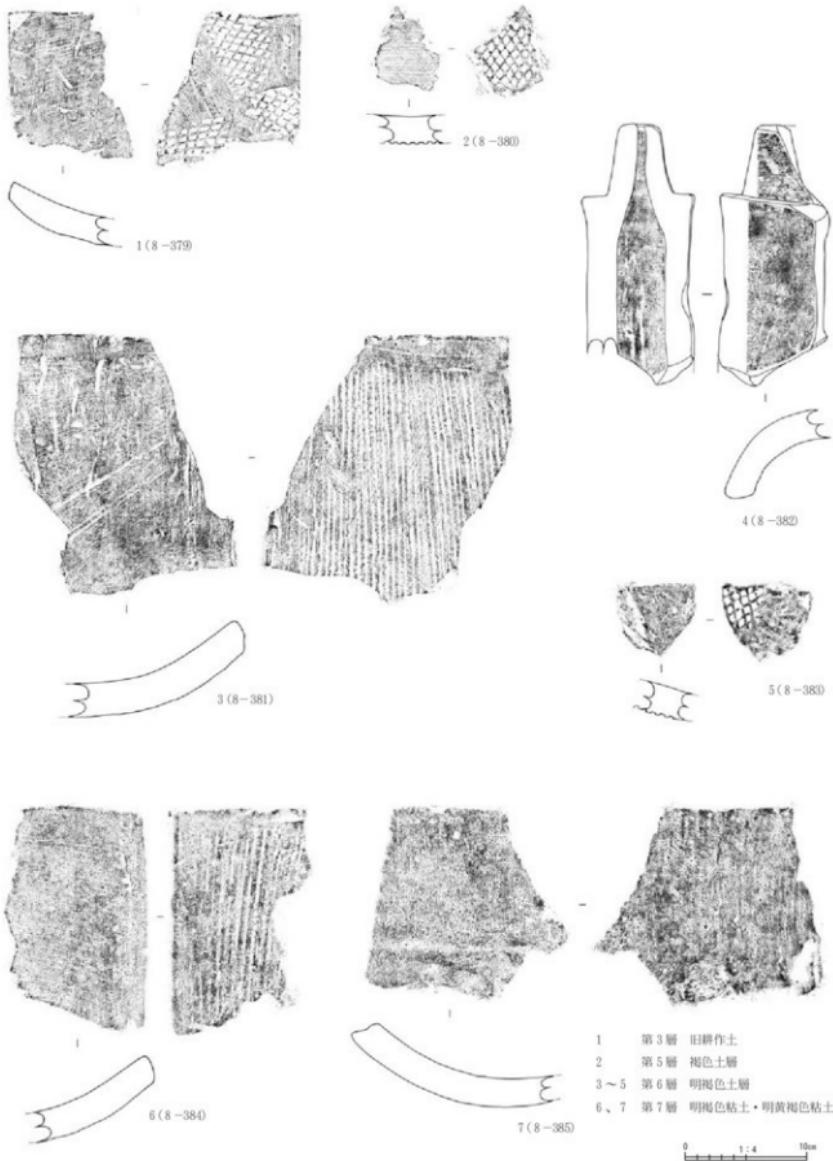
層出土遺物

（第34図、図版36）

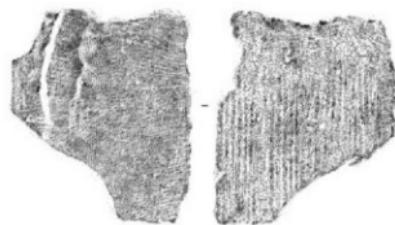
縄文土器（35）：深鉢形土器の口縁部である。沈線区画の磨消帯を施すもので、地文はR L 単節斜繩文（縦位回転）である。



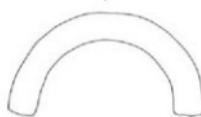
第34図 第8層・第9層出土遺物



第35図 各層出土瓦①



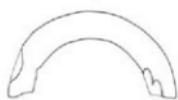
8(8-386)



9(8-387)



8~10 第7層 明褐色粘土・明黃褐色粘土層



10(8-388)

0 1:4 10cm

第36図 各層出土瓦②

III 第84次調査報告

1) 調査経過

第84次調査は、秋田城内の東側にあたる大畠地区東部を対象に、平成16年7月26日から11月22日まで実施した。調査面積は708m²である。

調査地は旧高清水小学校跡地の北側で、現在は秋田城跡出土品収蔵庫脇の駐車場となっている。秋田城内、外郭東門と政庁域のほぼ中間にあたり、外郭東門から政庁に至る城内東西道路の存在が推定される場所である。周辺では、南西側隣接地の第75次調査や第80次調査で規則的配置に基づく建物群や鍛冶工房が検出されており、実務官衙域や生産施設としての利用が確認されている。

調査は、この地区的環境整備計画も踏まえて城内東西道路の存在及び位置や変遷、南西側からの遺構の広がりの有無や周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査方法としては、調査地全体を最初に東西道路面が明確に把握される遺構面まで掘り下げ、その後トレンチを設定し、遺構面の一部を保存するとともに部分的かつ段階的に掘り下げ、各時期の道路遺構を確認する方法をとった。

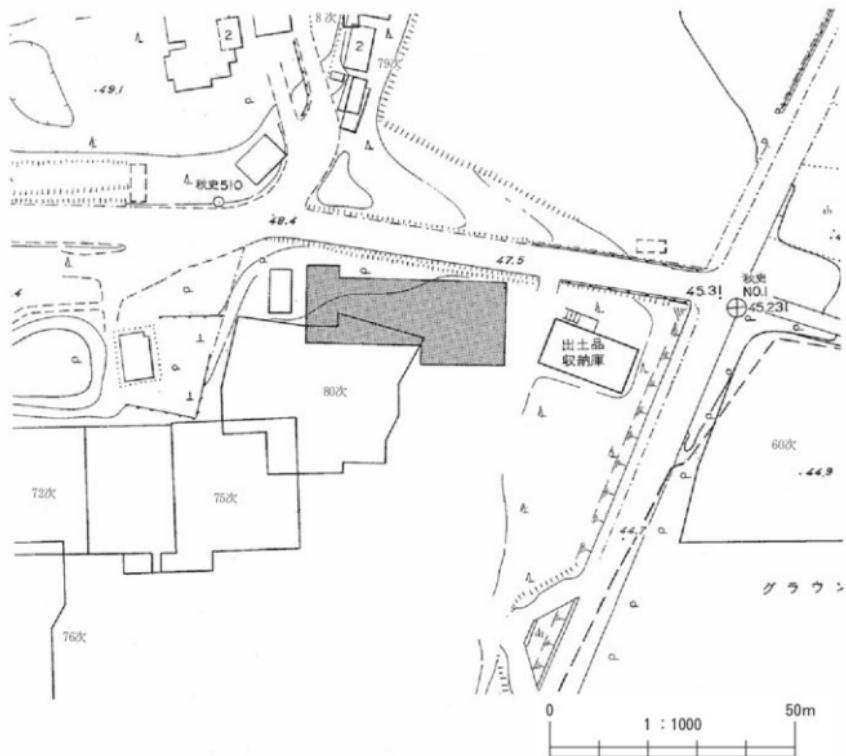
調査は、まず調査予定地で基準杭測量を行って調査区を設定し、重機による表土除去作業を行った（7月26日～7月29日）。その後、第83次調査の補足調査のために一時休止し、8月19日より作業員従事による調査を開始した。最初に第80次調査地との重複箇所の埋め戻し土除去を行った（8月19日～8月23日）。

今回の調査地においては、E141とE159ラインに南北方向のベルトを設定し、表土を除去していくこととした。調査地西側より表土除去を開始し、調査地中央にかけて暗褐色土の旧校地造成土を除去していった。調査地東側では南東方向に進むに従って表土は厚くなってしまい、旧地形は北西側が高く南西側が低い形で傾斜していると判断した。調査地東側では黒褐色土の旧耕作土も除去していった（8月24日～8月27日）。表土を除去して調査地全域を精査したところ、調査地西側では褐灰色土層面、中央から東側にかけては浅黄色砂層面、南東側では黒褐色土層面となっており、西側から東側にかけて旧高清水小学校に伴う配水管埋設溝や搅乱穴が検出された。また南東側では烟畝跡が検出された。煙畝跡は3方向の相違と重複があり、長期間畑地として利用されたと判断した。搅乱及び烟畝跡検出状況の写真撮影を行った（8月30日～9月1日）。

搅乱と烟畝跡の掘り下げを開始するとともに、平面実測用通り方設置作業を行った（9月2日）。搅乱を掘り下げながら周辺を精査し、調査地北東側から中央にかけて古代遺物包含層である第4層浅黄色砂面でSA1753ピット群やSK1775、SK1776、SK1777などの小土坑群を検出した。搅乱掘り下げ後に平面実測を行った（9月3日～9月10日）。

調査地南東側では烟畝跡を掘り下げて写真撮影と平面実測を行った後、畝跡検出面で最上層の古代遺物包含層となる第3層黒褐色土層を除去し、第4層浅黄色砂層面を検出し精査した。その結果、東西方向の柱列SA1750と東西溝のSD1757を検出した。調査地東側から中央にかけて第4層面の遺構を掘り下げ、写真撮影、断面実測、平面実測等の記録化を行った。また、調査地西側では第5層となる褐灰色土層面を精査し、方位等からSA1750と同時期となる可能性が高い東西方向の柱列SA1751を検出した（9月13日～9月17日）。

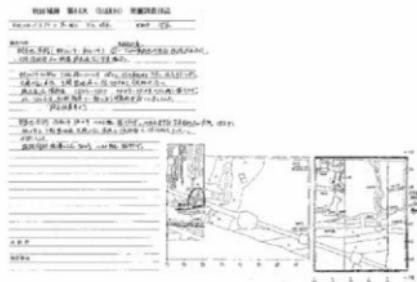
第4層面では南北を区画する東西方向の小規模な柱列や溝跡などが検出されたが、明確な道路面、道路遺構は検出されなかったため、さらに下層へ掘り下げていくこととした。調査地西側から東側へ第4層を除去し、第5層灰褐色土層面を検出しながら精査していった。その結果、調査地中央から東側で硬化した道路面



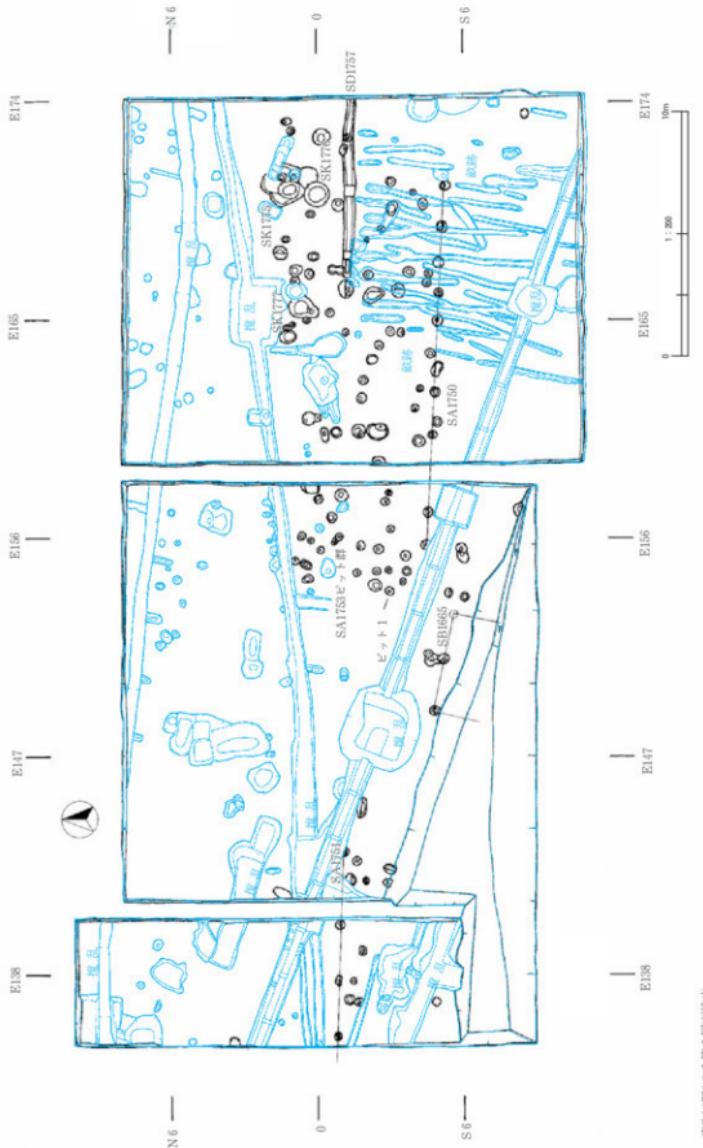
第37図 第84次調査周辺地形図

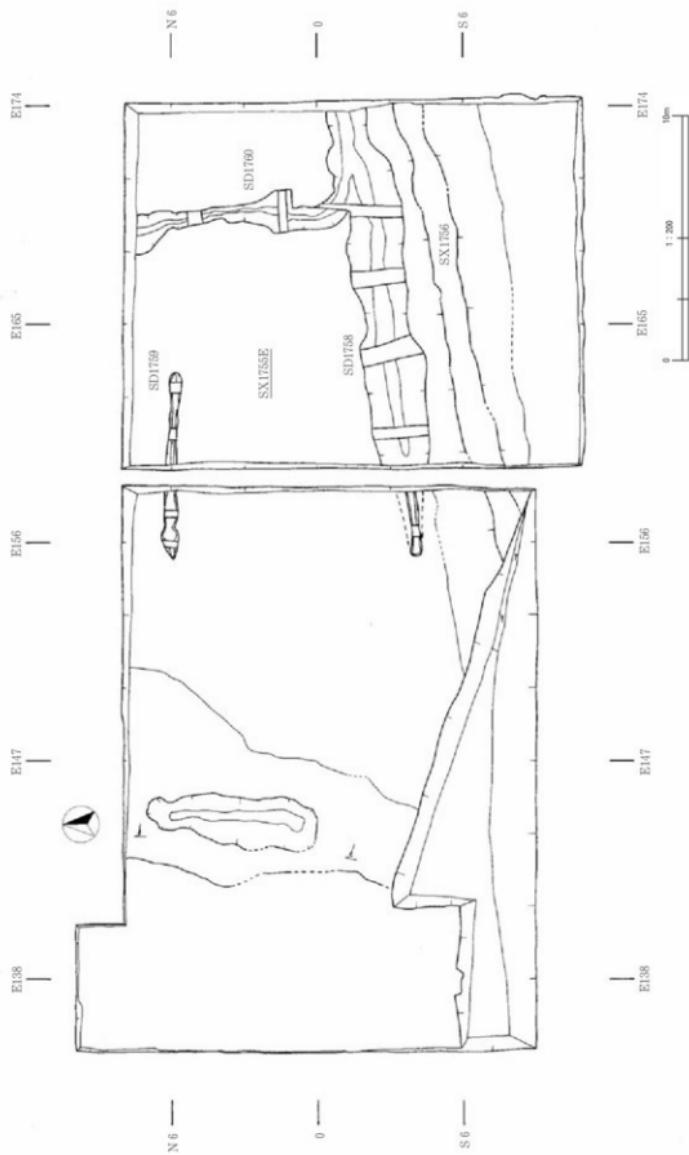
と浅いものの南北の道路側溝となるSD1758、SD1759を検出した。また南北方向の道路面排水溝と考えられるSD1760も検出した。調査地東側南北半では東西方向に道路側溝と平行するSX1756土手状造構を検出した。SX1756土手状造構の性格としては、道路と南側を区画する目的などが想定された(9月21日～9月28日)。

第5層面の遺構検出状況写真撮影後、道路側溝等の遺構の掘り下げを行い、写真撮影、ベルト断面実測、全体的な平面実測等

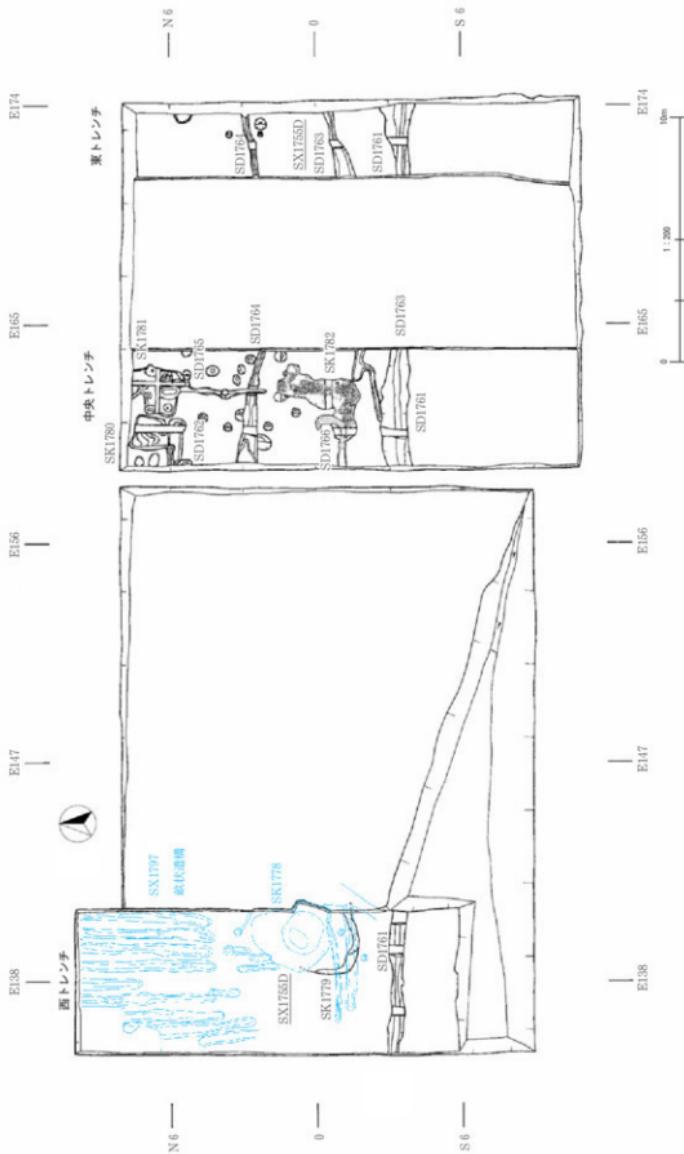


第38図 第84次調査検出遺構図①（第3層・第4層面検出遺構）



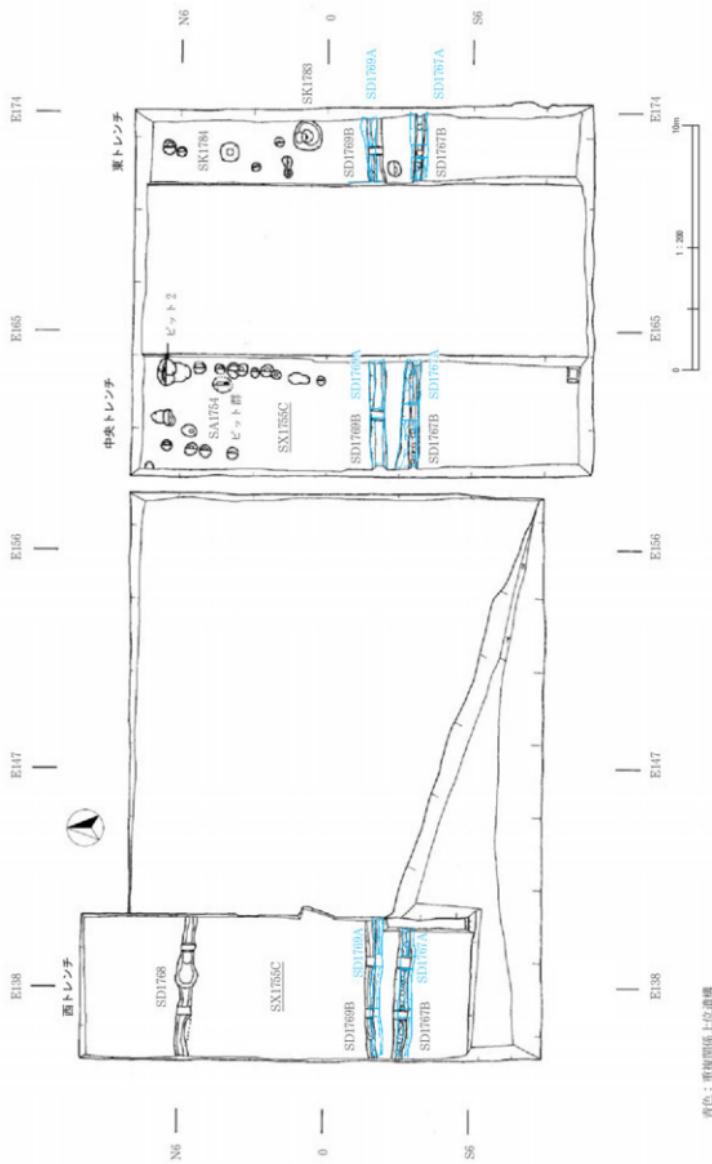


第39圖 第84次調查檢出遺構圖②（第5層面檢出遺構）

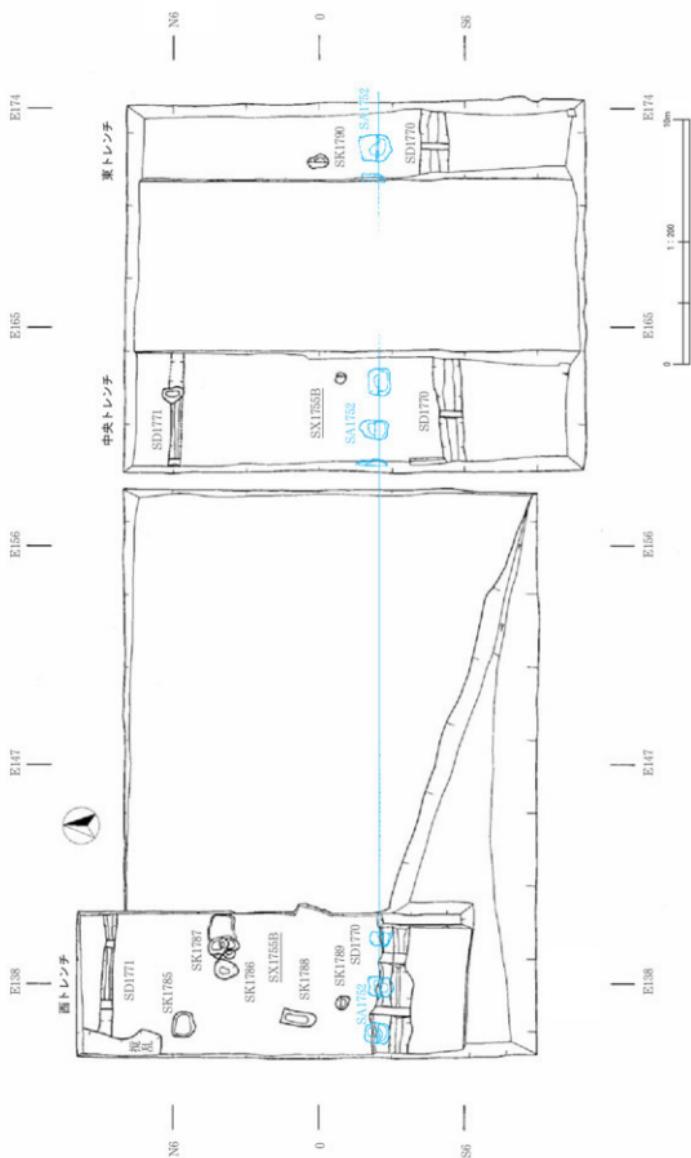


第40図 第84次調査検出遺構図3(第7層面検出遺構)

特色：重複關係上位連結

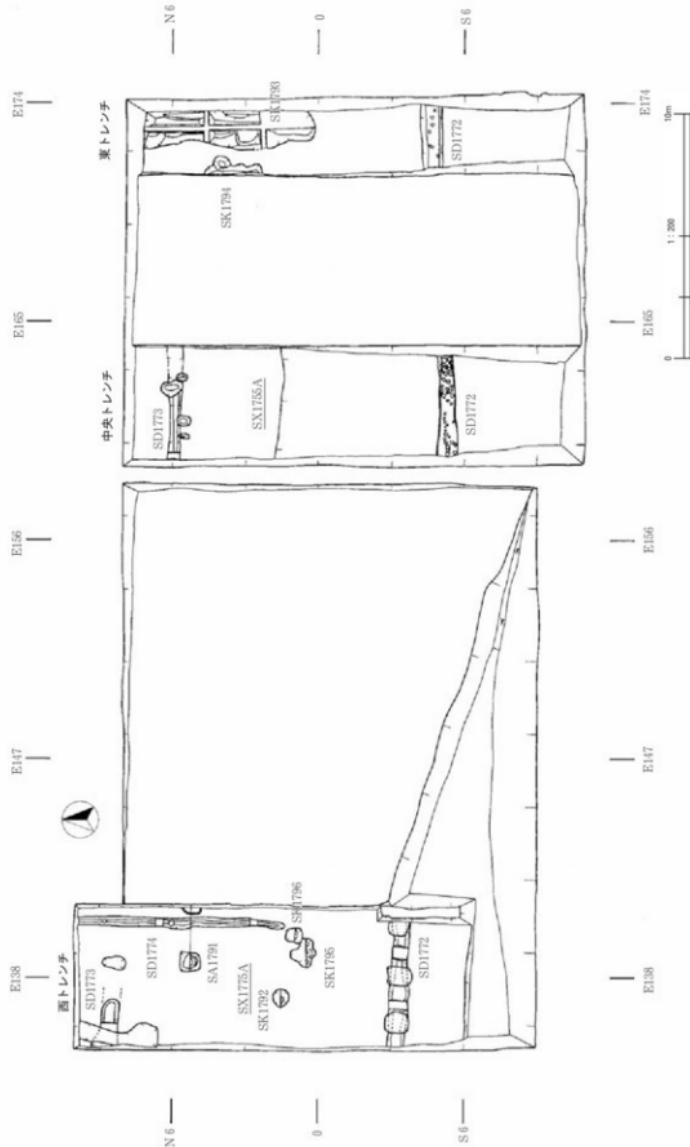


第41図 第84次調査検出遺構図④（第8層面検出遺構）



第42図 第84次調査検出遺構図5（第9層面検出遺構）

特色：重複關係子句與規範



第43図 第84次調査検出遺構図⑥（第10層面・地山飛砂面検出遺構）

*SD1773・SK1790～SK1796については
地山飛砂層を除く。

の記録化を行った（9月29日～10月6日）。

道路面が明確に把握されたことから、調査地の西側に東西幅6m、中央東側に東西幅5m、東側に東西幅3mのトレンチ（掘り下げ範囲）を南北に設定し、掘り下げを進めていった。まず、トレンチで第5層を除去したところ、焼土・炭化物が多量に混入した土層から多量の被熱した土器類が出土した。土器の年代等から焼土・炭化物は元慶2年(878)の元慶の乱に伴うものと考えられ、第5層面は元慶の乱後復興期の道路遺構面と判断された。また、西側トレンチの第5層及び第6層直下を精査したところ、同一方向に並行する多数の溝状遺構からなるSX1797を検出した。近世の畠跡の検出例に極めて類似しており平安期の畠跡となる可能性が考えられた。同じ第7層黄褐色土・褐色土層面では、道路南側側溝となるSD1761やSK1778を検出した（10月7日～10月8日）。

中央トレンチと東トレンチの掘り下げに際しては、SX1756土手状遺構下に第6層暗褐色土の焼土・炭化物層の堆積が確認された。出土遺物等からも第5層と時期差のない元慶の乱後の復興に伴う整地層で、土手状遺構や道路の盛土となっていると判断した。中央トレンチと東トレンチの第7層面からは道路側溝となる東西溝のSD1761、SD1762を検出し、また、ある段階での道路幅縮小を示す可能性をもつ東西溝のSD1763、SD1764も検出した。その他にSK1780、SK1781、SK1782等の遺構が中央トレンチ北半に集中して検出されたが、それらは検出状況から道路機能時ではなく、道路面改修時か道路幅縮小後の遺構と考えられた。第7層面の遺構検出状況写真撮影後、遺構の掘り下げを行いベルト断面実測、写真撮影、平面実測等を行った（10月12日～10月18日）。

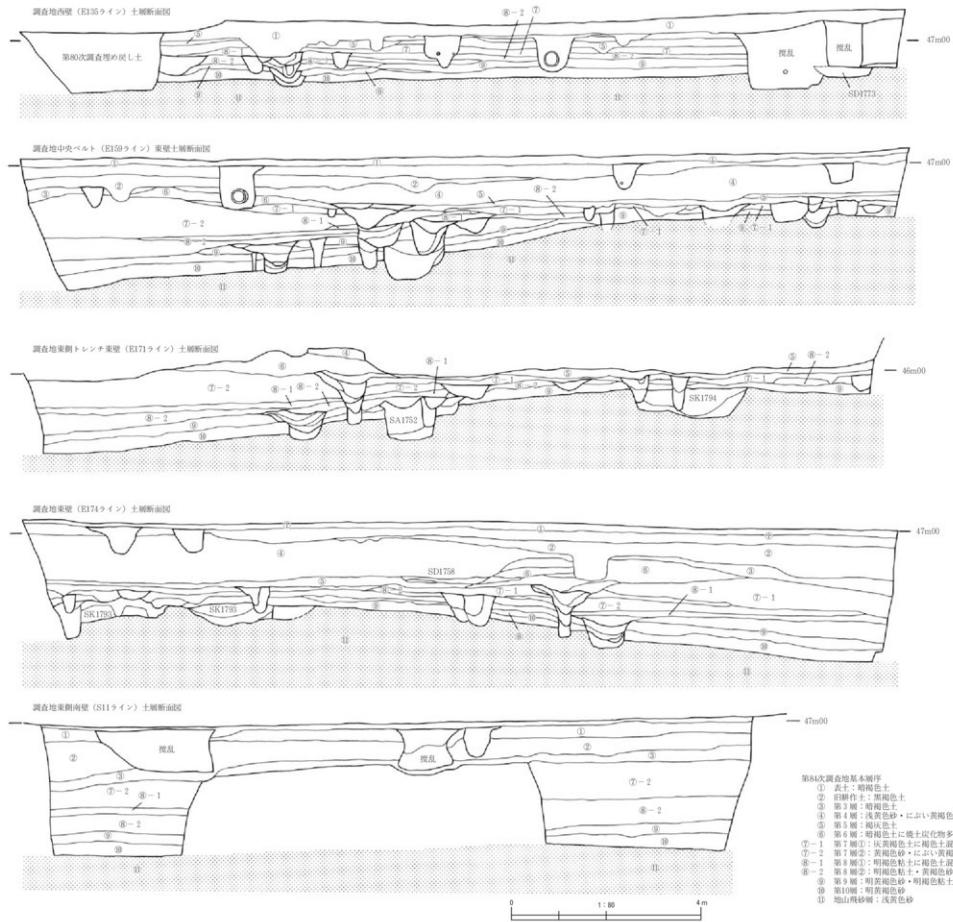
調査地西トレンチから第7層を除去して、さらに下層の道路遺構を追求していった。掘り下げて精査した結果、西トレンチの第8層明褐色粘土層面で道路南側側溝となる東西溝SD1767、SD1769、道路北側側溝となるSD1768を検出した。中央トレンチと東トレンチの第8層面でも南側にSD1767とSD1769の2条の東西溝を検出した。当初段階では2条の溝は時期差による道路幅の変化を示すものと考えられた。中央トレンチ北側ではSA1754ピット群を検出した。ピットは埋土の状況から上層の第7層面掘り込みのものとに大別されると判断された。また、西トレンチ検出の北側側溝SD1768の東側延長部と考えられる東西溝を検出しが、後に掘り下げて精査したところ、下層面の奈良期の側溝となると判断された。東トレンチでは削平により北側側溝は検出されず、SK1783、SK1784等が検出された。第8層面の遺構検出状況の写真撮影を行った（10月19日～10月22日）。

10月24日の秋田城跡東門ふれあいデー開催日に現地説明会を行い、120名の参加者があった。

第8層面検出遺構の掘り下げを行い、ベルト断面実測、写真撮影、平面実測等を行った。SD1767を掘り下げ精査したところ、溝掘り込みには新旧2時期の重複があり、古い時期の溝底部から小柱材痕跡が検出され、小規模な柱列壠か土留め施設の布掘り溝になると考えられた。その後の検討で道路内側のSD1769にも新旧2時期があり、第8層面道路遺構の当初は外側（南側）に柱列壠、内側（北側）に溝があり、ある段階で柱列壠がなくなり、外側に溝が掘り直されるという複雑な変遷をたどると考えられた。遺構出土遺物や粘土整地層の状況から、第8層面は8世紀末から9世紀初め以降の政府Ⅲ期・外郭Ⅲ期に該当する道路遺構面と判断した（10月25日～10月27日）。

10月28日には文化庁記念物課の玉田芳英文化財調査官の現地指導を受けた。

調査地東側トレンチと中央トレンチの南半から第8層を除去し、下層の第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層面を検出し精査した。その結果、道路北側側溝となるSD1771や道路南側側溝となる東西溝SD1770を検出し



第44図 第84次調査地土壌断面図

た。SD1770は上層検出の南側側溝よりも1.5m～2.0m南側にずれており、奈良期の道路幅は芯々で約11.6m、両端で約12mで、平安期の道路幅約9mより広くなっていることが判明した。

西側トレンチでは第9層面より道路北側側溝となるSD1771の他、SK1785～SK1789の小土坑群を検出した。南側側溝については、SD1767の底部を精査しSD1770が重複している状況を把握した。また、そのSD1770と重複し、それより新しい柱掘り方列が同時に検出され、SA1752とした(10月29日～11月2日)。

遺構検出状況写真撮影後に第9層面検出遺構の掘り下げを行い、ベルト断面実測や写真撮影を進めるとともに、東トレンチと中央トレンチにおいてSA1752の追求と検出を行った。中央トレンチと東側トレンチではさらに第9層を除去し、第10層明黄褐色砂層面を調査した。道路南側側溝を精査、追求したところSD1770とほぼ同一で重複し、鋤状工具痕による掘り込み痕跡を底部に残すSD1772を検出した。また、東トレンチ北側では地山飛砂層面から創建期の道路機能前の土取りの掘り込みと考えられるSK1793、SK1794を検出した(11月4日～11月8日)。西側トレンチでも第9層を除去し、第10層面を検出し道路北側側溝となるSD1773、南側側溝となるSD1772を検出した。また、SD1774、SA1791、SK1792等を検出した。遺構検出状況写真撮影後に第10層面検出遺構の掘り下げを行って断面実測や写真撮影をし、最終的な全景写真撮影と平面実測を行った(11月9日～11月11日)。

調査地各壁の土層断面実測と写真撮影を行った(11月16日～11月17日)。検出遺構は人手による埋め戻しを行った後、器材を撤収し作業員による作業を終了した。

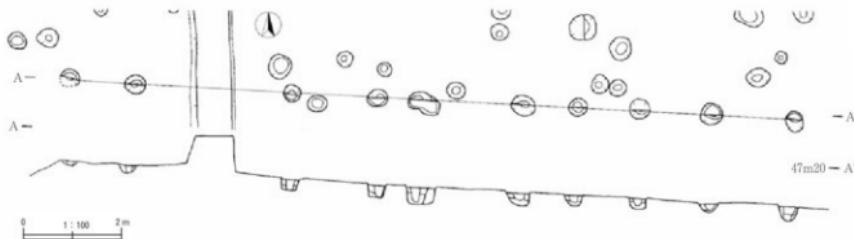
調査員のみで補足調査を実施し、西側トレンチで第10層を除去し、地山飛砂層面を検出、精査した。地山面では中央付近で風倒木痕とSK1795、SK1796を検出したにとどまった。写真撮影、平面実測を行い補足調査を終了し、人手による埋め戻しを行って調査を終了した(11月22日)。

2) 検出遺構と出土遺物

① 各遺構面検出柱列等

SA1750柱列(第38・45図、図版13・20)

調査地東側の第4層浅黄色砂・にぶい褐色砂層面で検出された。10基以上の柱掘り方よりなる東西方向の柱列である。柱列の方向は西で約3度北に振れる。柱掘り方は直径35cmの円形で、深さは20cm～30cmと浅く、全体に削平を受けている。柱痕跡は12cm～14cmで、削平によって明確でないが、抜き取りを受けていると判断される。柱間は西から1.2m+(3.3m)+1.8m+0.75m+2.1m+1.2m+1.2m+1.6mである。埋土より須



第45図 SA1750柱列

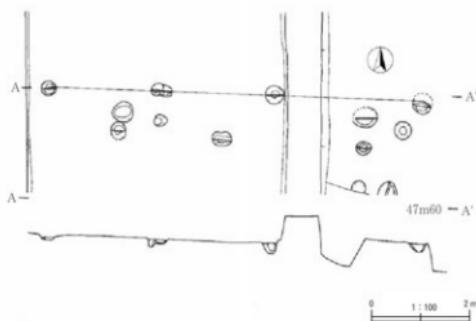
患器・赤褐色土器・土師器片が出土している。

S A 1751柱列

(第38・46図、図版13・16・20)

調査地西側の第5層褐灰色土層面で検出された。4基以上の柱掘り方よりなる東西方向の柱列である。柱列の方向は西で約2度北に振れる。柱掘り方は直徑30cm～35cmの円形で、深さは10cm～15cmと浅く、全体に削平を受けている。柱痕跡は12cm～14cmで、削平に

よって明確でないが、抜き取りを受けていると判断される。柱間は西から2.3m+2.3m+3.0mである。埋土より赤褐色土器・土師器片が出土している。



第46図 S A 1751柱列

S A 1791柱列 (第43図、図版17)

調査地西トレント北側の第10層明黄褐色砂層面で検出された。2基以上の柱掘り方よりなる東西方向の柱列である。柱列の方向は西で約1度北に振れる。柱掘り方は一辺1.5mの方形で、深さは1.5mである。柱痕跡は33cmで、柱抜き取りを受けている。

S A 1753ビット群 (第38図、図版13)

調査地東側から中央にかけての第4層浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層面で検出された。直径20cm～50cmの小柱掘り方からなるビット群である。小規模な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。

S A 1753ビット群ビット1出土遺物 (第79図、図版39)

埋土出土である。

赤褐色土器(1)：糸切り無調整の坏である。

S A 1754ビット群 (第41図、図版14・21)

調査地中央トレント北側の第8層明褐色粘土層面から地山飛砂層にかけて検出された。直径40cm～70cmの柱掘り方からなるビット群である。小規模な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。

S A 1754ビット群ビット2出土遺物 (第79図、図版39)

埋土出土である。

赤褐色土器(2)：糸切り後に体部下端にケズリ調整を施す坏で、内外面に被熱の痕跡がある。

② 各遺構面検出溝跡

S D 1757溝跡 (第38・47図、図版13)

調査地東側の第4層浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層面で検出された。幅35cm～50cm、深さ20cm～25cm、長さ

7.4m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は西で約2度北に振れる。

S D1757出土遺物

(第48図、図版38)

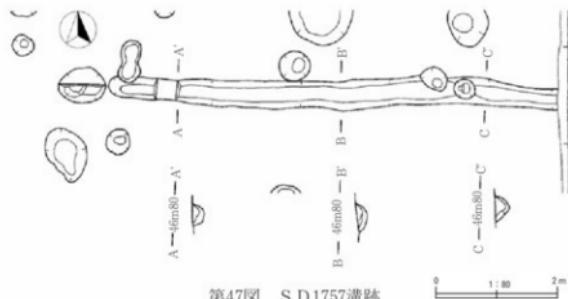
1は埋土出土である。

須恵器(1)：糸切り無調整の壊である。

S D1774溝跡

(第43・54図、図版17・25)

調査地西トレンチの第10層明黄褐色砂層面で検出された。幅24cm～44cm、深さ10cm～15cm、長さ8.5m以上の南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約1度東に振れる。埋土より須恵器片や瓦片が出土している。



第47図 S D1757溝跡

0 1 2 m



第48図 S D1757溝跡出土遺物

③ 東西道路遺構について

外郭東門から政府に至る城内東西道路に該当する遺構として、道路面や側溝跡等からなる道路遺構が検出された。道路遺構は5面の遺構面で確認され、5時期の変遷が把握された。東西道路遺構SX1755として、各検出遺構面ごとにA～Eに区分し、検出最上位面であるSX1755 Eより、道路面検出の道路側溝となる溝跡や区画施設の柱列とともに報告する。

○ SX1755 E 道路遺構 (第39・49図、図版13・16・20・22)

調査地東側から南側にかけて、第5層褐灰色土層面で東西方向に検出された。西側については削平によつて一部不明確となっている。

道路面は硬化しており、還元元によって褐灰色を呈している。厚さ10cm～20cmの褐灰色土(第5層)により造成されており、土層断面には版築状に交互層状につき固めた状況が観察される。道路はその後の使用によってさらに硬化したものと考えられる。硬化面の範囲は、南北側溝間よりもやや広く南北幅12m前後である。道路面は東側から西側に行くに従って高くなり、E 147～138ライン付近にかけては更に一段高くなるよう暗褐色土・焼土・炭化物層(第6層)によって盛り土造成が行われている。

道路側溝としては、調査地中央から東側にかけて南側側溝となるSD1758と北側側溝となるSD1759が検出された。SD1758とSD1759の南北間の距離(道路幅)は、中央ベルト付近の溝芯々間で9.3mである。SD1759は西で約2度北に振れ、SD1758は西で約8度南に振れ、側溝の方向にやや規則性を欠き、道路幅にも変動があると考えられる。道路面には他に南北方向の排水溝SD1760が検出されている。なお、東側道路面南側にはSX1756土手状遺構が伴う。

S X1756土手状遺構 (第39・49図、図版13)

調査地中央から東側にかけて検出された。幅4.0m～4.5m、高さ0.6m～1.2mの東西方向に長い土手状の高まりである。高い部分の東西方向に幅1m前後の褐色を呈する硬化面が検出された。土手の方向は西で約13度南に振れる。暗褐色土・焼土・炭化物層（第6層）の盛り土造成によって構築されている。

S D1758溝跡（第39・49図、図版13・22）

調査地中央から東側にかけて、第5層褐色土層面で検出された。中央から西側は削平によって検出されない。長さ18.5m以上の東西方向で浅く幅が広い溝跡である。溝の方向は西で約8度南に振れる。西から東に流れ、SD1760が合流する。SX1755Eの南側側溝と考えられる。

S D1758出土遺物（第52図、図版38）

全て埋土出土である。

土器師（1）：糸切り無調整の环で、内面の口縁部から体部にかけて横方向、底部に放射状のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。体部外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（2、3）：いずれも糸切り無調整の环で、2は体部上半を欠く。

S D1759溝跡（第39・49図、図版13・22）

調査地中央の第5層褐色土層面で検出された。削平によって中央部のみの検出となっている。幅30cm～60cm、深さ5cm～8cm、長さ7.7m以上の東西方向の浅い溝跡である。溝の方向は西で約2度北に振れる。SX1755Eの北側側溝と考えられる。埋土より赤褐色土器片が出土している。

S D1760溝跡（第39・49図、図版13）

調査地東側の第5層褐色土層面で検出された。幅0.5m～1.8m、深さ5cm～10cm、長さ8.5m以上の南北方向の浅く幅と方向に規則性のない溝跡である。北から南に流れ、SD1758に合流する。溝の方向は北で約3度西に振れる。道路面は北側がやや高いため、北側からの排水を目的とした排水溝と考えられる。埋土より赤褐色土器片が出土している。

○ S X1755D道路遺構（第40・50図、図版14・16・22・27）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第6層灰黄褐色土・黄褐色砂層面で検出された。調査地北側及び北西側については、削平によって道路面と側溝が不明確である。

道路面は灰黄褐色を呈し、硬化している。道路面は厚さ10cm～20cmの灰黄褐色土をつき固めて造成されており、道路面より南側は平坦面を作り出すために、厚さ20cm～100cmで南に行くに従って厚くなる黄褐色砂層により大規模に整地されている。硬化の範囲は北側は不明であるが、南側は南側側溝までとなっている。

道路側溝としては、西トレンチから東トレンチにかけて南側側溝となる東西溝SD1761、中央トレンチは北側側溝となるSD1762が検出された。SD1761とSD1762の南北間の距離（道路幅）は、中央ベルト付近の溝芯間で9.0mである。削平によってその他のトレンチでは北側側溝が検出されず、道路幅は不明である。SD1761、SD1762は中央トレンチではほぼ真西の方向であり、西トレンチでは西で約2度北に振れる。それらのことから、道路は調査地中央付近ではほぼ東西方向であり、西側で若干北寄りに方向に曲がると考えられる。また、SD1761とSD1762の内側には、南側にSD1763・SD1766、北側にSD1764が並行して検出されているこ

とから、ある段階でその溝芯々間の距離である3.5m～4.0mに道路幅が縮小した段階があった可能性がある。道路範囲内及び周辺に検出されたSD1765・SK1779～SK1782・SX1797については、重複関係や検出状況からSK1779、SK1782が道路が機能する段階以前の遺構で、その他は道路の終末段階の遺構と考えられる。

S D1761溝跡（第40・50図、図版14・22）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第6層灰黄褐色土・黄褐色砂層面で検出された。幅35cm～140cm、深さ16cm～32cm、長さ39m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は東トレンチから中央トレンチ間でほぼ真西、西トレンチで西で約2度北に振れる。SX1755Dの南側側溝と考えられる。

S D1762溝跡（第40・50図、図版14・22）

調査地中央トレンチの第6層灰黄褐色土層面で検出された。削平によって中央トレンチのみの検出である。幅55cm、深さ50cm、長さ2.0m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向はほぼ真西である。SK1780と重複し、これより古い。SX1755Dの北側側溝と考えられる。

S D1762出土遺物（第52図、図版38）

4は埋土出土である。

赤褐色土器（4）：糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付环である。底部外面に墨痕がある。

S D1763溝跡（第40・50図、図版14・22）

調査地中央トレンチから東トレンチにかけて、第6層灰黄褐色土層面で検出された。幅20cm～50cm、深さ54cm、長さ13m以上の幅と方向性が不規則な東西方向の溝跡である。溝の方向は東トレンチで西で約15度に振れ、中央トレンチで西で約10度北に振れる。SD1761と重複し、これより新しい。

S D1764溝跡（第40・50図、図版14・22）

調査地中央トレンチから東トレンチにかけて、第6層灰黄褐色土層面で検出された。幅20cm～80cm、深さ25～40cm、長さ14.3m以上の幅と方向が不規則な東西方向の溝跡である。溝の方向は東トレンチで西で約12度南に振れ、中央トレンチで西に西で約9度北に振れる。SD1765と重複し、これより古い。

S D1764出土遺物（第52図、図版38）

5は埋土出土である。

赤褐色土器（5）：糸切り無調整の环で、内外面に被熱の痕跡がある。

S D1765溝跡（第40・50図、図版14）

調査地中央トレンチの第6層灰黄褐色土層面で検出された。幅16cm～30cm、深さ10cm、長さ3.3mの南北方向の浅い溝跡である。溝の方向は北で約1度東に振れる。SK1781と連続するものである。埋土より赤褐色土器片が出土している。SD1764と重複し、これより新しい。

S D1766溝跡（第40・50図、図版14・27）

調査地中央トレンチの第6層灰黄褐色土層面で検出された。幅20cm～36cm、深さ8cmの浅い溝跡である。

長さは東西1.9m以上で、北側にL字状に曲がっている。SK1782と重複し、これより新しい。

○ S X 1755 C 道路遺構（第41・51図、図版14・15・16・23）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第8層明褐色粘土層面で検出された。中央トレンチから東トレンチの北側では削平によって道路面が不明確である。

道路面は全体的に厚さ10cm～30cmの褐色土混じりの明褐色粘土によって造成され、明褐色及び褐色を呈しているが、上層道路遺構の造成時削平のためか、硬化面は明確に検出されない。道路面及び道路側溝より南側は南へ緩やかな傾斜面となっており、厚さ20cm～50cmで南に行くに従って厚くなる明褐色粘土と黄褐色砂層の交差層により整地されている。当初は道路面が南側より一段高い状況であったと判断される。

道路側溝としては、西トレンチから東トレンチにかけて南側側溝となる2条の東西溝SD1767とSD1769が西トレンチで北側側溝となるSD1768が検出された。南側の2条の側溝については、各々ほぼ同位置で新旧2時期の重複がある。検出状況等から、旧段階のSD1767Bは材木列壠布掘り溝であり、道路南側は材木列壠で区画され、その内側にSD1769A・Bが側溝として並行していたと考えられる。その後、新段階ではSD1769Aは粘土整地で埋め戻され、SD1769Aが新たに南側側溝として掘り込まれたと考えられる。旧段階のSD1768とSD1769A・Bの南北間の距離は（道路幅）溝芯々間で7.5m、SD1768とSD1767B間は9.0mである。新段階のSD1768とSD1767Aの南北間の距離は溝芯々間で9.0mである。西トレンチから東トレンチ間で、SD1767は西で約1度北に振れ、SD1769は約1度南に振れる。SD1768は西トレンチでは西で約2度北に振れる。それらのことから、道路は新旧段階を通してほぼ東西方向と考えられる。道路範囲内及び周辺に検出されたSA1754ピット群、SK1783、SK1784については、埋土及び検出状況から道路が機能する以前の改修段階の遺構と考えられる。

S D 1767 A・B 溝跡（第41・51図、図版14・15・23）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第8層明褐色粘土層面で検出された。ほぼ同位置で新旧2時期の重複があり、S D 1767 Aが新しく、S D 1767 Bが古い。SD1767Aは幅50cm～70cm、深さ30cm～40cm、長さ38.8m以上の東西方向の溝跡である。SD1767Bは幅35cm～70cm、深さ65cm～85cm、長さ38.8m以上の東西方向の溝跡であるが、溝底面に直径16cm～20cmの柱痕跡が5cm～25cm間隔で検出されたことから、材木壠の布掘り溝と考えられる。丸太材の柱痕跡は間隔が密な部分や重複する部分があることから、材木列壠であった可能性や、部分的に補修された可能性が想定される。溝の方向はSD1767A・Bとも西で約1度北に振れる。SD1767AはSX1755Cの南側側溝、SD1767BはSX1755Cの南側区画施設となると考えられる。

S D 1767 出土遺物（第52図、図版38）

6は埋土出土である。

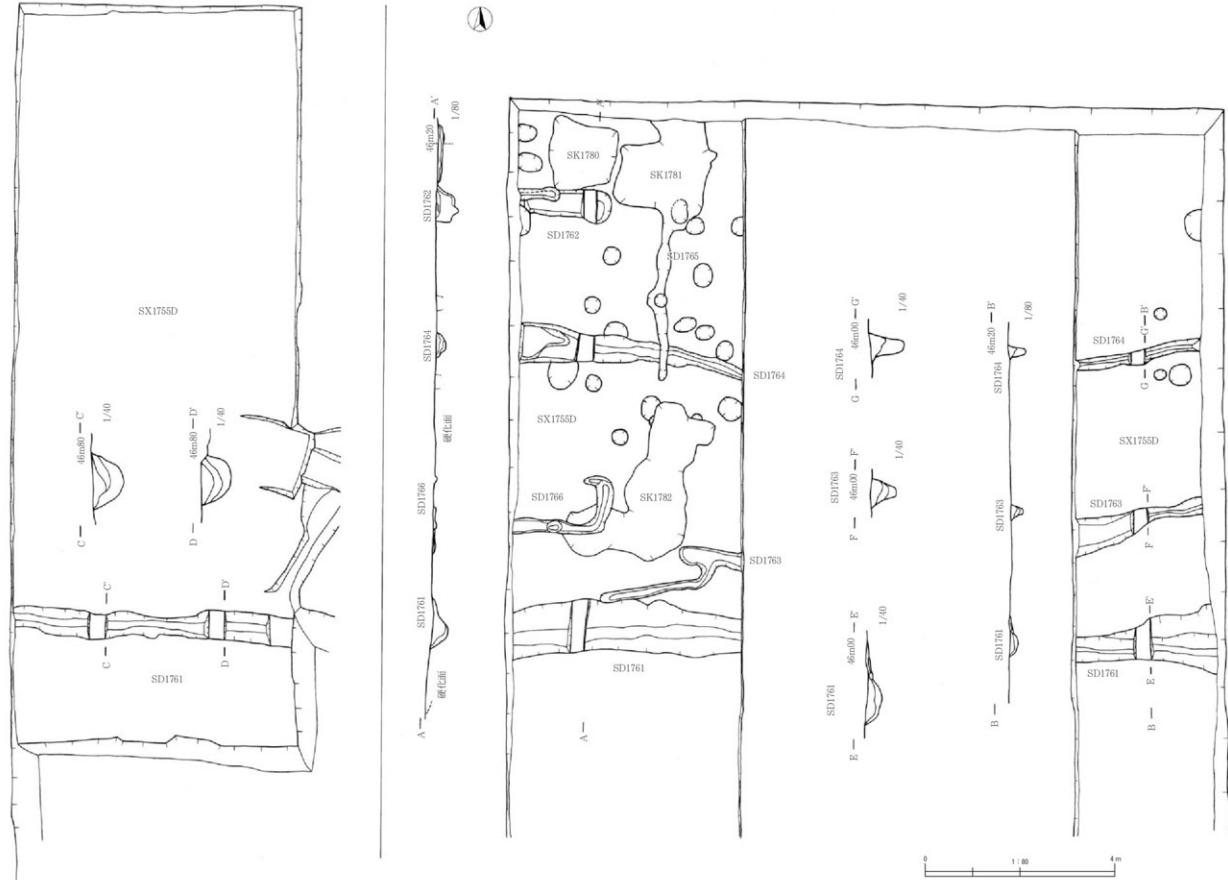
陶器（6）：灰釉陶器皿の口縁部で、内外面に施釉している。

S D 1768 溝跡（第41・51図、図版16）

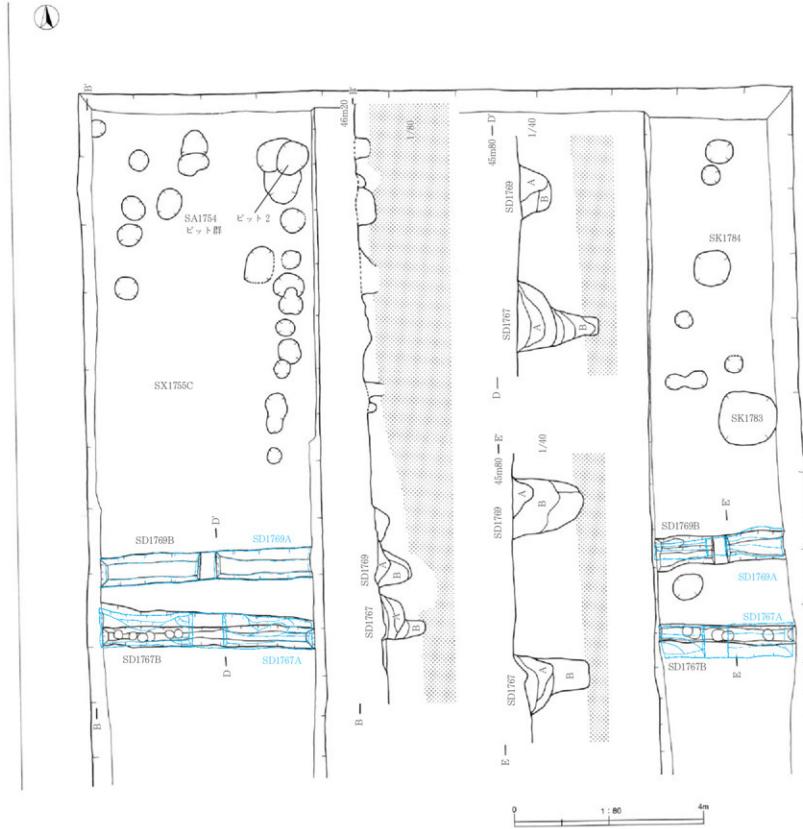
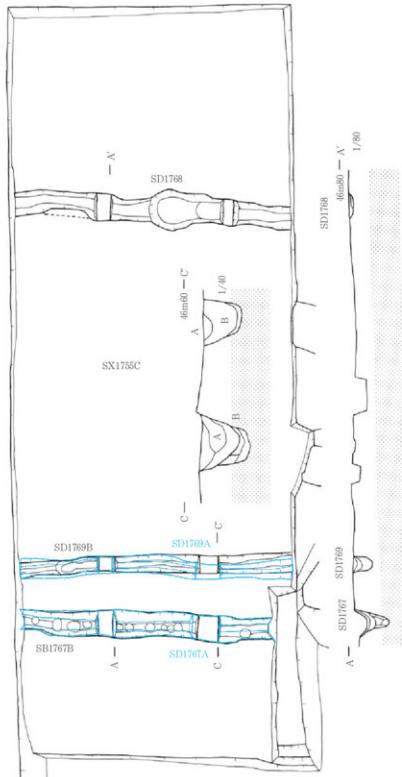
調査地西トレンチの第8層明褐色粘土層面で検出された。幅45cm～50cm、深さ12cm、長さ6.0m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は西で約2度北に振れる。SX1755Cの北側側溝と考えられる。



第49図 SX1755E道路造構・SX1756土手状造構・SD1758～SD1760溝跡



第50図 SX1755D道路遺構・SD1761～SD1766溝跡



第51図 SX1755 C 道路遺構、SD1767 A・B～SD1769 A・B 溝跡

S D1769A・B溝跡（第41・51図、図版14・15・16・23）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第8層明褐色粘土層面で検出された。ほぼ同位置で新旧2時期の重複があり、SD1769Aが新しく、SD1767Bが古い。SD1767Aは幅30cm～65cm、深さ12cm～30cm、長さ38.8m以上の東西方向の溝跡である。SD1767Bは幅30cm～60cm、深さ40cm～65cm、長さ38.8m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向はSD1769A・Bとも西で約1度南に振れる。とともにSX1755Cの南側側溝と考えられる。

S D1769出土遺物（第52図、図版38）

7は埋土出土である。

須恵器（7）：円面鏡の脚部である。横位の刻線間に縦位の刻線を施し、下方に刻線による波状文が認められる。

○S X1755B道路遺構（第42・53図、図版15・17・21・23・24）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層面で検出された。調査地北東側は削平によって道路面や側溝が不明確である。

道路面は全体的に厚さ14cm～30cmの明褐色粘土及び褐色土混じりの明黄褐色砂によって整地され、黄褐色を呈しているが、上層道路遺構の造成時削平のために、硬化面は明確に検出されていない。道路面は南側側溝の内側2m付近から南側へ傾斜しているが、この状況も上層での造成時の削平による可能性がある。道路面南側は明褐色粘土が混入する明黄褐色砂によって南側へ傾斜するように整地されている。当初は道路面が南側より一段高い状況であったと考えられる。

道路側溝としては、西トレンチから東トレンチにかけて南側側溝となるSD1770が、西トレンチから中央トレンチにかけて北側側溝となるSD1771が検出された。SD1770とSD1771の南北間の距離（道路幅）は、中央ベルト付近の溝芯々で11.6m、西トレンチで12.0mである。SD1770は東トレンチから中央トレンチ間では西で約3度南に振れ、西トレンチでは約2度北に振れる。SD1771は中央トレンチではほぼ東西方向、西トレンチでは約2度北に振れる。それらのことから、道路は調査地中央から西側の間でやや幅を広げながら北寄りに曲がると考えられる。また、SD1770北側に東西方向の柱列SA1752が検出されており、ある段階で道路南側は一本柱列壠によって区画されたと考えられる。道路範囲内に検出されたSK1785～SK1789については、検出状況から道路が機能する段階以前に掘り込まれた遺構と考えられる。

S A1752柱列（第42・53図、図版15・17・21）

調査地東トレンチから西トレンチにかけての第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層面で検出された。8基以上の柱掘り方よりなる東西方向の柱列である。柱列の方向は西で約2度南に振れる。柱掘り方は一辺0.7m～1.1mの隅丸方形で、深さは40cm～70cmである。柱痕跡は22cmで、柱抜き取りを受けている。柱間は検出した範囲で2.1mである。一本柱列壠となり、東西道路と南側を区画する壠になると考えられる。

S D1770溝跡（第42・53図、図版15・17・23・24）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第8層明褐色砂・明黄褐色粘土層面で検出された。幅1.0m～1.6m、深さ50cm～60cm、長さ38.6m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は東トレンチから中央トレ

ンチ間で西に約3度南に振れ、西トレンチで西で約2度北に振れる。SD1752と重複し、これより古い。SX1755Bの南側側溝と考えられる。

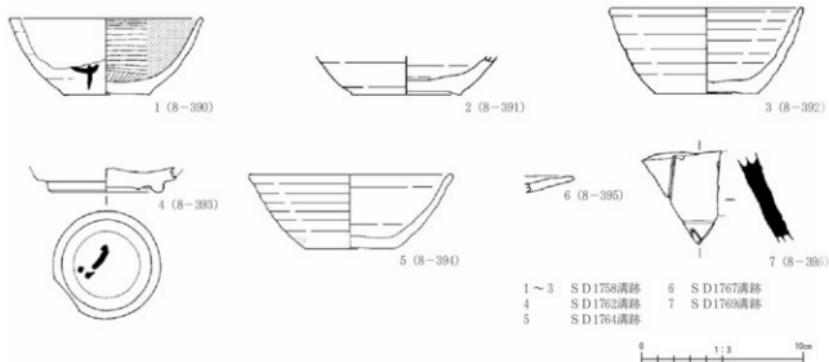
S D1771溝跡（第42・53図、図版15・17・24）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第8層明褐色砂・明黄褐色粘土層面で検出された。東側トレンチ北側は削平によって検出されない。幅40cm～60cm、深さ16cm～30cm、長さ28m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は中央トレンチ間ではほぼ東西方向、西トレンチで西に約2度北に振れる。埋土より土築器片や繩文土器片が出土している。SD1759、SD1762等の上層で検出された道路北側側溝と位置的に重複し、第8層面の北側側溝が検出されていないことから、第8層面から掘り込んだ可能性を残すが、土層観察における浅黄色砂を主体とする埋土の状況等からSX1755Bの北側側溝と判断した。

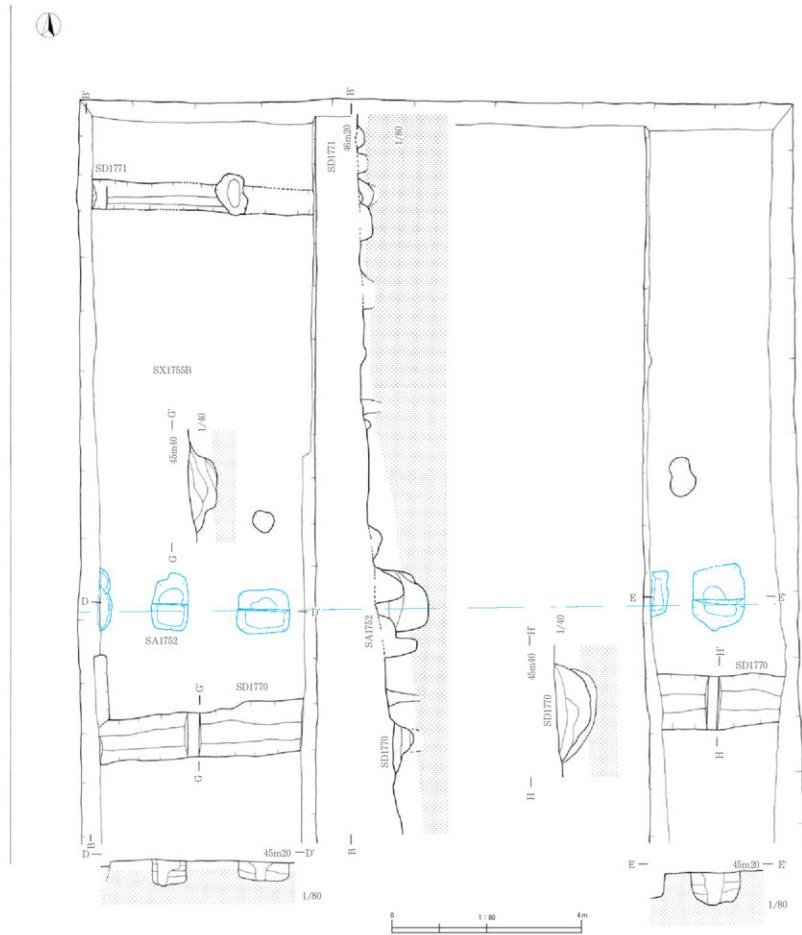
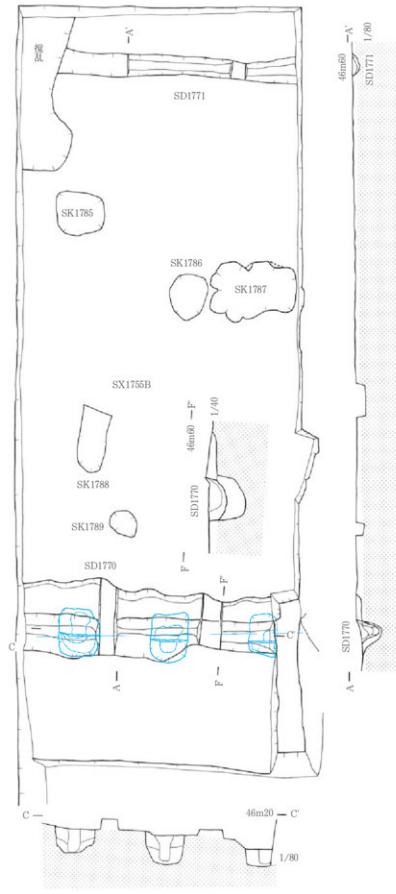
○ S X1755A道路遺構（第43・54図、図版15・17・24）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第10層明黄褐色砂層面で検出された。調査地北東側は削平と擾乱によって道路面や側溝が不明確である。

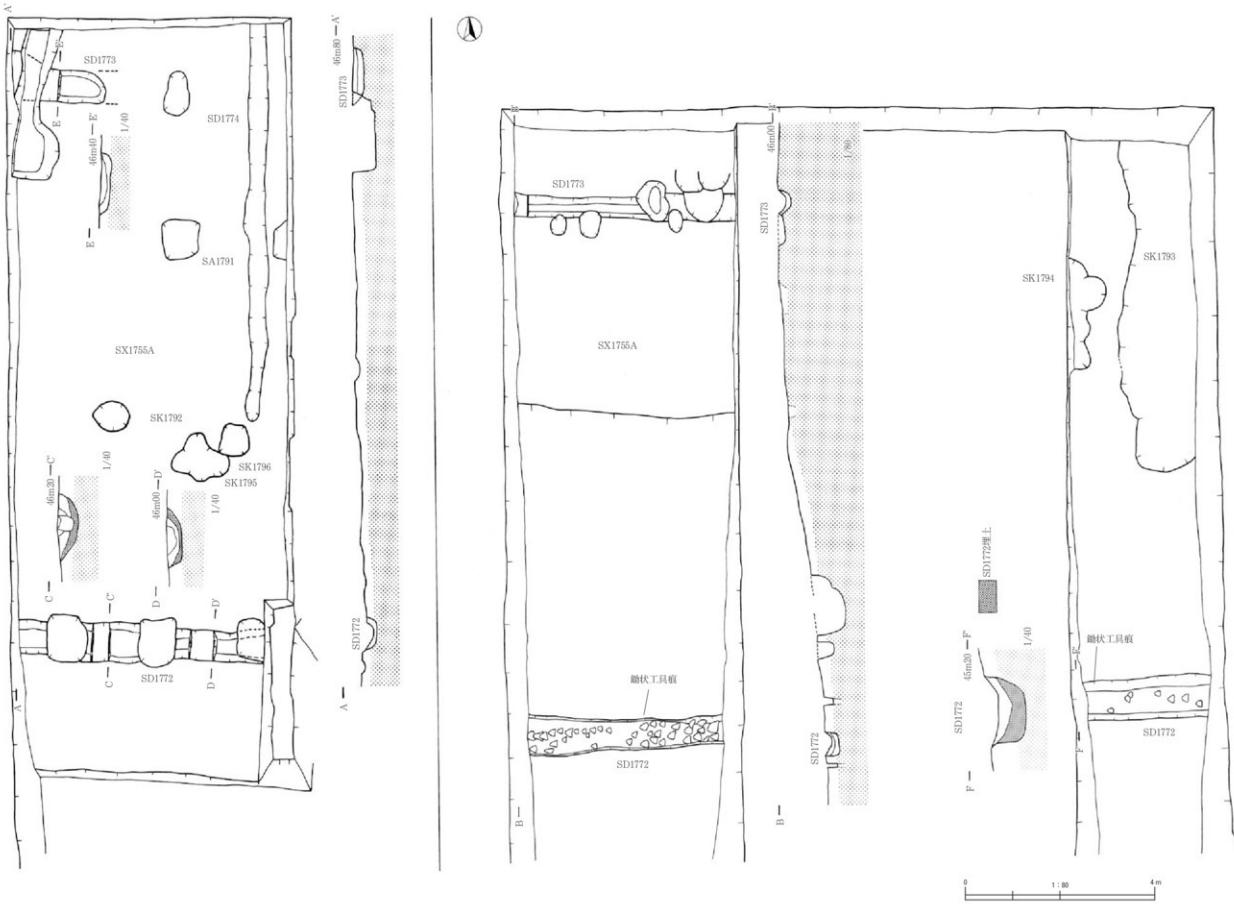
道路面は西側では全体に厚さ15cm～20cm、中央から東側では南半部のみ厚さ15cm～30cmの明黄褐色砂より整地されているが、上層道路遺構の造成時削平のために硬化面は検出されていない。特に調査地中央から東側の北半部では、第9層直下は地山飛砂面となっている。道路側溝としては、西トレンチから東トレンチにかけて南側側溝となるSD1772がSD1770と、北側側溝となるSD1773がSD1771と位置的にはほぼ重複する形で検出された。SD1772とSD1773の南北間の距離（道路幅）は、中央ベルト付近の溝芯で11.4m、西トレンチで11.8mである。SD1772は東トレンチから中央トレンチ間では西で約3度南に振れ、西トレンチでは約



第52図 SD1758・SD1762・SD1764・SD1767・SD1769 溝跡出土遺物



第53図 SX1755 B 道路構造・SA1752柱列・SD1770・SD1771溝跡



第54図 SX175 A道路遺構・SD1772~SD1774溝跡

3度北に振れる。SD1773は中央トレンチではほぼ東西方向であり、西トレンチでは西で約1度北に振れる。それらのことから、道路は調査地中央から西側の間でやや幅を広げながら北寄りに曲がると考えられる。道路範囲内に検出されたSA1792・SK1792～SK1796については、検出状況から道路が機能する段階以前の掘り込まれた遺構と考えられる。

S D1772溝跡（第43・54図、図版15・17・24）

調査地西トレンチから東トレンチにかけて、第10層明黄褐色砂層面及びSD1770底面付近で検出された。幅65cm～85cm、深さ15cm～30cm、長さ38.6m以上の東西方向の溝跡である。溝底面には、溝掘り込み時の鋤状工具痕が検出された。溝の方向は東トレンチから中央トレンチ間では西に約3度南に振れ、西トレンチでは西に約3度北に振れる。SD1770とほぼ同位置で重複し、これより古く、SD1770の底面や断面観察によって確認された。SX1755Aの南側側溝と考えられる。

S D1773溝跡（第43・54図、図版15・17・24）

調査地西トレンチの第10層明黄褐色砂層面から、中央トレンチの地山飛砂層面にかけて検出された。東トレンチ北側では削平によって検出されない。幅40cm～70cm、深さ12cm～25cm、長さ29m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は中央トレンチではほぼ東西方向、西トレンチでは西で約1度北に振れる。SD1771とほぼ同位置で重複し、これより古い。SX1755Aの北側側溝と考えられる。

④ 各遺構面検出土坑

S K1775土坑（第38・55図、図版26）

調査地東側の第4層浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層面で検出された。東西1.8m×南北1.8m、深さ45cmの不整形の土坑である。複数の掘り込みが重複し、中央付近がさらに一段掘り込まれている。SK1776と重複し、これより古い。

S K1775出土遺物（第56図、図版38）

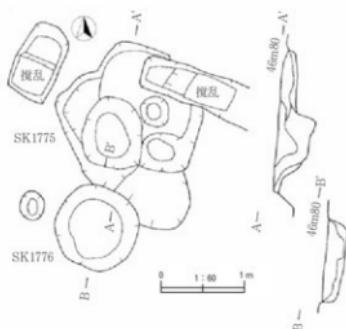
全て埋土出土である。

須恵器（1）：糸切り無調整の环である。

赤褐色土器（2～5）：全て糸切り無調整の环である。3は内外面に被熱の痕跡がある。5は外面の口縁部から体部にかけてと内面の口縁部に煤状炭化物が付着している。

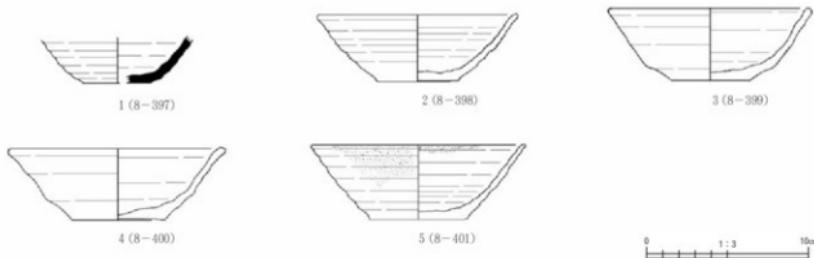
S K1776土坑（第38・55図、図版26）

調査地東側の第4層浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層面で検出された。直径1.0m、深さ25cmの土坑である。SK1775と重複し、これより新しい。



第55図 S K1775・SK1776土坑

S K1777土坑（第38・57図、図版26）



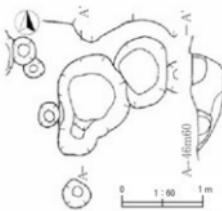
第56図 S K 1775土坑出土遺物

調査地東側の第4層浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層面で検出された。長径1.3m×短径0.9m、深さ40cmのゆがんだ楕円形の土坑である。埋土を掘り込むピット2基が重複していた。

S K 1777出土遺物（第58図、図版38）

1は埋土出土である。

赤褐色土器（1）：糸切り無調整の環で、底部外面に「野カ」判読不能の墨書がある。



第57図 S K 1777土坑



第58図 S K 1777土坑出土遺物

S K 1778土坑（第40・59図、図版26）

調査地西トレンチ中央の第7層灰黃褐色土・黃褐色砂層面で検出された。東西2.4m以上×南北3.3m、深さ60cmの楕円形を呈する大型の土坑である。SK1779、SX1797と重複し、それより新しい。

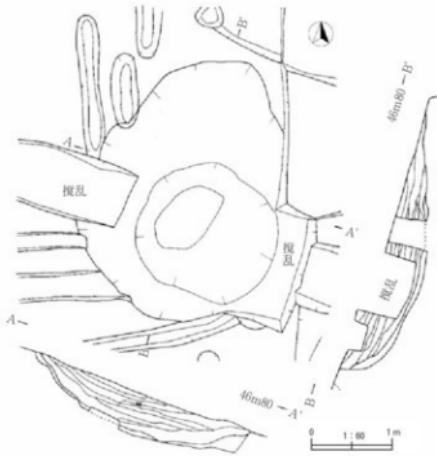
S K 1778出土遺物（第60図、図版39）

全て埋土出土である。

須恵器（1）：糸切り無調整の環である。

赤褐色土器（2、3）：2は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す环である。体部外面に煤状炭化物が付着している。3は糸切り無調整の环である。

陶器（4）：灰釉陶器である。ヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付皿である。体部



第59図 S K 1778土坑

内外面に刷毛塗りで施釉し、底部内面に重ね焼きによる高台の痕跡が認められる。底部外面に「祥館」の墨書きがある。

S K1779土坑

(第40・61図、図版26)

調査地西トレンチ中央の第7層灰黄褐色土層面で検出された。東西2.5m以上、南北2.0m以上、深さ20cmの隅丸方形を呈すると推定される土坑である。北側でSK1778と重複して壊されていることから、プランは不明である。SK1778より若干下層で検出されたが、埋土の状況等よって両者に大きな時期差はないと考えられる。

S K1780土坑 (第40・62図、図版27)

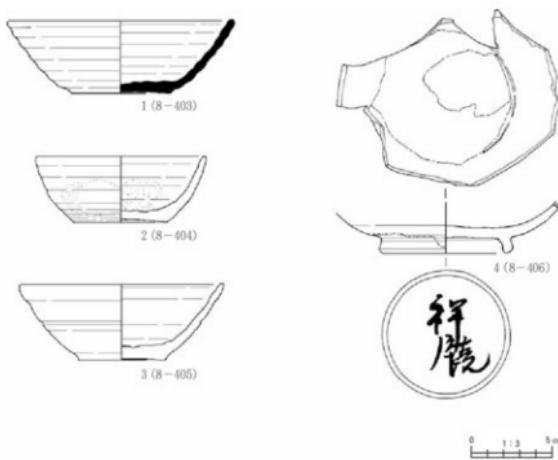
調査地中央トレンチ北側の第7層灰黄褐色土層面で検出された。東西1.4m×南北1.5m、深さ10cmの不整形方を呈する土坑である。SD1762と重複し、これより新しい。

S K1780出土遺物 (第63図、図版39)

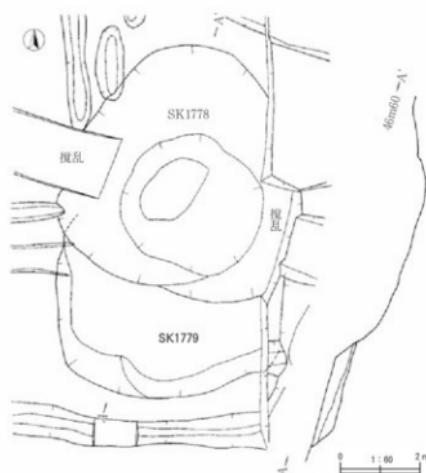
埋土出土である。
赤褐色土器（1）：糸切り無調整の环で、体部外面と底部内面に煤状炭化物が付着している。

S K1781土坑 (第40・64図、図版27)

調査地中央トレンチ北側の第7層灰黄褐色土層面で検出された。東西1.9m×南北2.0m以上、深さ10cm～25cmの不整形方を呈し、北側が張り出したような形となっている。SD1765と重複し、これより古い。埋土より赤褐色土器・須恵器片が出土している。



第60図 S K1778土坑出土遺物



第61図 S K1779土坑

S K1782土坑

(第40・65図、図版27)

調査地中央トレンチ北側の第7層灰黄褐色土層面で検出された。東西2.9m×南北3.5mの逆L字状を呈する。深さ10cm前後の浅い落ち込み内に、多量の蹠が集中して検出された。蹠の廐棄遺構または集石遺構と考えられるが、機能や性格

は不明である。SD1766と重複し、これより古い。埋土より赤褐色土器・須恵器片が出土している。

S K1783土坑 (第41・66図、図版27)

調査地東トレンチ中央の第8層明褐色粘土層面で検出された。直径1.2m、深さ45cmのややゆがんだ円形の土坑で、底部の中央付近がくぼむ形状である。

S K1783出土遺物 (第67図、図版39)

いずれも埋土出土である。

須恵器(1、2)：1は静止糸切り後、底部周縁に手持ちケズリ調整を施す壺である。底部内面を硯に転用し、朱墨が認められる。2はヘラ切り後に軽い撫で調整を施す壺で、底部内面を硯に転用している。

S K1784土坑 (第41・68図、図版27)

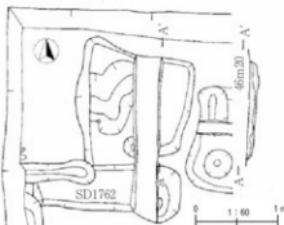
調査地東トレンチ北側の第8層明褐色粘土層面で検出された。直径75cm、深さ18cmの円形の土坑である。

S K1785土坑 (第42・69図、図版17)

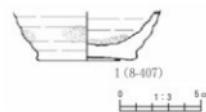
調査地西トレンチ北側の第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層面で検出された。東西1.0m×南北0.9m、深さ25cmのややゆがんだ方形の土坑である。埋土より赤褐色土器・須恵器片が出土している。

S K1786土坑 (第42・70図、図版17)

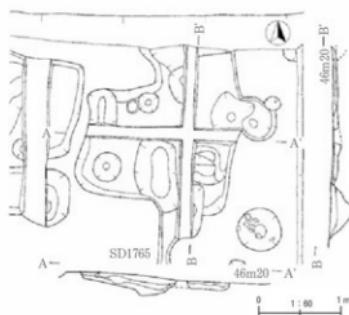
調査地西トレンチ中央の第9層明黄褐色砂・明褐色



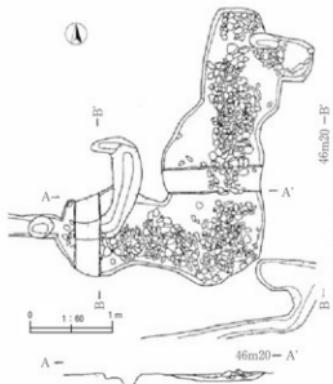
第62図 S K1780土坑



第63図 S K1780土坑出土遺物



第64図 S K1781土坑



第65図 S K1782土坑



第66図 S K1783土坑

粘土層面で検出された。長径1.0m×短径0.8m、深さ25cmの楕円形である。埋土より赤褐色土器・瓦片が出土している。

S K1787土坑（第42・70図、図版17）

調査地西トレント中央の第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層面で検出された。東西1.0m×南北1.0m、深さ10cmの浅いくぼみと、東西0.7m×南北1.2m、深さ30cmのゆがんだ楕円形の掘り込みとが組み合った形状になっている。上層からの掘り込みであるSX1797畝状構造と重複し、これより新しい。

S K1787出土遺物（第71図、図版39）

いずれも埋土出土である。

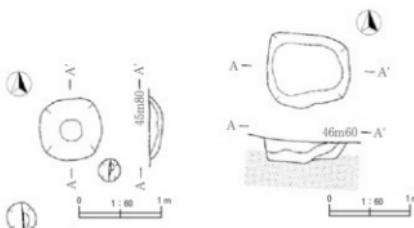
赤褐色土器（1）：糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す环である。

鉄製品（2）：鉄鎌で、先端と基部が欠損している。錆化が進んでいる。

S K1788土坑（第42・72図、図版17）

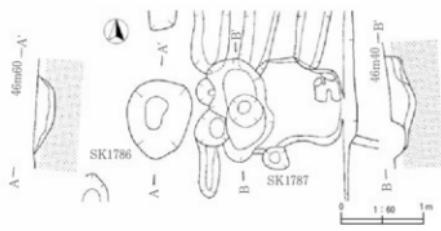
調査地西トレント中央の第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層面で検出された。長軸1.4m以上、短径0.6m、深さ30cmの楕円形の土坑である。埋土より赤褐色土器・土師器・瓦片が出土している。

第67図 S K1783土坑出土遺物

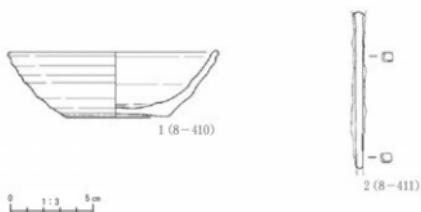


第68図 S K1784土坑

第69図 S K1785土坑



第70図 S K1786・S K1787土坑



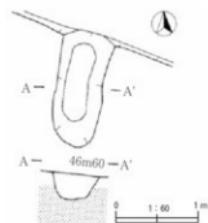
第71図 S K1787土坑出土遺物

S K1789土坑（第42・73図、図版17）

調査地西トレンチ中央の第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層面で検出された。直径55cm、深さ18cmのややゆがんだ円形の小土坑である。埋土より須恵器片が出土している。

S K1790土坑（第42・74図、図版17）

調査地東トレンチ中央の第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層面で検出された。長径80cm×短径50cm、深さ20cm～30cmのゆがんだ楕円形の小土坑である。底部は北側がやや深くなっている。



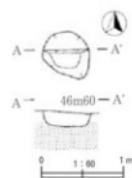
第72図 S K1788土坑

S K1792土坑（第43・75図、図版17）

調査地西トレンチ中央の第10層明黄褐色砂層面で検出された。長径80cm×短径65cm、深さ30cmの楕円形の小土坑である。

S K1793土坑（第43・76図、図版27）

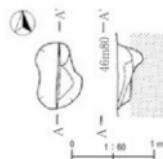
調査地東トレンチ北側の地山飛砂層面で検出された。東西1.6m以上、南北7m以上のゆがんだ楕円形の土坑である。北側及び東側が調査区外となっている。いくつかの掘り込みが重複するため底部に高低差があるが、深いところでは深さ約1mを計る。遺構の形状等から土取り穴と考えられる。埋土より須恵器、瓦片、鉄滓が出土している。



第73図 S K1789土坑

S K1794土坑（第43・76図、図版27）

調査地東トレンチ北側の地山飛砂層面で、部分的に検出された。東西0.5m以上、南北2.3m以上、深さ1mの土坑である。西側がトレンチ外であり、平面形は不明である。SK1794と同様に土取り穴の可能性が高い。



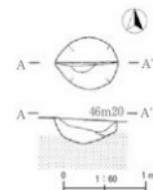
S K1795土坑（第43・77図、図版17）

調査地西トレンチ中央の地山飛砂層面で検出された。東西1.2m×南北1.0m、深さ25cmの不整形の小土坑である。SK1796と重複し、これより古い。

第74図 S K1790土坑

S K1796土坑（第43・77図、図版17）

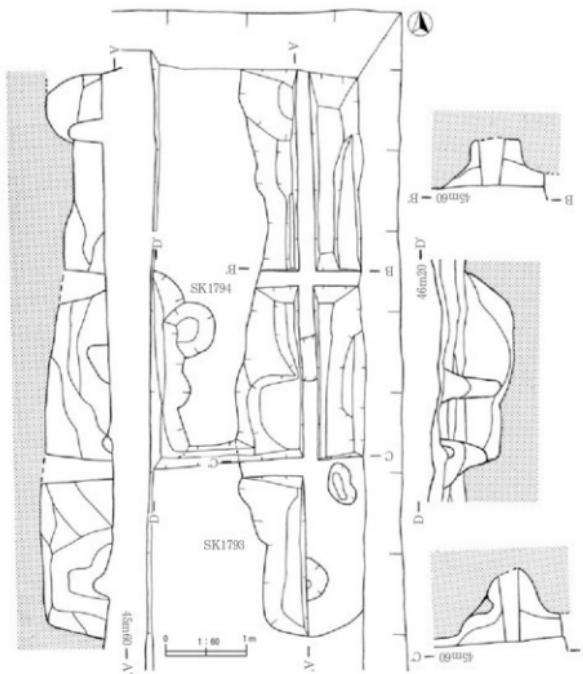
調査地西トレンチ中央の地山飛砂層面で検出された。東西50cm×南北70cm、深さ25cmの不整形の小土坑である。SK1795と重複し、これより新しい。



S X1797畝状遺構（第40・78図、図版25）

調査地西トレンチ北側から中央にかけての第7層灰黄褐色土層面で検出された。第6層暗褐色土層直下、SX1755D道路遺構の範囲に一部がかかる位

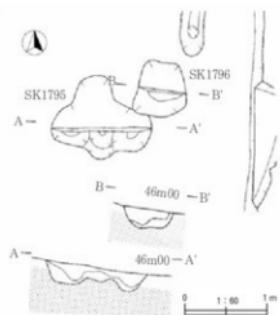
第75図 S K1792土坑



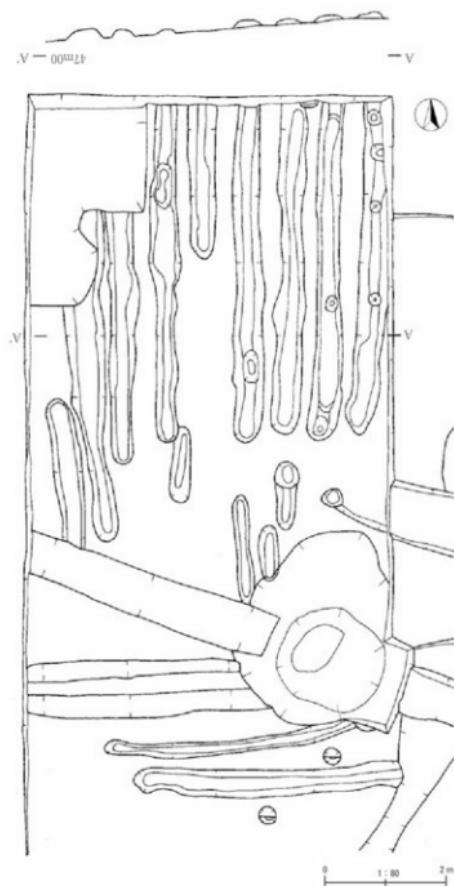
第76図 SK1793・SK1794土坑

置で検出された。幅30cm～50cm、深さ10～15cmの溝状落ち込みが一定方向及び一定間隔で多条に並行する形で検出された。溝状落ち込みの方向は南北方向が多く9条以上、南側に一部東西方向のものが2条検出されている。長さは南北方向の長いもので5.5mを計る。遺構の形状と類例から、畑耕作時の畠部分及び畠の間に掘り込まれた溝状部分に該当する可能性があり、畠状遺構と呼称した。

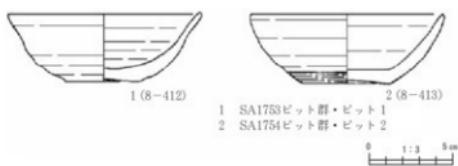
SK1778と重複し、これより古い。



第77図 SK1795・SK1796土坑



第78図 S X1797畝状造構



第79図 S A1753・S A1754ビット群出土遺物

3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序（第44図、図版18～20）

第84次調査地は東西に広い範囲を対象としており、調査地内で同時期、同一の堆積と考えられる土層についても色調等にいくらかの違いが認められる。遺構及び遺構面（東西道路面）の変遷も踏まえ、調査地の基本層序をまとめると以下のようになる。

第1層 表土：旧高清水小学校であった場所の現表土と校地の造成土。

第2層 旧耕作土：旧高清水小学校の校地造成以前、近代から近世に遡る旧畠地の耕作土。調査地南東側を中心に畠耕作時の歴跡が検出されている。歴跡には同一地点で3方向以上の方向の違いと重複が認められることから、長期にわたり畠地として利用されていたと考えられる。

第3層 暗褐色土層：最上層の古代の遺物包含層。調査地南東側に部分的に堆積が認められる。赤褐色土器小片が混入する。

第4層 浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層：調査地中央から東側にかけて堆積し、北東側で特に厚く堆積する。SA1753ピット群、SA1750、SK1775～SK1777の検出面。

第5層 暗褐色土層：調査地全域で認められるSX1755E東西道路面の造成土。造成時の叩きしめとその後の利用により硬化している。焼土・炭化物が混入し、大規模な火災後の復興期の道路造成土と考えられる。SA1751、SD1758～SD1760の検出面。

第6層 暗褐色土層：調査地南東側のSX1756土手状遺構周辺と調査区西側に堆積が認められる。多量の焼土・炭化物が混入する焼土・炭化物層。大規模な火災後の整地層と考えられる。SX1756土手状遺構や調査地西側道路面を盛土する造成土ともなっている。

第7層 灰黄褐色土・黄褐色砂層：調査地全域で認められるが、南東側で特に厚く堆積する。東側では2層に細分される。中央から北側にかけては灰黄褐色土に褐色土が混じるSX1755D道路面の造成土であり、道路より南側では黄褐色砂とにぶい黄褐色砂が混じる厚い整地層となる。SD1761～SD1766、SK1778、SK1780～SK1782、SX1797歴状遺構の検出面。

第8層 明褐色粘土層：調査地全域で認められるが、南側でやや厚く堆積する。東側では2層に細分される。中央から北側にかけては明褐色粘土を主体とし褐色土が混入するSX1755C道路面の造成土であり、道路より南側では明褐色粘土と黄褐色砂層が交互層状に厚く堆積する整地層となる。また、SD1767とSD1769周辺では新たにSD1769を埋め戻し、SD1767Aを掘り直す段階の部分的な再整地が認められる。SD1767～SD1769、SK1783、SK1784、SA1754ピット群の検出面。

第9層 明黄褐色砂・明褐色粘土層：調査地全域で認められるが、南側でやや厚く堆積する。明黄褐色砂を主体とし、明褐色粘土が混入する。南側では上層面に炭化物の混入、堆積が認められる。SX1755Bの造成に伴う整地層である。SD1770、SD1771、SA1752、SK1785～SK1789の検出面。

第10層 明黄褐色砂層：調査地全域で認められるが、東側では削平により南半でしか堆積が認められない。SX1755Aの造成に伴う創建期段階の整地と考えられる。SD1772～SD1774、SA1791、SK1792の検出面。

地山飛砂層：浅黄色の地山飛砂層。調査地全域で地山となっている。SK1793～SK1796の検出面。

各層出土遺物

第1層 表土・表探出土遺物（第80図、図版40）

須恵器（1～3）：1、2はヘラ切り後、撫で調整を施す环である。1は底部外面に墨痕がある。2は底部外面に「五」の墨書がある。3は天井部ヘラ切り後にケズリ調整を施す蓋で、天井部内面を硯に転用している。天井部外面に「舟」の墨書がある。

土師器（4）：糸切り後、底部周縁と体部下端を削り出して台を付けている台付碗である。底部内面に斜方向のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。底部外面に「大」の墨書がある。

赤褐色土器（5～8）：5、6は环の口縁部破片である。5は体部外面に判読不能の、6は体部外面に判読不能の墨書がある。7は体部破片で、外面に判読不能の墨書がある。8は糸切り無調整の底部破片で、外面に判読不能の墨書がある。

第2層 旧耕作土出土遺物（第80図、図版40）

須恵器（9）：円面硯の脚部である。横位の刻線間に縦位の刻線を施す。

陶器（10、11）：いずれも灰釉陶器碗の口縁部である。10は内外面に掛け施釉し、11は内面に刷毛塗りで施釉している。

石器（12）：石鎌である。先端部と1側縁、それに基部を欠くもので、無茎と考えられる。石質は黒曜石である。

第3層 暗褐色土層出土遺物（第80図、図版40・41）

土師器（13）：台付碗であるが、底部を欠いていることから切り離しは不明である。口縁部外面に横方向のミガキ調整を、口縁部内面に横方向、体部上半から底部にかけて縦方向のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。

赤褐色土器（14～18）：14～16、18は糸切り無調整の环で、14の内面に漆が付着している。16の外面に「為、愚カ、蓮、法」など多数の、18の底部外面に「廳」の墨書がある。

土製品（19）：フイゴの羽口で、溶着面が認められる。

第4層 浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層出土遺物（第81図、図版41）

須恵器（20、21）：20は糸切り無調整の环である。21は糸切り無調整の小型壺で、外面に自然釉が掛かっている。

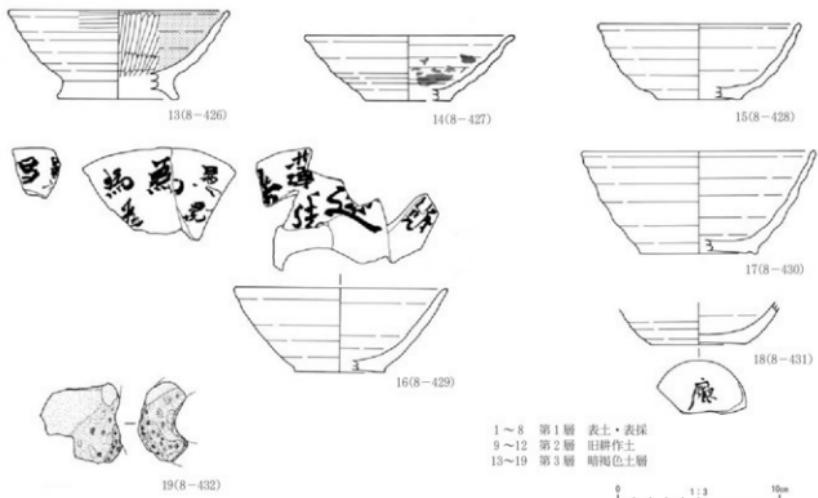
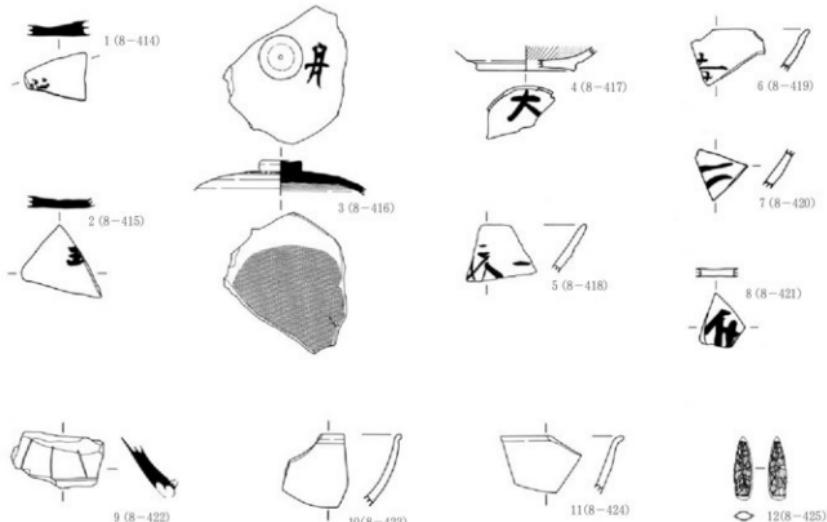
赤褐色土器（22～24）：22、23は糸切り無調整の环で、22は内外面に炭化物が付着している。24は糸切り無調整の皿である。

陶器（25）：綠釉陶器の皿で、内外面に刷毛塗りで施釉している。

鉄製品（26、27）：26は先端部と基部が欠損した鐵鎌と考えられる。27は鐵鎌である。いずれも錆化が進んでいる。

第5層 褐灰色土層出土遺物（第81・84図、図版42・46）

須恵器（28～30）：28、29は糸切り無調整の环で、28は底部内面を硯に転用しており、墨痕が認められる。



第80図 第1層～第3層出土遺物

30は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付長頸壺である。

土師器（31）：糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付碗である。内面の体部下半から底部にかけて斜方向、底部に放射状のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。底部外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（32～38）：32は糸切り無調整の皿で、体部内面に煤状炭化物が付着している。33～38は糸切り無調整の壺である。35は体部外面に、36は底部内面に煤状炭化物が付着し、34は体部外面に、35、36は体部外面に、38は口縁部内外面に被熱の痕跡がある。

陶器（39）：灰釉陶器碗の底部で、ヘラ切り後に台周縁に撫で調整を施す台付碗である。

瓦（第84図、図版46）（1）：格子目平瓦の破片である。凹面に布目圧痕、凸面に格子目叩き痕が認められる。硬質で、にぶい橙色を呈する。

第6層 暗褐色土層出土遺物（第82・83・84図、図版42～46）

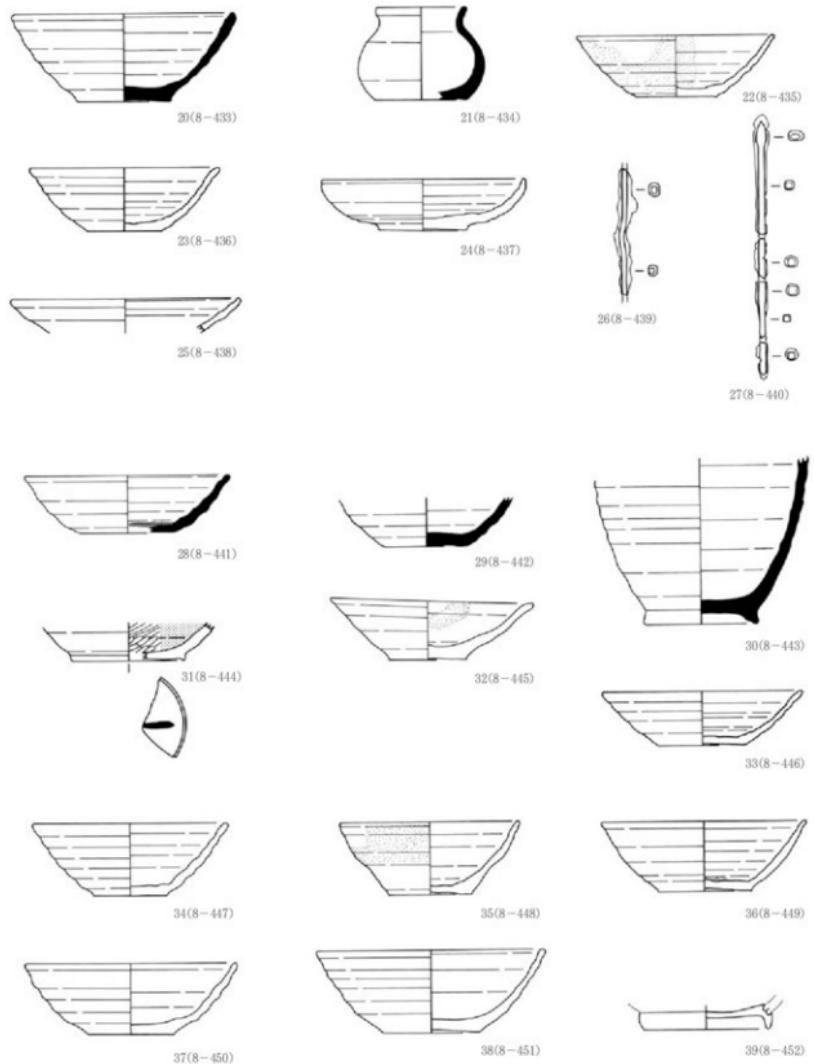
須恵器（40～44）：40は壺の体部破片で、外面に「貞ヶ」の墨書がある。41は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付皿である。42は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付皿で、体部が欠損し、底部内面を硯に転用している。43はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付壺で、底部外面に判読不能の墨書がある。44は天井部切り離しが不明の蓋である。天井部内面を硯に転用し、朱墨が認められる。

土師器（45～49）：45、46は糸切り無調整の碗である。45は内面の口縁部から体部上半にかけて横方向、体部下半に縦方向、底部に不定方向のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。内外面に被熱の痕跡がある。46は内面の口縁部に横方向、体部下半に縦方向のミガキ調整を施すが、体部は被熱によって不明である。内面を黒色処理している。47は糸切り後、底部周縁を削り出して小さな台を付けている台付碗である。口縁部外面に横方向のミガキ調整を、内面の口縁部から体部下半にかけて横方向、底部に交互状のミガキ調整を施し、内面を黒色処理している。外面に煤状炭化物が付着し、被熱の痕跡がある。48、49は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付碗である。48は内面の口縁部に横方向、体部上半に斜方向、体部下半に縦方向、底部に放射状のミガキ調整を施す。内面を黒色処理し、内外面に被熱の痕跡がある。49は外側の口縁部に横方向のミガキ調整を、内面の口縁部から体部下半に横方向、体部下半から底部にかけて不定方向のミガキ調整を施す。内面を黒色処理し、内外面に被熱の痕跡がある。

赤褐色土器（50～82）：50～53は糸切り無調整の皿である。50、52は内外面に煤状炭化物が付着している。53は体部外面に被熱の痕跡がある。54、55は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付皿である。いずれも体部外面に被熱の痕跡がある。56～69は糸切り無調整の壺である。56～58の内外面に煤状炭化物が付着し、56、57、60、61、63、65、67～69の内外面、62、66の外面に被熱の痕跡がある。70～77は壺の破片で、墨書土器である。73～77は底部の破片で、糸切り無調整である。73は底部外面に「厨」、76は体部外面に「目ヶ」の墨書があり、その他は判読不能である。76の底部内面には煤状炭化物が付着している。78は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付耳皿である。底部内面に漆が付着している。79～82は頸部が「く」の字状に外傾して口縁部が立ち上がる壺である。全て体部下半及び底部を欠いているが、79は平底、他は丸底で砲弾型をなす器形と考えられる。81は外側の体部上半に縦方向の手持ちケズリ調整を施し、さらに口縁部から頸部にかけて撫で調整を行なう。全体的に被熱の痕跡がある。80は内外面に、82は外面に煤状炭化物が付着している。

陶器（83～85）：全て灰釉陶器の破片で、83は皿、84は段皿、85は碗である。刷毛塗りで施釉している。

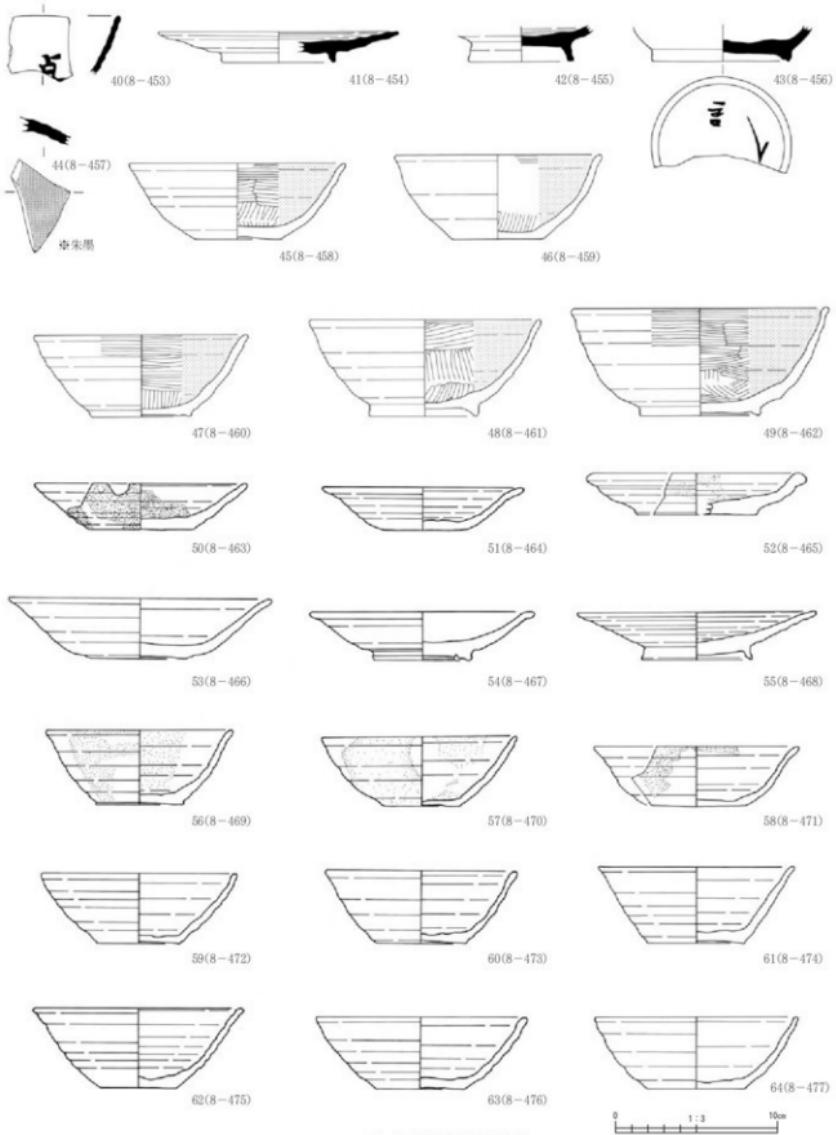
鉄製品（86）：鉄鎌の一部である。



20~27 第4層 浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層
28~39 第5層 暗灰色土層色

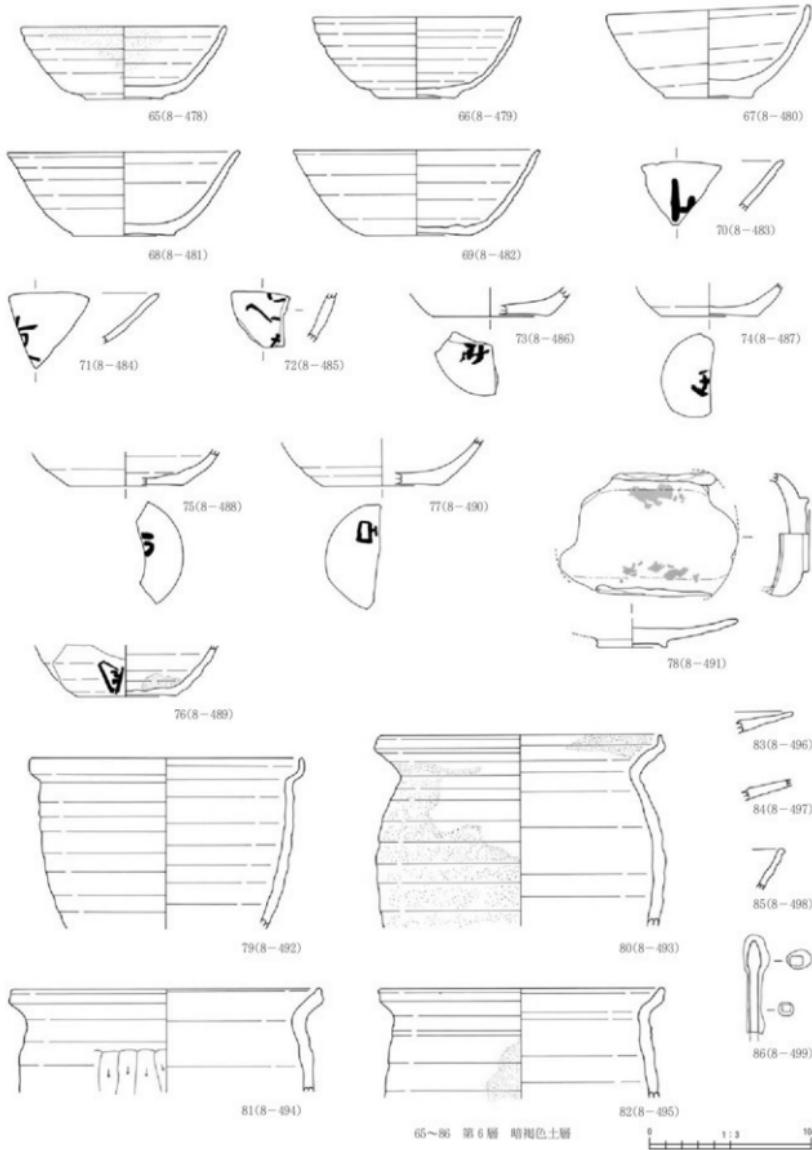
0 1:3 10cm

第81図 第4層・第5層出土遺物



40~64 第6層 暗褐色土層

第82図 第6層出土遺物



第83図 第6層出土遺物

埠（第84図、図版46）（2）：埠の一部である。硬質で暗灰色を呈する。

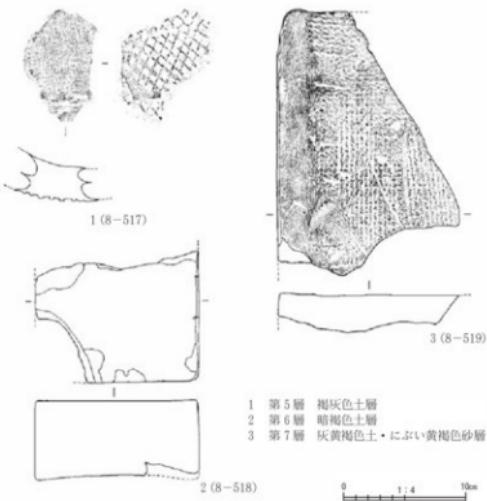
第7層 灰黄褐色土・にびい黄褐色砂層出土遺物（第84・85図、図版45・46）

須恵器（87、88）：いずれもヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。

赤褐色土器（89～91）：89、90は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す坏である。91は糸切り後、体部下半にケズリ調整を施す坏である。

鉄製品（92）：鉄鎌で、基部が欠損している。鋒化が進んでいる。

瓦（第84図、図版46）（3）：縄目の叩き痕が認められるもので、長軸の側縁に撫で調整を施す。表面に放射状の刻文が認められる。瓦や埠の一部と考えられ、鬼瓦の背面の可能性もある。



第84図 第5層～第7層出土瓦・埠

第8層 明褐色粘土層出土遺物（第85図、図版46）

須恵器（93、94）：いずれもヘラ切り後に撫で調整を施す坏で、93の底部外面にはスノコ状の圧痕が認められる。

赤褐色土器（95）：糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す坏である。

土製品（96）：瓦を円盤状に加工した再利用土製品で、中心に浅いくぼみが認められるが、紡錘車の未製品と考えられる。

第9層 明黄褐色砂・明褐色粘土層出土遺物（第85図、図版46）

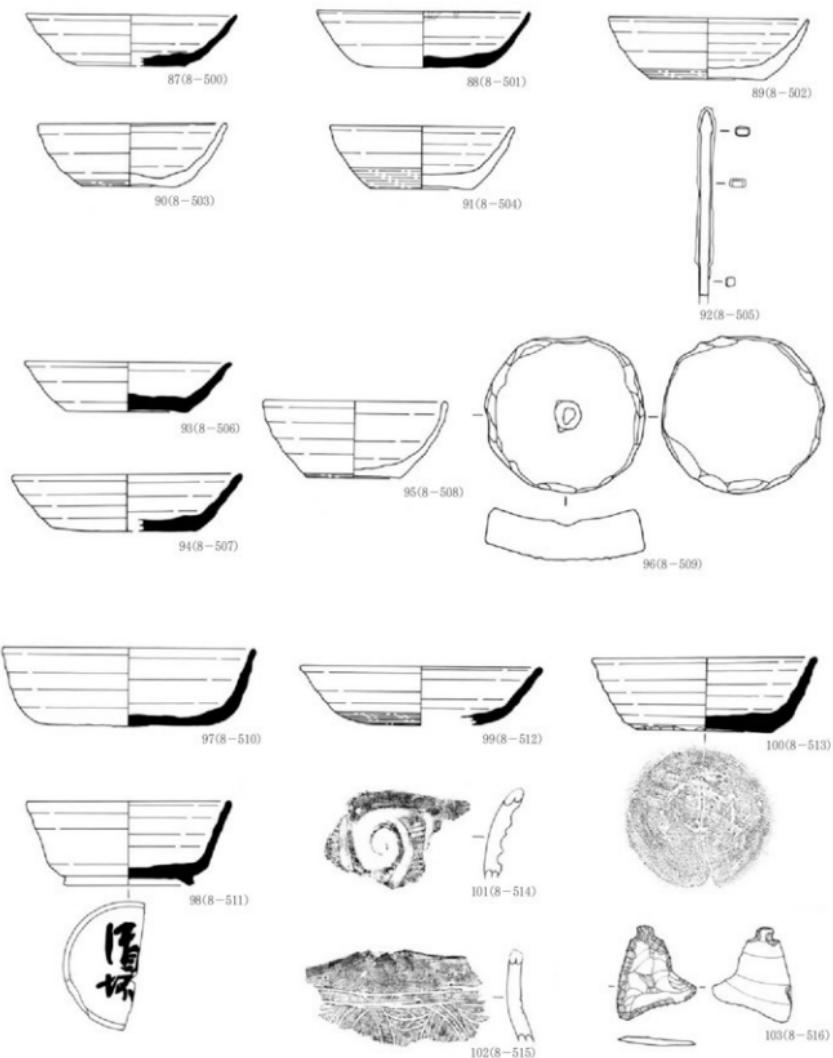
須恵器（97、98）：97はヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す坏である。98はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部外面に「酒坏」の墨書がある。

第10層 明黄褐色砂層出土遺物（第85図、図版46）

須恵器（99、100）：99は丸底風の坏で、底部周縁にケズリ調整を施す。100はヘラ切り後に底部と体部下端に手持ちケズリ調整を施す坏である。

縄文土器（101、102）：いずれも深鉢形土器の口縁部である。101は口縁部が外反するもので、渦巻や沈線によって文様を施す。地文はL R 単節斜縄文（横位回転）である。102は口縁部が内傾して立ち上がるもので、細い沈線によって文様を施す。

石器（103）：縦型の石匙で、片面調整を施す。石質は硬質頁岩である。



87～92 第7層 灰黃褐色土・にびい黄褐色砂層
93～96 第8層 明褐色粘土層

97・98 第9層 明褐色砂・明褐色粘土層
99～103 第10層 明黃褐色砂層

0 1:3 10cm

第85図 第7層～第10層出土遺物

IV 考 察

1 第83次調査について

第83次調査は秋田城跡外郭線南東隅部にあたる鞠ノ木地区西部を対象とした。東辺の外郭線が南西方に向南辺として大きく屈曲すると推定される周辺を対象に、東辺部、南東隅部、南辺部の3箇所に各々北調査区、中央調査区、南調査区を設定する方法で行った。調査は、外郭区画施設の位置や変遷、付属施設である櫓状建物等の確認による外郭線南東隅部の把握を目的とし、さらに外郭線の周辺、城内側及び城外側の利用状況の把握することも目的として実施した。調査の結果、調査地内で築地塀跡や材木塀跡等の外郭区画施設が屈曲する状況を検出し、それらの位置関係や重複関係を確認した。さらに屈曲するコーナー部においては、櫓状建物跡を確認した。また、新たに立体的区画施設と並行し、区画施設の一部を構成すると考えられる溝跡を検出した。

それらの検出遺構については、遺構出土遺物、検出層位や重複関係及び方位等の検討から年代や変遷が把握される。以下、遺構変遷の前提となる遺物包含層の年代を含めたそれらの検討を行い、調査地における外郭区画施設の構造と、その変遷を中心とした周辺利用状況の変遷についてまとめることとする。

（1）各遺物包含層の年代と性格について

主要検出遺構である外郭区画施設周辺を中心に、区画施設の改修・変遷に直接関係する築地塀崩壊土層や整地層等の遺物包含層が堆積している。遺構変遷の前提として、検出遺構を伴うそれら各層の堆積時期やその性格について下層より検討を加えることとする。

最下層となる第9層明黄褐色砂・浅黄色砂層からは古代の遺物が出土していない。まず区画施設周辺を中心として第9層により整地が行われ、その上にSF1732築地塀が構築されることと、付近に生活域が無く創建当初だと整地層及び遺構にはほとんど遺物が混入しない傾向をふまえた場合、第9層は築地塀構築に伴う創建期整地層と判断される。

第7層は明褐色粘土と明黄褐色粘土からなる築地塀の崩壊土であり、瓦も多量に混入する。崩壊土内から口縁部内側にかえりの付く須恵器蓋や非クロ成形の土師器丸底坏が出土している。その出土土器の様相は第54次調査SG1031土取り穴埋土・覆土の出土土器に類似し、年代としては8世紀第2四半期に位置づけられる（註1）。また、その前後の年代の遺物は出土していないことから、8世紀第2四半期頃の遺物を混入した瓦葺きの築地塀が8世紀第2四半期以降のそれを大きくは下らない時期に崩壊していると考えられる。そのことから、第7層は天平5年（733）の秋田「出羽柵」創建時、秋田城跡外郭I期（以下外郭I期～IV期と記載）の築地塀の崩壊土・瓦層であり、その崩壊年代は第54次調査成果に準すれば8世紀中頃、天平宝字年間（757～764）頃になると考えられる（註2）。

第6層明褐色土層は築地塀崩壊土を多く含む整地層である。層内から高台内端が接続する年代的に古い要素をもつが、口径13.2cmとやや小振りな8世紀第4四半期頃に位置付けられる須恵器台付坏が出土している。赤褐色土器のような9世紀代の遺物が混入しないことや、これ以降築地塀崩壊土を主体的に含む整地層が認められないことから、第6層は從来の調査成果で築地塀が機能しなくなるとされる8世紀末・9世紀初めの外郭III期の改修に伴う整地層と考えられる。

第5層褐色土層からは、口径12cm台で法量と底径比の縮小した赤褐色土器坏Aや、高台を凝高台状に削り

出す土師器台付甕等が出土する（註2）。それらの出土土器の様相は9世紀第4四半期に位置付けられることがから、第5層は外郭IV期の改修に伴う整地層と考えられる。

古代最上層の第4層については、第5層の年代を考慮した場合、10世紀以降に堆積したと考えられる。

（2）各遺構の年代と変遷について

① 外郭区画施設及び樋状建物の年代と変遷について

主要検出遺構である外郭区画施設のうち立体的区画施設については、SF1732築地塀跡、SA1734材木塀跡、SA1733材木塀跡が検出されている。

遺構の重複・新旧関係については、古い順からSF1732→SA1734→SA1733への変遷が確認されている。

区画施設の構造についてはSF1732からSA1734へ変遷する際に築地塀から材木塀に大きく変化している。また、SA1734からSA1733へ変遷する際には、布掘り溝内に間隔をあけて丸太材を立て並べて塀を構築する柱列塀から、布掘り溝内に材木を密に立て並べた構造の材木列塀に変化している。

遺構出土遺物については、SF1732からは前述のとおり第7層の崩壊土より8世紀第2四半期、その後の崩壊土を主体とする第6層の整地層より8世紀第4四半期の遺物が出土しており、そのことから、8世紀第2四半期から8世紀中頃、8世紀中頃から8世紀末・9世紀初めと各々外郭I期とII期に対応する形で2段階の変遷があると考えられる。後の材木塀の掘り込みと後世の擾乱のために遺存度が悪く、築地塀本体にII期改修、補修による積み土の差異は明確に認められなかった。また、第6層からの瓦出土量が少ないとから、II期目は非瓦葺きとなる可能性が高いと考えられる。

SA1734からは、材木塀布掘り溝埋土より、ヘラ切り後撫で調整を施す須恵器台付坏で（以下ヘラ切り撫で調整と簡略化して記述する）、調整技法や高台形態等から8世紀第4四半期～9世紀第1四半期に位置付けられるものが出土している。また材抜き取りより、9世紀後半の年代に位置付けられる須恵器台付皿が出土している。SA1733からは、材木塀布掘り溝埋土より、9世紀後半の年代に位置付けられる赤褐色土器台付坏が出土している。SA1733については、南調査区では第5層面において検出されていることから、さらに9世紀第4四半期以降に遺構の年代が限定されると考えられる。以上の出土遺物の年代等とこれまでの外郭区画施設の調査成果と変遷をふまえると、SA1734については8世紀末・9世紀初めから元慶2年(878)までの外郭III期の材木塀に対応すると判断される。また、SA1733については元慶2年の元慶の乱復興期である外郭IV期の材木塀に対応するものと判断される。

他に外郭区画施設としては、築地塀や材木塀等の立体的区画施設と並行して区画施設を構成すると考えられるSD1737・SD1738溝跡が検出されている。

SD1737は第6層面の検出であるが、溝埋土より法量と底径比の縮小した赤褐色土器坏Aが出土していることから、8世紀末・9世紀初めの外郭III期以降の遺構で9世紀第4四半期以降に埋まったものと考えられる。しかし、その機能開始の段階、時期については明確でないと言える。SD1738は、第7層の築地塀崩壊土・瓦層を掘り込んでいる。溝埋土の瓦集中部からは外郭III期以降に使用が認められる有段丸瓦が出土しているが（註4）、一方で9世紀代の赤褐色土器の出土は認められないことから、8世紀中頃の外郭II期以降の遺構で、外郭III期の早い段階には埋まったくものと考えられる。

南調査区東側斜面ではSD1739が検出されたが、年代比定資料を欠き詳細な時期が不明である。

外郭南東隅部の樋状建物としては、SB1727・SB1728・SB1729・SB1730建物跡が検出されている。

遺構の重複・新旧関係については、古い順からSB1729→SB1730→SB1727→SB1728への変遷が確認されている。

建物方位については桁行が北で東に17度振れるSB1729と北で東に26度～33度振れるSB1730・SB1727・SB1728に大別される。SB1729からSB1730に変遷する際に大きなプラン変更があり、画期が認められる。

遺構出土遺物については、第6層面検出のSB1729の柱掘り方理土より、8世紀第4四半期から9世紀第1四半期の年代に位置付けられる口径13.0cmでヘラ切り撫で調整の須恵器坏が出土している。第5層面検出のSB1727の柱掘り方理土より、9世紀第4四半期の年代に位置付けられる法量と底径比の縮小した赤褐色土器坏Aと糸切り無調整の皿が出土している。SB1728の柱掘り方理土からも、9世紀第4四半期以降の年代に位置付けられる粗雑な作りの赤褐色土器坏Aが出土している。

以上の出土遺物の年代等をふまえると、SB1727については外郭Ⅲ期区画施設に付属する楕状建物跡、SB1727とSB1728については外郭Ⅳ期の区画施設に付属する楕状建物跡と判断される。SB1730については重複関係と建物方位からⅣ期に属すると考えられるが、その規模等から外郭Ⅳ期当初、元慶の乱後の復興段階の仮設的かつ小規模な楕状建物となる可能性がある。いずれにせよ1間×1間の構造及び区画施設との組み合い等について今後さらに検討を要すると考えられる。

以上の外郭区画施設の構造と変遷を整理すると以下のようになる。

1期目は創建期整地がなされた後、瓦葺きのSF1732築地塀により区画施設が構成される。8世紀第2四半期から8世紀中頃の外郭Ⅰ期に該当する。2期目は瓦葺きのSF1732築地塀の上部が崩壊した後、改修され非瓦葺きとなる可能性が高い。外溝と考えられるSD1738と共に区画施設を構成する。8世紀中頃から8世紀末・9世紀初めの外郭Ⅱ期に該当する。3期目は第6層の築地崩壊土を主体とする整地がなされた後、SA1734材木塀（柱列塀）に区画施設の構造が大きく変化する。また、SB1729楕状建物が南東隅部に付属するようになる。外溝SD1738は存続しⅢ期の早い段階で埋まると考えられるが明確でない。この3期以降に内溝SD1737が材木塀と共に区画施設を構成する可能性が高い。8世紀末・9世紀初めから元慶2年(878)までの外郭Ⅲ期に該当する。4期目は第5層の整地がなされた後、SA1733材木塀（材木列塀）が構築される。当初にSB1730が仮設的な楕状建物として付属した可能性がある。その後、SB1727楕状建物が付属し前期に比べ建物規模が大きくなる。さらにはほぼ同位置でSB1728楕状建物が建て替えられ付属することから、4期目にはさくは2小期が認められる。元慶2年の元慶の乱復興期にあたり、元慶2年から10世紀中葉以前・10世紀前半までの外郭Ⅳ期に該当する。

以上のように今次調査における外郭区画施設の変遷については、さくは4時期、外郭Ⅰ期からⅣ期に対応する変遷が把握される。奈良時代の外郭Ⅰ・Ⅱ期の築地塀から平安時代の外郭Ⅲ期に入り材木塀となり楕状建物が付属する変化等、その基本的な変遷や画期については従来の外郭調査成果に一致するものとなっている。しかし、一方で外郭Ⅴ期に該当する外大溝は今回の調査では確認されていない等の課題も残った。また、Ⅱ～Ⅲ期の外溝と考えられるSD1738や、Ⅳ期以降の内溝となる可能性が高いSD1737等、外郭区画施設を構成する区画溝については、従来の調査では把握されていないものである。これらの区画溝については、外郭線南東隅部周辺のみに部分的に存在するものなのか、他にも存在するのかについてが今後の検討課題となつたといえる。



② 穫穴住居跡群及びその他の遺構の年代と変遷について

外郭南辺の城内側、南調査区北西側では、SI1740～SI1745の竪穴住居跡群が検出されている。それらの重複・新旧関係は古い順よりSI1744→SI1742→SI1741・SI1745、SI1744→SI1743→SI1740となっている。

住居の規模や住居壁の方向については、①南北方向の壁が北で約10度～11度西に振れる大型の住居であるSI1742・SI1743、②壁が北で約15度～20度西に振れる小型の住居SI1741・SI1745、③壁が北で約36度西に振れる中型の住居SI1740に大別される。①～③のグループは時期的なまとまりを示すとも考えられ、重複関係からは①→②→③の順に変遷したと判断される。

掘り下げを行った遺構の出土遺物については、SI1741埋土より9世紀後半に位置付けられる赤褐色土器皿が出土している。また、SI1742埋土下層より9世紀第2四半期に位置付けられる須恵器台付壺、浅い逆台形タイプの赤褐色土器壺A等が出土している。重複関係の最も新しいSI1740埋土下層や床面からは10世紀中葉に位置付けられる口径9～10cm台の赤褐色土器小型壺や台付壺等が出土している。重複関係の最も古いSI1744については掘り下げを行っておらず、埋土上面からの出土遺物の年代にも幅があるが、古いもので9世紀前半の須恵器壺が出土している。

出土遺物の年代に基づけば、住居跡群全体としては9世紀から10世紀中葉にかけて変遷したと考えられる。古い順からSI1744は9世紀前半、SI1742・SI1743は9世紀第2四半期、SI1741・SI1745は9世紀後半以降、SI1740は10世紀中葉に位置付けられ、下記のように変遷するものと考えられる。



③ その他の遺構について

その他の遺構として、南調査区北西側検出のSK1746土坑については、SI1742より重複関係で新しく9世紀後半以降に位置付けられる。北調査区のSB1731掘立柱建物跡については、柱掘り方理土9世紀後半に位置付けられる赤褐色土器壺Aが出土し、柱筋が北で約23度東に振れる建物方位については、外郭IV期に該当するSB1728・SB1727櫓状建物と類似していることから、9世紀第4四半期以降に位置付けられる。北調査区及び南調査区の東側斜面下で検出されたSD1735・SD1736については、須恵器鉄鉢が埋土より出土しており、古代の遺構となる可能性があるが、年代比定資料が少なく詳細な時期は不明である。

(3) 調査地利用状況の変遷について

調査地全体の利用状況の変遷についてまとめると、まず外郭区画施設については、前述したとおり8世紀第2四半期の秋田「出羽柵」創建期から10世紀前半にかけて、その構造と構成を変えながらほぼ同位置で変

遷することが確認された。その変遷においては8世紀末・9世紀初めの外郭Ⅲ期の改修に際し、区画施設が築地塀から材木塀に変わり、檜状建物が付属するなど大きな変化と二期が認められる。それとほぼ同時期に、南調査区北西側の外郭南辺城内側が居住域として利用されようになり、9世紀前半から10世紀中葉にかけて継続して居住域として利用される。同様の利用状況は、以前実施された外郭南辺付近の調査でも確認されており、外郭南辺城内側については、全体的に平安期を中心として継続的に居住域として利用されるという状況が改めて把握されたといえる。

北調査区西側の外郭東辺城内側については、9世紀後半に建物が建てられ利用されるようになるが、調査が部分的な範囲にとどまったため、詳細は不明である。調査地東側斜面については、削平と擾乱によりほとんど遺構が検出されなかった。そのため利用状況も明確でないが、斜面ということや地山飛砂層面の検出状況を考慮した場合、大規模な掘り込みを伴うような施設等はないと推定される。

なお、調査地内の創建期整地層等からは、縄文時代中期末葉から後期初頭に位置づけられる縄文土器が出土しており、周辺に縄文時代の生活域が存在したと考えられる。また、調査地内検出の烟造構については、旧耕作土出土遺物等から近世に遡ると考えられるものがあり、調査地周辺は近世以降に畠地としての利用が始まったと考えられる。

2 第84次調査について

第84次調査は秋田城跡城内東側にあたる大畠地区東部を対象とした。調査地は外郭東側から政府域のほぼ中間にあたり、外郭東門から政府に至る城内東西道路の存在が推定される場所である。

調査は東西道路の位置や変遷を確認するとともに、実務官衙域や生産施設が検出されている南西側からの遺構の広がりを含めた周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、6時期にわたる古代の遺構面を検出し、道路面や道路側溝からなる5時期の城内東西道路遺構の位置と変遷を確認した。5時期の道路遺構については、検出層位となっている各時期の道路造成に伴う整地層及び道路面の造成土からの出土遺物、道路側溝等からの出土遺物の検討からその年代や変遷が把握される。また、各遺構面においては、主要遺構である道路遺構の他にも道路及びその周辺から遺構が検出され、道路機能が不明確となる最終遺構面からも遺構が検出されている。それらの遺構についても、検出層位、出土遺物等の検討から年代が把握される。

以下、整地層・造成土層である遺物包含層の年代の検討をはじめとする、それらの検討を行い、城内東西道路の変遷、それを中心とする調査地全体の利用状況の変遷についてまとめることする。

（1）遺物包含層の年代について（第86図参照）

主要検出遺構である各時期の城内東西道路遺構については、その造成に直接関係する遺物包含層として、道路面造成土や道路南側傾斜面を対象とする整地層等が調査地内に堆積している。道路遺構の年代と変遷や、その他の遺構の年代把握の前提として、各層の堆積時期や性格について下層より検討を加えることとする。

最下層となる地山飛砂層直上の第10層明黄褐色砂層からは、ヘラ切り後底部全面と体部下端に手持ちケズリ調整を施す須恵器坏や、丸底風で底部に回転利用のケズリ調整を施す須恵器坏が出土している。その出土土器と様相は外郭東門周辺を対象とした第54次調査SG1031（以下SG1031と呼ぶ）土取り穴埋土・覆土出土土器に類似し、年代としては秋田「出羽櫛」創建期である8世紀第2四半期に位置付けられる。第10層

はSX1755A道路造成に伴う整地層であり、秋田「出羽柵」創建期の整地層となると考えられる。

第9層明黄褐色砂・明褐色粘土層からは、口径15.7cm、器高4.9cmと法量が大きくヘラ切り丁寧なナデ調整の須恵器坏や、高台内端が接地し体部下半に稜を持つタイプの古い要素を示す須恵器台付坏が出土している。その土器と様相は、SG1031前壙土・瓦層から上位木炭層出土土器に類似し、年代としては8世紀第3四半期位置付けられる。第9層はSX1755Bの道路造成に伴う整地層であり、政府Ⅱ期・外郭Ⅱ期、天平宝字年間(757~764)頃の秋田城改修に伴う整地層に該当すると考えられる。

第8層明褐色粘土層からは、口径14.2cm、器高3.6cmでヘラ切り撫で調整で逆台形タイプの須恵器坏と内湾しやや深みのある斎形器形の赤褐色土器坏Bが共伴して出土している。その土器と様相はSG1031 14層から16層の出土土器に類似し、年代としては8世紀の末から9世紀初めに位置付けられる。第8層はSX1755Cの道路造成に伴う整地層及び道路面造成土であり、8世紀末・9世紀初めの政府Ⅲ期・外郭Ⅲ期改修に伴う整地層に該当すると考えられる。

従来の政府や外郭東門等の主要施設周辺の調査においては、政府Ⅲ期・外郭Ⅲ期には同時期に全体的な改修が行われることが明らかになっており、整地地業として粘土整地を大規模に行う特徴が認められる。今次調査第8層も明褐色粘土を主体とした整地層であり、その点でも共通性が指摘され、そのことは城内東西道路も政府や外郭東門と同時期に画一的な改修が行われたことを示唆するものともいえる。

第7層灰黄褐色土・黄褐色砂層からは、口径13cm前後でやや法量の縮小したヘラ切り軽い撫で調整の逆台形タイプの須恵器坏と赤褐色坏Bが共伴して出土している。その土器と様相はSG1031 12層から14層の出土土器に類似し、年代としては9世紀第1四半期から第2四半期にかけてに位置付けられる。第7層はSX1755Dの道路造成に伴う整地層及び道路面造成土であり、出土遺物の年代からは城内の政府Ⅳ期に該当する改修に伴う整地層となる可能性が高い。

第6層暗褐色土層からは、施釉陶器の器形を模倣したと考えられる須恵器台付皿や赤褐色土器台付皿、赤褐色土器無台皿が出土している。また、赤褐色土器坏Bは出土せず、赤褐色土器坏Aについては底径比が平均0.430と縮小し、口径11cm台後半から13cm台までと口径14cm~15cm台までの大小2タイプがあり、法量分化の傾向が認められる。これらの土器様相はSG1031第7層出土土器に極めて類似し、年代としては9世紀第4四半期に位置付けられる。SG1031第9層は元慶2年(878)の元慶の乱による火災に伴う焼土・炭化物層とされている。今次調査第6層についても、多量の焼土・炭化物や赤褐色土器片が混入し、出土土器の多くに火を受けた被熱痕跡が認められることから、元慶の乱による火災後の整地層、元慶の乱復興期にあたる政府Ⅴ期・外郭Ⅳ期に該当する整地層と判断される。第6層はSX1755Eの道路造成に伴う整地層であり、SX1755Eは元慶の乱復興期の道路と判断される。

第5層褐灰色土層からは糸切り無調整の斎型タイプの須恵器坏や、赤褐色土器無台皿、底径比が縮小し大小2タイプに法量分化した赤褐色土器坏A等、第6層及びSG1031第7層と同じ様相を示す土器が出土しており、ほとんど時期差なく第6層の整地後に第5層による道路面造成が行われたと考えられる。

第4層浅黄色砂・にぶい黄褐色砂層からは、口径12cm前後、器高3cm台後半まで法量が縮小し、底径比も0.400まで縮小した赤褐色土器坏Aが出土している。その土器と様相はSG1031 4層に類似し、年代としては9世紀第1四半期に位置付けられる。土層堆積を見た場合、外郭東門周辺の第54次調査ではSG1031 4層の直上に黄褐色砂による厚い最終的な整地層が検出されており、近接する今次調査地の第4層もこれと同時期で直接関連する整地層と考えられ、砂を主体とする厚い整地が周辺一帯で広く行われた可能性が高い。明確

な道路造構を伴わないが、最上層の造構存在面であり、城内の政庁VI期に該当する改修に伴う整地層となる可能性が高い。

（2）各造構の年代と変遷について

① 城内東西道路造構の年代と変遷について（第86図参照）

城内東西道路として5時期の変遷が認められるSX1755A～E道路造構については、前述の道路造成に伴う整地層及び道路面造成土である各層の年代と層位に基づき、その年代と変遷の把握が可能である。その5時期の変遷は前述の検討からも明らかのように、政庁I～V期、外郭I～IV期の変遷に対応すると考えられる。

1期のSX1755A道路造構は、第10層により整地された8世紀第2四半期から8世紀第3四半期にかけての城内東西道路で、政庁I期・外郭I期の秋田「出羽柵」創建期に該当する時期の道路となる。

2期のSX1755B道路造構は第9層により整地された8世紀第3四半期から8世紀末・9世紀初めにかけての城内東西道路で、政庁II期・外郭II期、天平宝字年間頃の「秋田城」への改修期に該当する時期の道路となる。

3期のSX1755C道路造構は第8層により整地、造成された8世紀末・9世紀初めから9世紀第2四半期にかけての城内東西道路で、政庁III期・外郭III期の大改修期に該当する時期の道路となる。

4期のSX1755D道路造構は第7層により整地、造成された9世紀第2四半期から元慶2年(878)までの城内東西道路で、政庁IV期に該当する時期の道路となる。

5期のSX1755E道路造構は、第6層により整地され、第5層より造成された元慶2年から10世紀第1四半期にかけての城内東西道路で、政庁V期・外郭IV期、元慶の乱後復興期の道路となる。

造構面としての変遷では6時期目となり、政庁VI期に該当すると考えられる第4層面では、断続的に南北を区画する東西方向の溝跡や柱列を検出したが、硬化した道路面も検出されず、明確な道路造構は確認されなかった。

次にSX1755A～E道路造構を構成する道路側溝及び区画施設の変遷や、道路幅及び道路方向の変遷について整理すると以下のようになる。

SX1755Aは、南側側溝SD1772と北側側溝SD1773で区画され、南北側溝の溝芯々間（以下の記述は省略して南北側溝間と記述する。）の距離は11.4m～11.8mである。道路は西側政庁方向に対し（以下の記述では省略）、調査地中央でやや幅を広げながら北寄りに曲がる。

SX1755Bは2小期の変遷があり、南側側溝SD1770と北側側溝SD1771で区画され、南北側溝間の距離は11.6m～12.0mである。道路は調査地中央から西側の間でやや幅を広げながら北寄りに曲がる。ある段階で道路南側がSA1752一本柱列壠により東西方向に区画される。

SX1755Cは2小期の変遷があり、当初は南側側溝SD1769Bと北側側溝SD1768、さらに南側側溝の南はSD(A)1767B材木壠により東西方向に区画される。次の段階では南側側溝SD1767Aと北側側溝SD1768で区画されるようになる。旧段階の南北間の距離はSD1769BとSD1768間で7.5m、SD(A)1767BとSD1768間で9.0mである。新段階の南北側溝間の距離は9.0mである。道路は新旧の段階を通じてほぼ東西の方向である。

SX1755Dは2小期の変遷の可能性がある。当初は南側側溝SD1761と北側側溝SD1762で区画され、南北側溝間の距離は9.0mである。ある段階でSD1761とSD1762の内側に不規則な東西溝SD1763・SD1766とSD1764が掘り込まれる。これを各々南側側溝と北側側溝と見た場合、南北間で3.5m～4.0mに道路幅が縮小した可

能性が考えられる。旧段階の道路はほぼ東西の方向だが西側で若干北寄りに曲がる。なお、SD1761埋土からは9世紀第3四半期に位置付けられる底径比のやや大きい赤褐色土器環Aが出土している。SD1764埋土からはそれよりも法量と底径比の縮小した9世紀第4四半期に位置付けられる赤褐色土器環Aが出土している。そのことから、内側の不規則な東西溝は第5層・第6層により埋められるまで機能していたと考えられるが、当初からの南北側溝についてはより早い段階に埋まる形で、時期差が存在する可能性も考えられる。

SX1755Eは南北側溝SD1758と北側側溝SD1759で区画され、南北側溝間の距離はやや不規則であり、調査地中央付近では9.3mである。道路面には南北方向の排水溝SD1760も検出されている。道路南側に東西方向のSX1756土手状遺構が伴い、さらに区画される。道路は側溝の方向にやや規則性を欠き、調査地中央付近でやや幅が広くなるが、削平によりそれより西側で側溝が検出されないため、調査地全体における方向は不明確である。

以上のように城内東西道路には、8世紀第2四半期の創建期から10世紀第1四半期頃まで5時期にわたる変遷が把握される。その変遷においては、以下のように道路幅や方向、区画施設の有無や構成等に特徴や変化が認められ、変遷上の画期が指摘される。

道路幅については、奈良時代の1期から2期、8世紀第2四半期から8世紀末・9世紀初めまでの道路幅が11.4m～12mと広く、平安時代3期以降、8世紀末・9世紀初め以降は道路幅が9.0m～9.3mと縮小する特徴的な変化が認められ、政府Ⅲ期・外郭Ⅲ期に該当する3期目に変遷上の画期が認められる。城内東西道路の道路幅については、外郭東門及びその西側（城内側）の調査において道路側溝が検出され、奈良時代の外郭I～II期の道路幅が約12mとされている。平安時代については明確でないが約9m以下に縮小すると推定されている。今次調査地では、奈良時代については若干幅が狭くなる傾向にあるが、大きくは同様の道路幅の変化が指摘できる。

道路の方向については、西側の政府方向に対し、1期～2期が調査地西側でやや北寄りに曲がり、3期以降はほぼ真西になり、ほぼ東西方向の道路となる傾向が指摘される。道路の方向とその変化については、旧地形における起伏等の地形的制約とその後の改修、政府東門と外郭東門の位置関係等が関係する可能性があるが、今後政府までの未調査地区における道路遺構の状況も含め、更に検討していく必要がある。

道路の区画施設については、素掘りの南北側溝以外に2期は1本柱列塀、3期旧段階は材木列塀（土留め施設の可能性も残す）で道路南側のみが区画される。時期的には、2期から3期旧段階にかけて東西方向の塀（立体的区画施設）により道路が区画されるという特徴が指摘される。

また、4期については東西方向の土手状遺構により道路南側が区画されるという構造上の特徴がある。4期については、西側が一段高くなるような大規模な造成や、特に固く叩きしめられ硬化した道路面等、道路面の造成という点においても特に大規模な改修が行われたという特徴が指摘される。

以上の変化と特徴をふまえると、城内東西道路の変遷においては、道路幅が縮小し道路方向が変化する政府Ⅲ期・外郭Ⅲ期に該当する3期、道路の構造が変化し大改修が行われる政府Ⅴ期・外郭Ⅳ期に該当する5期に大きな画期が指摘される。また、道路の機能が不明確となるという点においては、政府Ⅵ期に該当する6期目の遺構期にも画期が指摘されるといえる。

② その他の各遺構面検出遺構の年代について

主要検出遺構である東西道路遺構の他に、各遺構面において遺構が検出されている。各期の道路が機能す

る前後、改修段階に属すると考えられるそれらの遺構についても、検出層位や出土遺物等から以下のように年代や変遷が把握される。

地山飛砂層面検出のSK1793～SK1796と第10層面検出のSA1791、SK1792、SD1774については、道路範囲内に検出されているが、上層第9層により埋め戻されてはおらず、SK1793～SK1796については第10層の8世紀第2四半期の創建期整地以前にSK1791・SK1792・SD1774も整地後の道路機能前に一時的に掘り込まれ埋め戻された遺構となる可能性が高い。

第9層面検出のSK1785～SK1789については、道路範囲内に検出されており、上層第8層により埋め戻されていないことから、第9層整地後で道路が機能する以前に一時的に掘り込まれ埋め戻された可能性が高く、8世紀第3四半期頃の遺構と考えられる。ただしSK1787については埋土より赤褐色土器環Bが出土していることから、SX1755B道路の終末期の遺構となる可能性がある。

第8層面検出のSA1754ピット群とSK1783、SK1784については、道路範囲内に検出されており、上層第7層により埋め戻されていないことから、第8層整地後で道路が機能する以前の改修段階における一時的な掘り込み、簡易な建物や柱列になると考えられ、8世紀末から9世紀初め頃の遺構と考えられる。

第7層面検出のSD1765、SK1778～SK1782、SX1797については、SD1765、SK1778、SK1780、SK1781、SX1797が重複関係及び上層第5層・第6層により埋め戻されている状況から、SX1755D道路の終末段階から次の道路の造成が行われるまでの段階、元慶2年（878）の元慶の乱直後から復興までの短い期間に位置付けられると考えられる。SK1779、SK1782については、第7層整地後で道路が機能する以前の9世紀第2四半期頃の遺構と考えられる。

第4層面検出のSA1750、SA1751、SD1757、SK1775～SK1777については、第4層の堆積年代から10世紀第1四半期以降となる。遺構出土遺物について見た場合、SK1775からは法量や底径比の縮小した糸切り無調整の須恵器環や、口径が12cm～13cm前半で法量と底径比（平均0.416）が縮小した赤褐色土器環Aが出土している。SK1777からも類似した赤褐色土器が出土している。それらの土器と様相は10世紀第1四半期頃の年代が考えられ、SK1775をはじめとする遺構は、第4層の整地後でそれを大きく下らない時期の遺構と考えられる。

以上のように検討した城内東西道路遺構をはじめとする各遺構面検出遺構の変遷についてまとめると以下のようになる。



(3) 敵状遺構について（第40・78図、図版25参照）

調査地北西側、調査地西トレンチ北側から中央の第7層灰黄褐色土面でSX1797敵状遺構が検出されている。第6層暗褐色土層直下、SX1755D道路遺構の範囲に一部がかかる位置関係で検出された。遺構としては幅30cm～50cm、深さ10cm～15cmの溝状落ち込みが一定方向及び一定間隔で多条に並行する形で検出された。

遺構の形状から類例を求めた場合、畑耕作時の敵部分及び敵の間に掘り込まれた溝状部分に該当する可能性があり、敵状遺構と呼称した（註5）。今次調査地東側においても、同様の遺構形状を示す近世の畠跡が検出されている。また、秋田城跡における古代の類例については、第54次調査において外郭東門付近城内東西道路南側の第15層下でSX1070敵状遺構が検出されている（註6）。東西方向に5～6条並行する溝状遺構が検出され、敵状遺構と呼称され古代の畠跡の可能性が考えられている。遺構の時期は8世紀末・9世紀初め頃と考えられる。

他の性格の遺構としては、第5層及び第6層による5期道路造成の直下であることから、道路造成に伴う整地地業の掘り込みとなる可能性も想定される。しかし、整地地業としては調査地東側の同一遺構面や他時期の道路遺構面では検出されていない。他の城内外検出の道路遺構における検出例もなく、また、第54次調査の検出事例についても東西道路範囲からは大きくずれており関連性は認められない。

遺構形状と類例から可能性の高いと考えられる古代、平安時代の畠跡となれば、城内中心域で検出されたのは初めてであり、秋田県内でも検出例の少ない遺構となる。遺構は検出された層位からSX1755D道路の終末段階から次の道路造成までの間、元慶2年(878)の元慶の乱直後から復興までの短い期間に位置付けられる。元慶の乱に際して秋田城は城内外主要施設が焼き討ちに遭い、城内の食料や武器が略奪されており、甚大な被害を被ったことが文献史料に記載されている。畠遺構となる場合、乱直後の混乱期に関係する可能性が高く、道路としての利用規制が存在していないような状況において畠地としての一時的利用があった可能性が想定される。いずれにしても城内外、県内に見ても類例の少ない遺構であり、今後の周辺調査における遺構追求や自然科学分析等により、その性格についてさらに詳細に検討していく必要がある。

(4) 調査地利用状況の変遷について

調査地全体の利用状況の変遷についてまとめると、秋田「出羽柵」創建期の8世紀第2四半期から城内政府V期に併行する10世紀第1四半期にかけては、5時期にわたり継続して外郭東門から政府に至る城内東西



道路として利用されることが明らかとなった。城内東西道路は道路幅の変化等はあるものの、ほぼ同位置で変遷することも確認された。城内東西道路の位置及び継続的な変遷の確認により、城内における東西軸を意識した計画的な利用状況の一端が明らかになったといえる。

城内東西道路の変遷については前述したとおり、道路幅が縮小し方向が変化する8世紀末・9世紀初め、南側が土手状造構で区画されて大規模な造成が行われる元慶2年(878)の元慶の乱復興期に大きな画期が認められる。それらの変遷上の画期は政府や外郭区画施設の変遷における画期と一致しており、城全体での画一的な改修を示唆するともいえる。

変遷する南北側溝間の道路範囲内にピット群、溝跡、土坑等が検出されるが、それらの遺構は道路機能的ではなく、各時期道路の終末期から次段階道路機能前までの改修期における仮設的な施設や一時的な掘り込みと考えられる。また、城内東西道路機能段階では、道路南側における調査地南側には遺構はほとんど検出されず、道路周辺の利用に対し、一定の規則が存在したものと考えられる。

今次調査の6時期目、政府VI期に該当する10世紀第1四半期以降になると、明確な道路遺構は検出されないことから、城内東西道路は位置を大きくずらしているか、道路自体が機能しなくなっている可能性が考えられる。この段階になるとピット群や土坑が以前の道路範囲内に入り込み、南西側からの遺構の広がりが調査区中央まで認められるようになることから、以前の道路周辺の利用規制がゆるんでいるものと判断される。

註1 これ以降の考察における出土土器の年代比定は、以下一連の秋田城跡出土土器編年成果に基づくものである。

小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）—第54次調査の木簡・漆紙文書出土器を中心にして—」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年

伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究 第7号』1997年

伊藤武士「秋田城周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学46号』秋田考古学協会 1998年

「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会 1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海ーションポジウムII・資料集一』1997年

秋田市「第7章 秋田城跡の発掘調査 九 秋田城跡出土の土器編年」『秋田市史 第7巻 古代 史料編』2001年
また、以下の文章中の「底径比」は底径に対する口径の比率、底径指数を示すものである。

註2 外郭区画施設の基本変遷は、第54次調査成果により把握されている。

秋田市教育委員会「秋田城跡平成2年度調査概報」1991年

註3 赤褐色土器の呼称と環A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、環類の底部から体部下端及び下半にかけてケズリ調整を施すものを環B、無調整のものを環Aとしている。

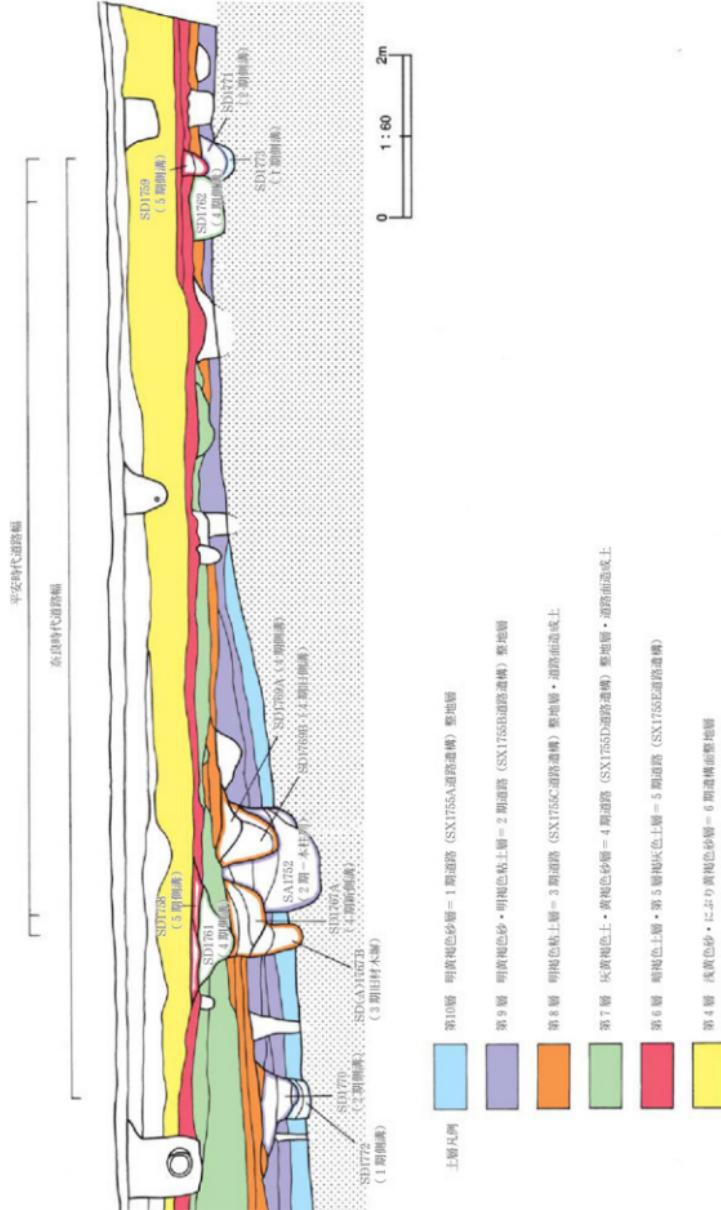
註4 秋田市「秋田市史叢書1『古城廻窯跡発掘調査報告』 1987年

註5 東北北部地域における古代の畠状造構については、平山明寿氏により集成と検討がなされている。その中では遺構名称について「畠間状造構」とする例が多いとしている。今回の報告では秋田城跡検出の類似遺構の名称を踏襲する。集成においては、秋田県域の検出事例としてははりま館遺跡があげられている。

平山明寿「東北北部における古代の耕作関連遺構—畠状造構を中心にして—」『渡島半島の考古学』南北海道考古学情報交換会20周年記念論集作成実行委員会 2001年

秋田県教育委員会「秋田県文化財調査報告書第192集『はりま館遺跡発掘調査報告書』 1990年

註6 秋田市教育委員会「秋田城跡平成2年度調査概報」1991年



第86図 第84次調査地中央ベルト (E159ライン) 南北方向土断面図 (城内東西道路造成・整地時期別色分け図)

V 平成16年度秋田城跡環境整備事業

平成16年度の整備

本年度から、総合整備活用推進事業の採択を受け、鶴ノ木地区第1次18ヶ年計画で位置づけられている外郭東門から東に延びると推定される大路の延長上で、古代の水洗便所遺構が面する沼地の北側対岸部分にある鶴ノ木地区北部と、外郭東門から南へ30m復元した築地塀の延長部分及び、政庁域の整備を行った。

① 鶴ノ木地区的整備

鶴ノ木北側部分は、古代から続いていると考えられる湿地部分の整備となることから、地形復元と、湿地乾燥化の要因となっている樹木の伐採に重きをおいた。

冒頭で述べた外郭東門から東に延びると推定される大路については、本地區では検出されなかったが、市道を挟んだ北側から溝や一部掘き固められた部分が検出されていることから、創建期の大路周辺の利用状況などと共に遺構説明板による説明を行った。

また、外郭南側復元築地塀の延長部分については、発掘調査によって判明している築地の基底高さを基に地形復元を行うとともに、ドウダンツツジの植栽による表示を行った。

工事の概要是次のとおりである。

実施地区 鶴ノ木東（4）・西（3）地区

実施面積 17,517 m²

工種	種別	細目	数量	金額（千円）	備考
敷地造成工	土工		一式	1,367	切・盛土
園路広場工	法覆工		一式	235	法面整形・野芝（目串）116m ²
	排水工		一式	124	450型2段・600型溜樹池
遺跡表示工	表示工	築地塀表示I	一式	79	築地塀表示のための移植・植栽
		築地塀表示II	一式	2,464	32m
修景施設工	植栽工	下木植栽	一式	116	ガマ植栽
		人力伐採・除根	一式	2,890	支障上木・根の伐採・除根
	芝工		一式	1,011	野芝
休養施設工	ベンチ工	木製ベンチ	4基	677	樹脂注入済材
管理施設工	サイン工	遺構説明板	2基	2,640	
直接工事費計				11,603	

② 政府域の整備

政府は秋田城の中心施設で、行われた儀式や政務のほか、蝦夷に対する饗給など特殊な任務の場でもあった。そこで、当時の空間の雰囲気を再現するため、来年度以降築地塀の復元を行うこととしているが、本年度は管理及び保安上の理由から復元しない築地部分について、植栽による表示と政府域の地形復元を行った。

また、造構表示として正殿・東脇殿・北東建物の平面表示も行った。

正殿は、発掘調査結果等から塀を4段積み上げて表示している。積み方については、指導員会からの指導によって空積みとした。そして、盛土だけではエポキシ系接着剤で接着等をしてても横ズレ等が懸念されたため、歩車道境界ブロックを据付け後モルタルにより接着することとした。（第1図・図版1）

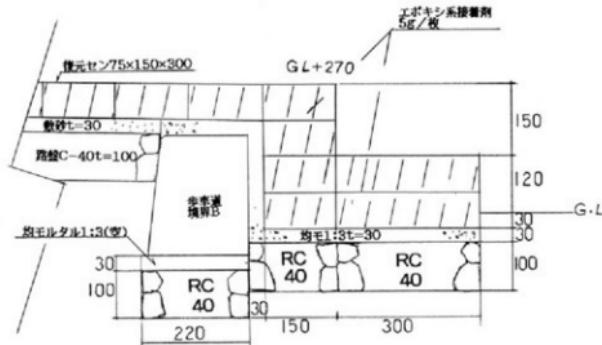
床面部の塀については、路盤（C=40・t=0.1m）上に敷砂（サンドクッションt=0.03m）をし、その上に据え付けることとした。

工事の概要是次のとおりである。

実施地区 政 府 域

実施面積 8, 0 0 0 m²

工種	種別	細目	数量	金額(千円)	備考
敷地造成工	土工		一式	3,763	切・盛土
遺跡表示工	表示工		一式	18,866	正殿表示
				3,225	北東建物表示(1棟)
				4,266	東脇殿表示(1棟)
				2,236	築地塀表示(60m)
修景施設工	植栽工	下木移植	一式	70	支障下木の移植
		人力伐採・除根	一式	496	支障上木・根の伐採・除根
		マサキ生垣	122m	1,017	3本/m
			一式	16	サツキ・ドウダンツツジ
	芝工	下木	一式	3,275	野芝
休養施設工	ベンチ工	木製ベンチ	5基	847	樹脂注入済材
直接工事費計				38,077	



第1図 塗積・敷部分標準断面図



図版1 塗積・敷部分標準断面写真



図版2 鶴ノ木地区東(4)環境整備地完成写真



図版3 鶴ノ木地区西(3)環境整備地完成写真



図版4 政府域環境整備地完成写真

VI 平成16年度秋田城跡の現状変更について

秋田城跡調査事務所では、秋田城跡の発掘調査や環境整備事業、史跡の管理・活用の他に、現状変更に伴う調査を実施して、史跡内の遺構や歴史的景観の保護に努めている。

しかし、史跡内は歴史的・自然的環境を活かすと同時に、居住地であることから住民のより良い住環境の整備も必要であり、史跡内の現状を変更する必要性も生じてくる。そこで、やむなく史跡内の現状を変更する場合は、秋田市教育委員会が窓口となって申請者及び関係機関と史跡保護のために慎重に協議を行い、史跡への影響がない範囲で最小限の現状変更を行っている。

平成16年度の現状変更申請は17件であった。なお、掘削が最小限で、現状変更が軽微なものについては工事の際に立会調査を行って対応した。その内容は下記のとおりである。

- ①民間工事11件…住宅新築工事（5、6）、住宅解体工事（4、7）、ガス工事（8、11、13）、電気通信工事（9、16）、法面崩落防止工事（15）、小屋改修（2）
- ②公共工事4件…側溝改良工事（10）、水道工事（17）、道路舗装工事（3）急傾斜地崩壊対策工事（14）
- ③史跡の保護や保存に係わるもの2件…発掘調査（1）、測量用基準点設置工事（12）

現 状 変 更 一 覧

番号	申 請 者	申 請 地	変 更 事 項	申 請 日	許 可 番 号	対 応
1	秋田市教育委員会教育長	秋田市寺内鶴ノ木、大畠地内	発掘調査	平成16年2月18日	15委府財第4の1612号 平成16年4月16日	発掘調査
2	個人	秋田市寺内高野10-25	小屋改修	平成16年4月13日	16委府財第4の126号 平成16年5月28日	立会調査
3	秋田市長	秋田市寺内児桜一丁目地内	道路舗装面補修工事	平成16年6月15日	秋市教指令第137号 平成16年6月17日	立会調査
4	個人	秋田市寺内大小路60	住宅解体工事	平成16年7月7日	秋市教指令第144号 平成16年7月7日	立会調査
5	個人	秋田市寺内大小路60	住宅新築工事	平成16年7月16日	秋市教指令第147号 平成16年7月20日	立会調査
6	個人	秋田市寺内焼山23-8	住宅新築工事	平成16年7月26日	秋市教指令第149号 平成16年7月30日	立会調査
7	個人	秋田市寺内大畠334、335-2	住宅解体工事	平成16年7月16日	16委府財第4の834号 平成16年9月3日	立会調査
8	東部ガス株式会社 秋田支店	秋田市寺内大小路73	マグネシウム陽極設置工事	平成16年8月6日	秋市教指令第151号 平成16年8月9日	立会調査
9	東日本電信電話株式会社 秋田支店	秋田市寺内児桜地内	電気通信設備設置工事	平成16年9月30日	秋市教指令第154号 平成16年10月1日	立会調査
10	秋田市長	秋田市寺内鶴ノ木地内	道路側溝改良工事	平成16年10月7日	秋市教指令第156号 平成16年10月13日	立会調査
11	東部ガス株式会社 秋田支店	秋田市寺内高野1-21	ガス管取り替え工事	平成16年10月14日	秋市教指令第157号 平成16年10月15日	立会調査
12	秋田市教育委員会教育長	秋田市寺内、将軍野南一丁目地内	測量用基準点の新設及び再設置工事	平成16年10月18日	秋市教指令第159号 平成16年10月21日	立会調査
13	東部ガス株式会社 秋田支店	秋田市寺内高野1-21	ガス管止め工事	平成16年12月14日	秋市教指令第161号 平成16年12月15日	立会調査
14	秋田県知事	秋田市将軍野南一丁目178-2	急傾斜地崩壊対策工事	平成16年12月20日	16委府財第4の1452号 平成17年1月7日	立会調査
15	東日本電信電話株式会社 秋田支店	秋田市寺内鶴ノ木地内	電気通信設備設置工事	平成17年1月31日	秋市教指令第8号 平成17年1月31日	立会調査
16	秋田市水道事業管理者	秋田市寺内鶴ノ木地内	消火栓再設置工事	平成17年1月28日	秋市教指令第7号 平成17年1月31日	立会調査
17	秋田市長	秋田市寺内鶴ノ木地内	道路幅員の有効利用による歩行空間の確保工事	平成16年10月7日	秋市教指令第156号 平成16年10月13日	立会調査



第83次調査地全景空中写真

図版 1



第84次調査地第5層面検出遺構全景（東から）
(政序V期道路面)



第84次調査地第10層面検出遺構全景（東から）
(創建期道路面まで掘り下げた状況)

右上：第83次調査地
調査前状況（北から）

右中上：第83次調査地
調査前状況（南西から）

右中下：中央調査区西侧斜面土層断面
(北から)

右下：中央調査区北側烟畝跡
検出状況（南から）



中央調査区中央土手部分土層断面（北から）



中央調査区東側斜面土層断面（北から）



図版 3



第83次調査地中央調査区 外郭南東隅部遺構全景（南から）

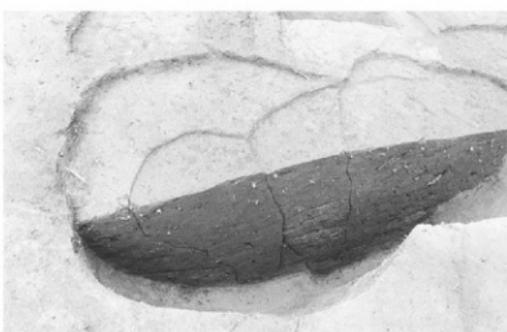


第83次調査地中央調査区 外郭南東隅部遺構全景（北から）



上：S K1747土坑検出状況及び
S B1727～S B1729掘立柱
(檐状) 建物跡掘り下げ状況
(南から)

S B1727・S B1728柱掘り方断面
(南東隅)
(南から)



S B1727・S B1728柱掘り方断面
(南西隅)
(南から)





SB 1727・SB 1729柱掘り方断面（北東から）
(西側桁行南から2番目・南から1番目)



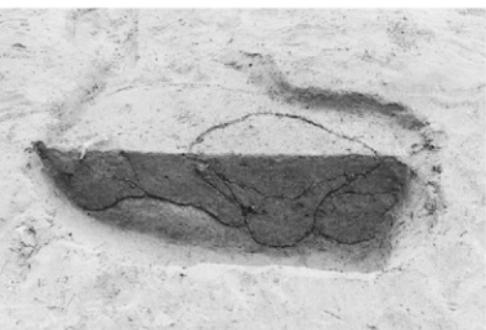
SB 1727・SB 1729柱掘り方断面（西から）
(東側桁行南から2番目・南から1番目)



SB 1729柱掘り方断面（南から）
(北西隅)



SB 1729柱掘り方西面（南から）
(北東隅)



SB 1730柱掘り方断面（東から）
(南東隅)



SB 1730柱掘り方断面（東から）
(北東隅)

S B 1731掘立柱建物跡
(西から)



上：S F 1732築地壝基底部断面（南から）
(中央調査区北壁)



右：S F 1732築地壝基底部断面（北から）
(中央調査区中央トレンチ)

S A 1734材木壝跡
布掘り溝断面
(南から)



中央調査区
SD1738溝跡断面
(南から)



図版 7



左：北調査区 S F 1732・S A1733・S A1734
検出状況（北から）
上：北調査区 S F 1732・S A1733・S A1734
重複状況土層断面（北西から）

北調査区 S F 1732築地解崩壊土・瓦層
検出状況（北から）



左：南調査区 S F 1732・S A1733・S A1734
検出状況（北東から）
上：南調査区 S F 1732・S A1733・S A1734
重複状況土層断面（北から）

第4トレンチ南壁土層断面
(北から)

図版 8

南調査区
S D1735・S D1736溝跡
(北東から)



右：中央調査区 S D1737溝跡（南から）
上：北調査区 S D1737溝跡（南から）



南調査区 S D1737溝跡
(南から)



南調査区 S D1739溝跡
(南から)



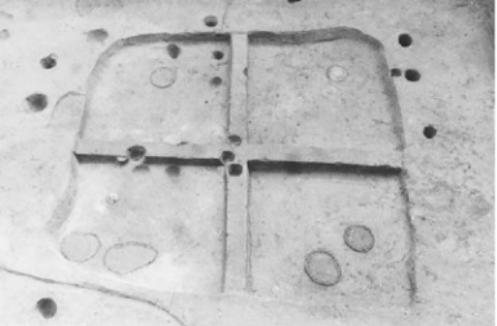
北調査区 西側上層遺構全景
(西から)



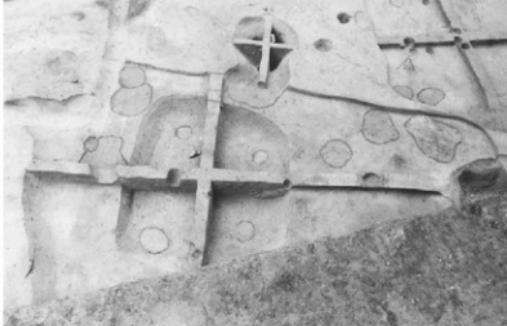
左：南調査区 北西側遺構全景（北西から）
上：南調査区北西側 SA1749ビット群検出状況
(北西から)



南調査区 東側斜面遺構全景
(南東から)



S I 1740 壓穴住居跡（北東から）



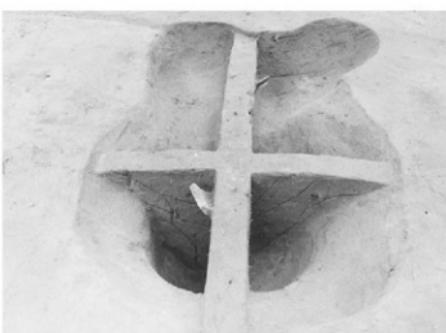
S I 1741・S I 1742 壓穴住居跡（北東から）



右：S I 1743 壓穴住居跡（北西から）



上：S I 1745 壓穴住居跡（南から）



S K 1746 土坑（南西から）

S X 1748 焼土造構（南から）

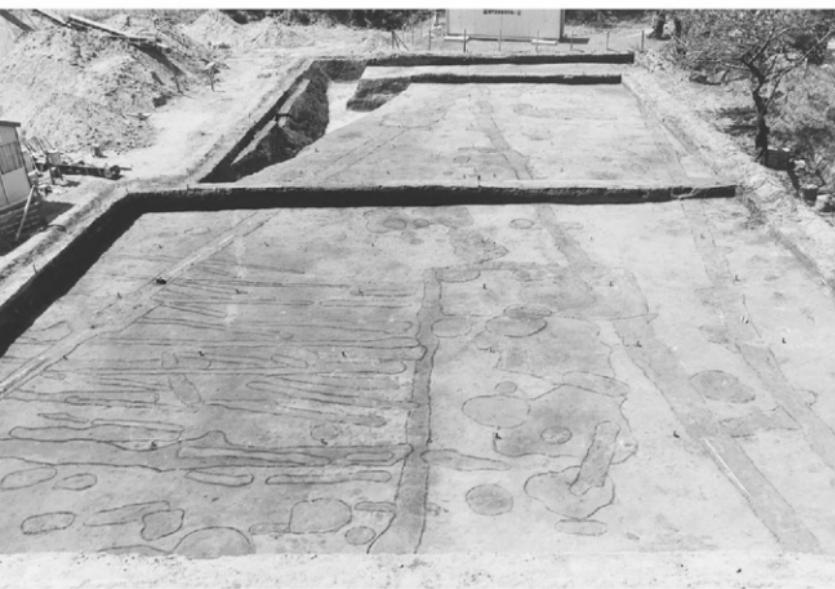




第84次調査地調査前状況
(西から)



第84次調査地調査前状況
(東から)



第84次調査地 撥乱・畠畝跡検出状況(東から)



第84次調査地第4層面検出遺構（東から）



第84次調査地第5層面検出遺構全景（東から）



第84次調査地第7層面検出遺構全景（東から）



第84次調査地第8層面検出遺構全景（東から）



第84次調査地第8層下層・第9層面検出遺構全景（東から）



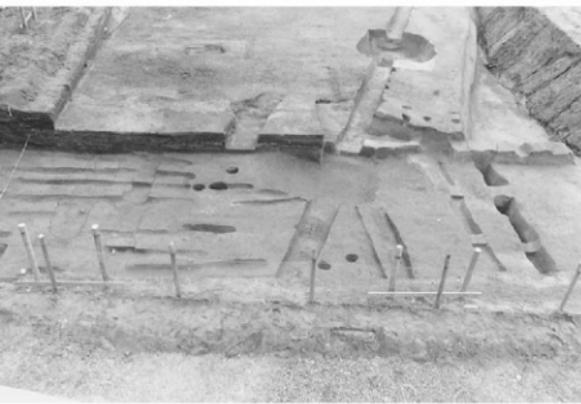
第84次調査地第10層面検出遺構（東から）



調査地西側
第5層面遺構検出状況
(西から)



調査地西トレンチ
第7層面検出遺構
(西から)



調査地西トレンチ
第8層面検出遺構
(西から)



調査地西トレンチ
第9層面検出遺構
(西から)



調査地西トレンチ
第10層面検出遺構
(西から)



調査地西トレンチ
地山飛砂層面遺構検出状況
(南から)



調査地中央ベルト（E 159ライン）土層断面（南東から）



調査地中央ベルト S X1755道路遺構南側側溝周辺土層断面（東から）



調査地東壁（E174ライン）土層断面（南西から）



上：調査地西壁（E135ライン）
土層断面（北東から）



調査地西壁
S X 1755道路遺構南側側溝周辺
土層断面（東から）



調査地西トレンチ東壁
S X 1755 E 道路遺構造成土（第6層晴褐色土
・焼土炭化物層）土層断面（西から）



調査地東トレンチ西壁 S X 1755 E 道路遺構道路面
造成状況土層断面（東から）



調査地中央トレンチ東壁 S X 1755 E 道路遺構道路面
造成状況土層断面（西から）



S A 1750柱列（東から）



S A 1751柱列（西から）

調査地中央トレンチ
S A 1754ピット群検出状況
(北から)



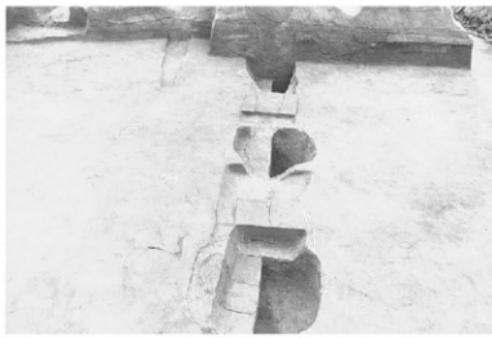
S A 1752柱列柱掘り方断面



調査地中央トレンチ第9層面
S A 1752柱列・SD 1770溝跡（東から）



S A 1752柱列柱掘り方断面



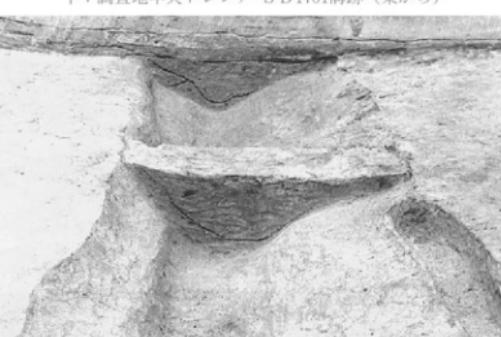
調査地西トレンチ第9層面
S A 1752柱列・SD 1770溝跡（西から）



上：SD1758溝跡（東から）



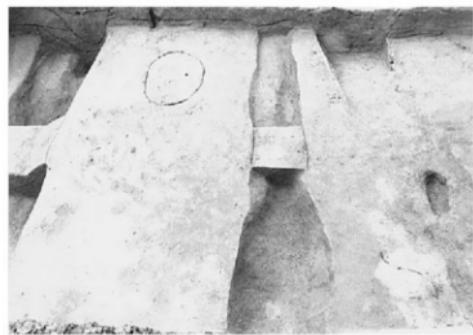
上：SD1759溝跡（東から）



下：調査地中央トレンチ SD1761溝跡（東から）



下：調査地中央トレンチ SD1762溝跡（東から）



左：調査地中央トレンチ SD1764溝跡（東から）

上：調査地東トレンチ SD1763溝跡・

SD1769A溝跡（東から）



調査地東トレンチ SD1764溝跡（東から）

図版22



調査地西トレンチ SD1767A・B溝跡（東から）



調査地西トレンチ SD1769A溝跡（東から）



調査地中央トレンチ
SD1767A溝跡（東から）



調査地中央トレンチ
SD1767A溝跡（東から）



調査地中央トレンチ
SD1770・SD1767B・
SD1769B溝跡（東から）



調査地中央トレンチ
SD1770・SD1767B・
SD1769B溝跡（東から）



調査地東トレンチ
SD1770・SD1767B・
SD1769B溝跡（東から）



調査地東トレンチ
SD1770・SD1767B・
SD1769B溝跡（東から）

図版23



調査地中央トレンチ S D1770溝跡（東から）



調査地西トレンチ S D1771溝跡（東から）



調査地中央トレンチ S D1772溝跡（東から）



調査地中央トレンチ S D1771溝跡（東から）



調査地東トレンチ S D1772溝跡（東から）



調査地西トレンチ S D1773溝跡（東から）



S D 1774溝跡
(北から)



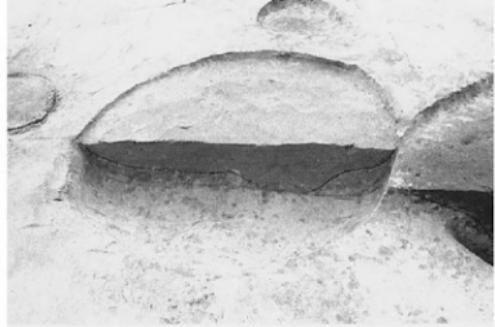
S X 1797畝状遺構掘り下げ状況
(南西から)



S X 1797畝状遺構検出状況
(西から)



S X 1797畝状遺構断面
(南から)



左：SK1775土坑（東から）

上：SK1776土坑（東から）



SK1777土坑（東から）



SK1778土坑（南から）



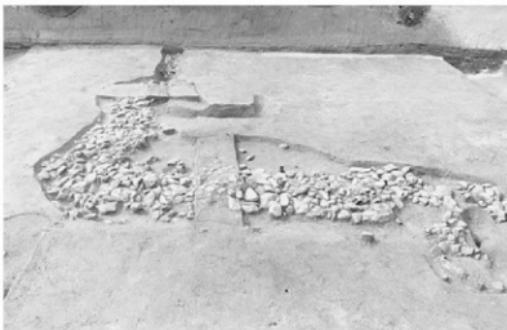
SK1779土坑（東から）



S K 1780土坑（東から）



S K 1781土坑（南から）



S D 1766溝跡
S K 1782土坑（東から）



S K 1783・S K 1784土坑
(南から)



S K 1793・S K 1794土坑
(南から)



1



2



3



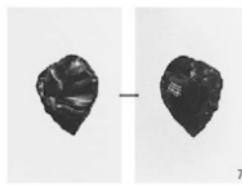
4



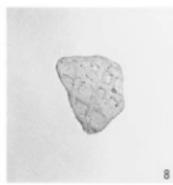
5



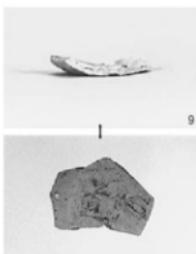
6



7



8



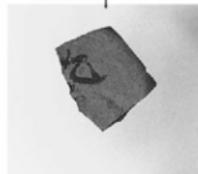
9



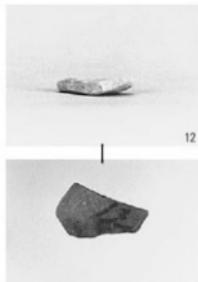
10



11



12



12



13



15



16

1~4、8 S B 1727

5 S B 1728

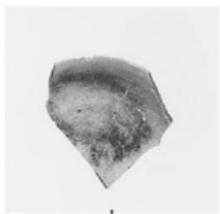
6 S B 1729

7 S B 1730

9~12 S B 1731

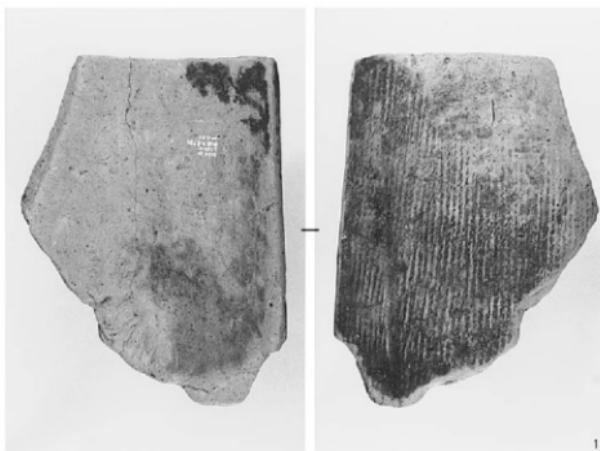
13 S A 1733

14~16 S A 1734

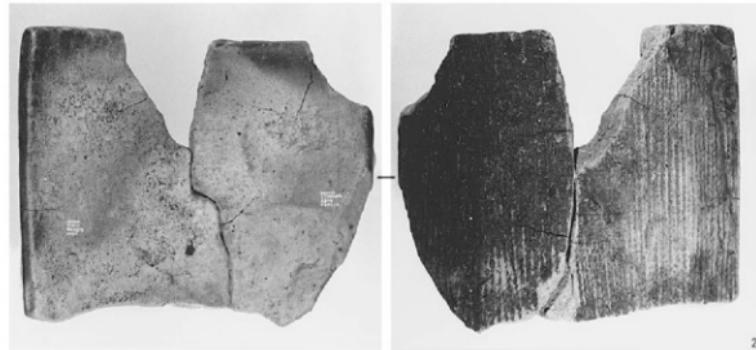


1 ~ 4 S D1737, 5 S D1735, 6 S D1738

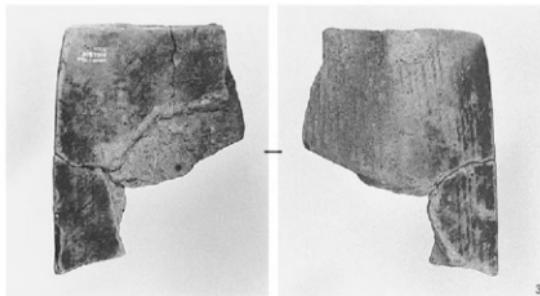
図版29



1



2

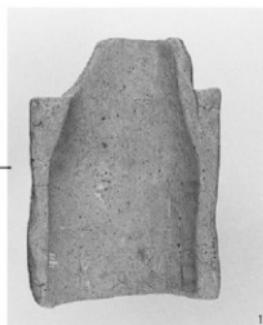


* 1 ~ 3 : ¼

3

1 ~ 3 S D 1738

図版30



1



3



4



2

臺 1・2 : ¼



6



7



8



9



10



12



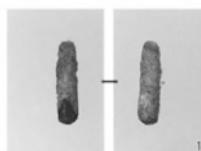
13



11



1



14

1 ~ 2 SD1738, 3 ~ 14 S I 1740

図版31



1



2



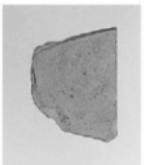
3



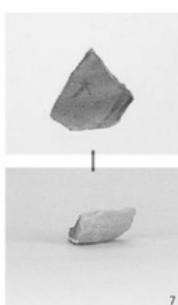
4



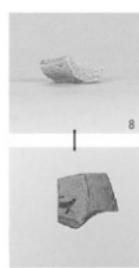
5



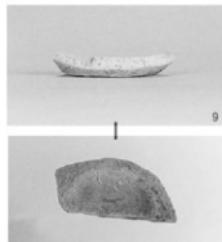
1



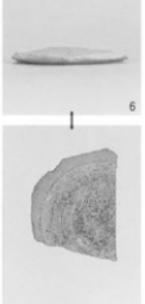
7



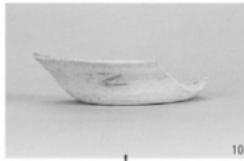
8



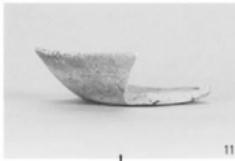
9



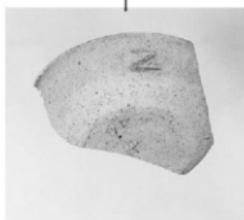
1



10



11



12

1~2 S I 1741
3~5 S I 1742
6~9 S I 1743
10~12 S I 1744



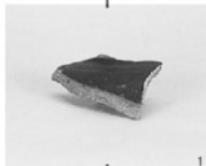
1



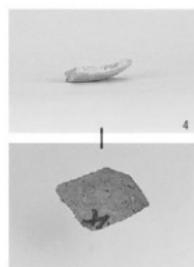
2



3



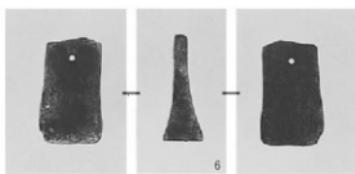
1



4



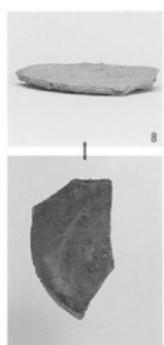
5



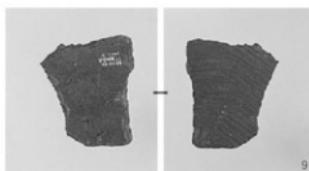
6



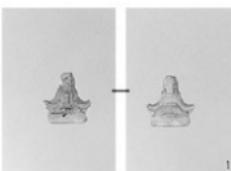
7



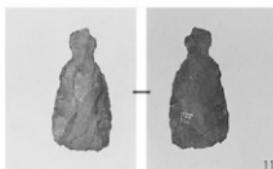
8



9

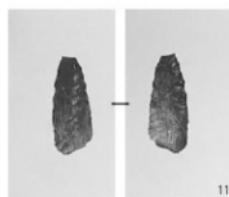
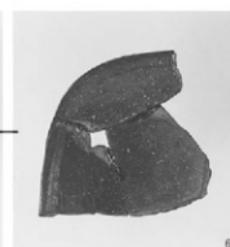
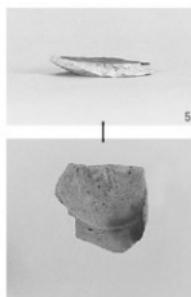
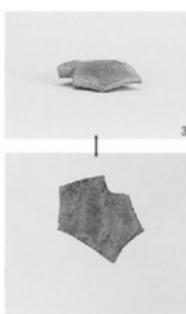
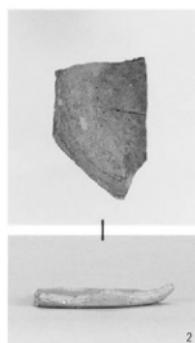


10

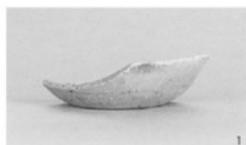


11

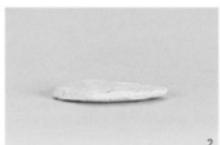
1 ~ 4 S I 1744
5 S I 1745
6 S X 1748
7 ~ 11 第 1 層



1 ~11 第3層



1



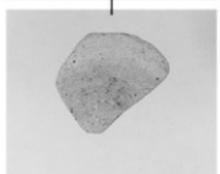
2



3



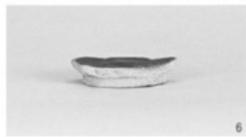
4



1



5



6



7



1



8



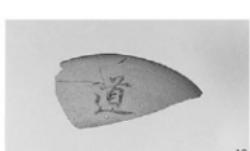
9



10



11



12



13



14

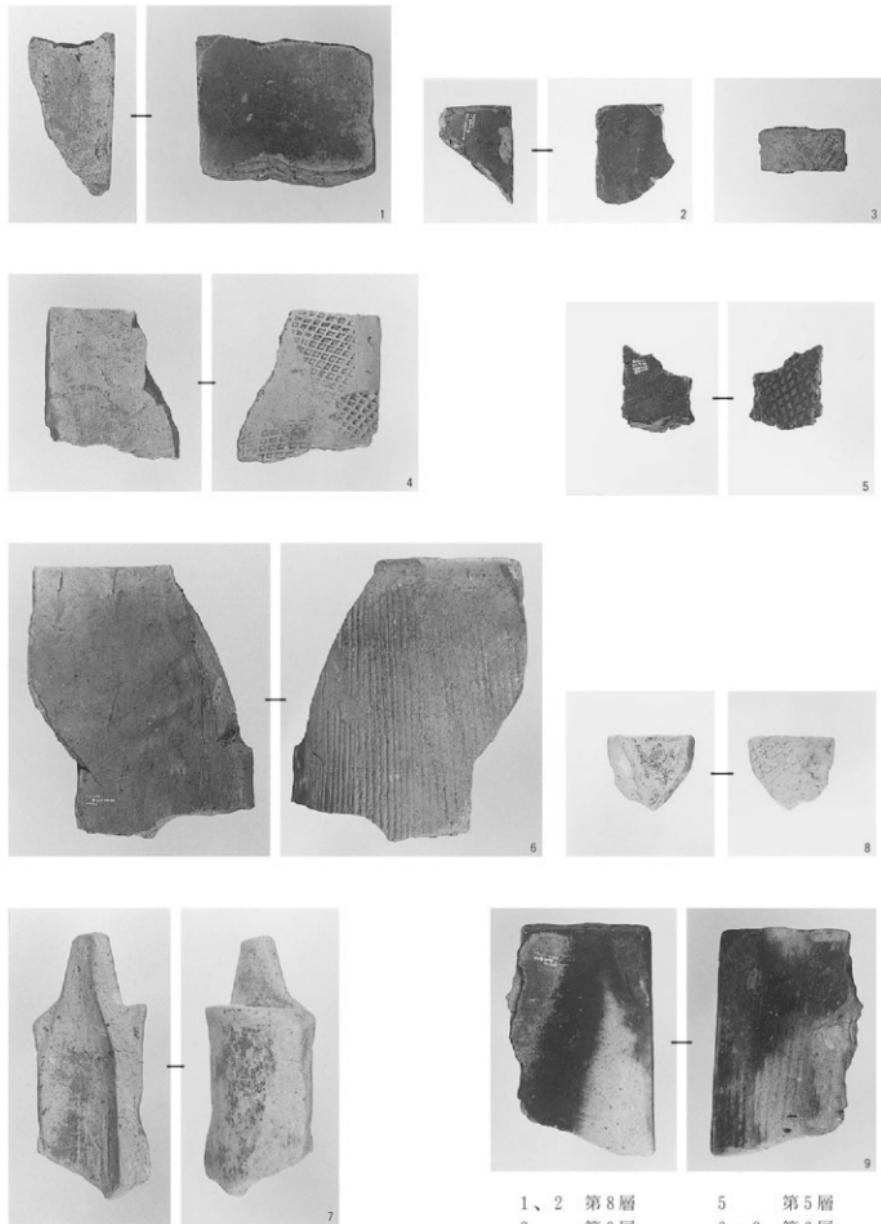


15

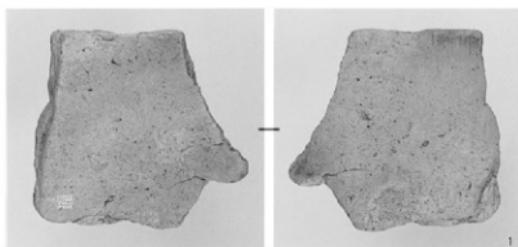


16

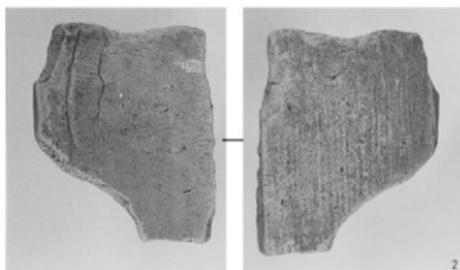
1～11 第5層, 12～14 第6層, 15～16 第7層



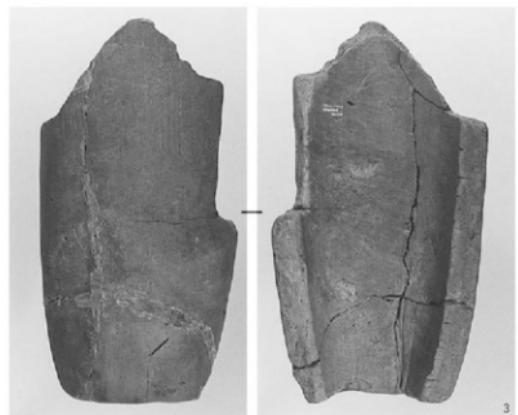
図版36



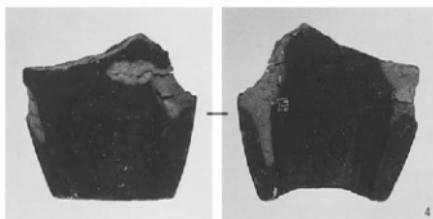
1



2



3



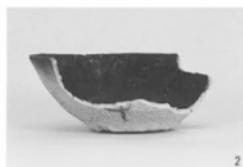
※ 1~4 : ¼

1~4 第7層

図版37



1



2



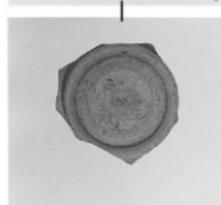
3



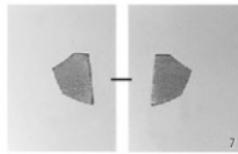
4



5



6



7



9



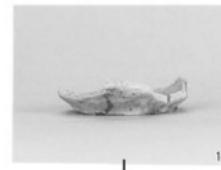
10



11



12



14



13



- | | |
|--------|----------|
| 1 | S D 1757 |
| 2 ~ 4 | S D 1758 |
| 5 | S D 1762 |
| 6 | S D 1764 |
| 7 | S D 1767 |
| 8 | S D 1769 |
| 9 ~ 13 | S K 1775 |
| 14 | S K 1777 |



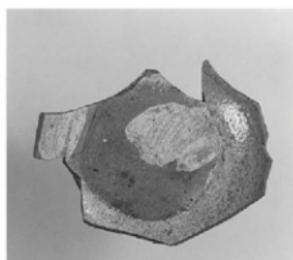
1



2



3



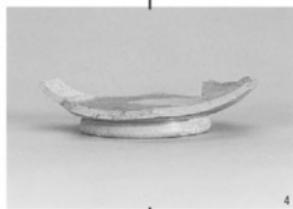
4



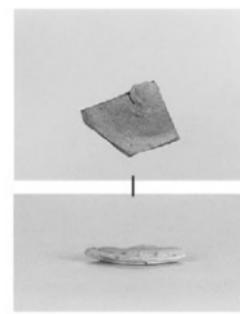
5



6



4



7



5



8



9



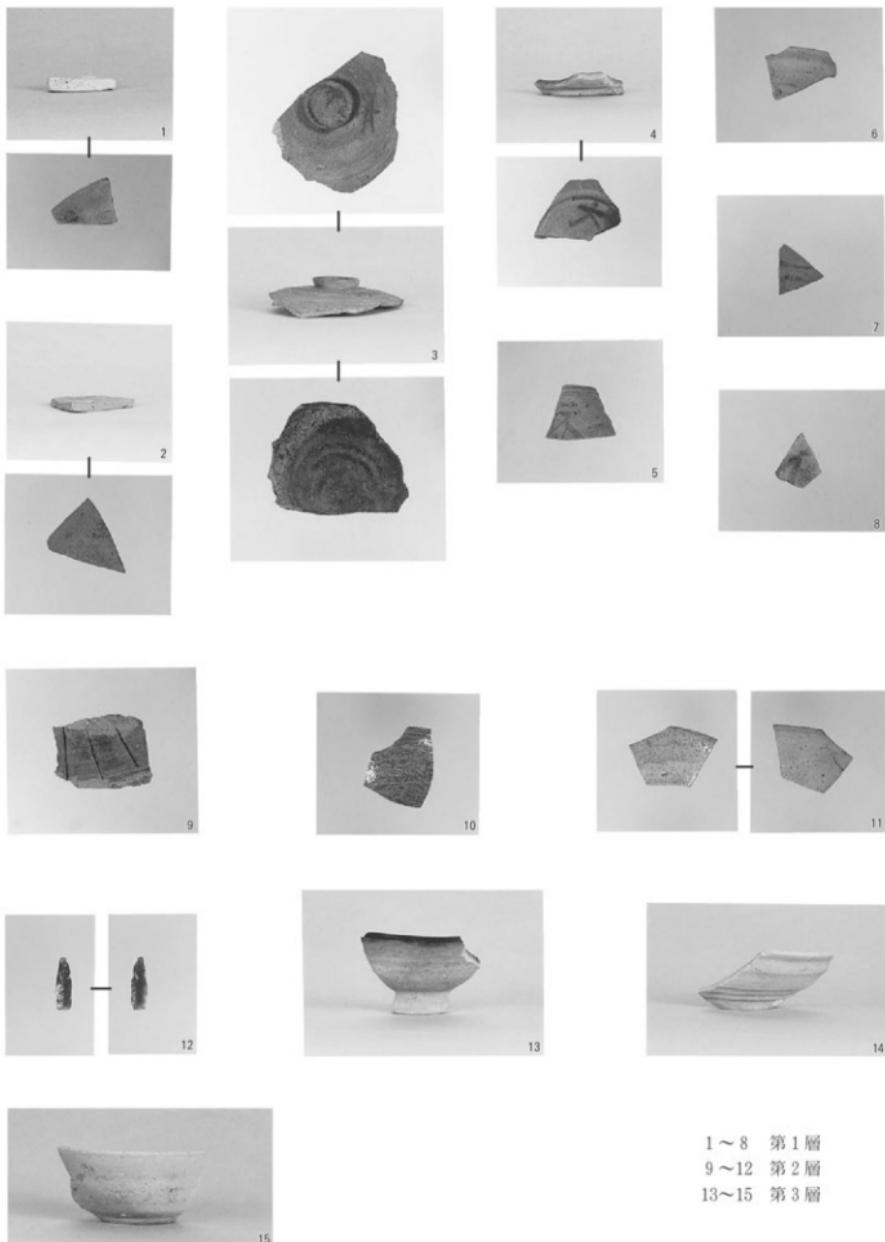
10



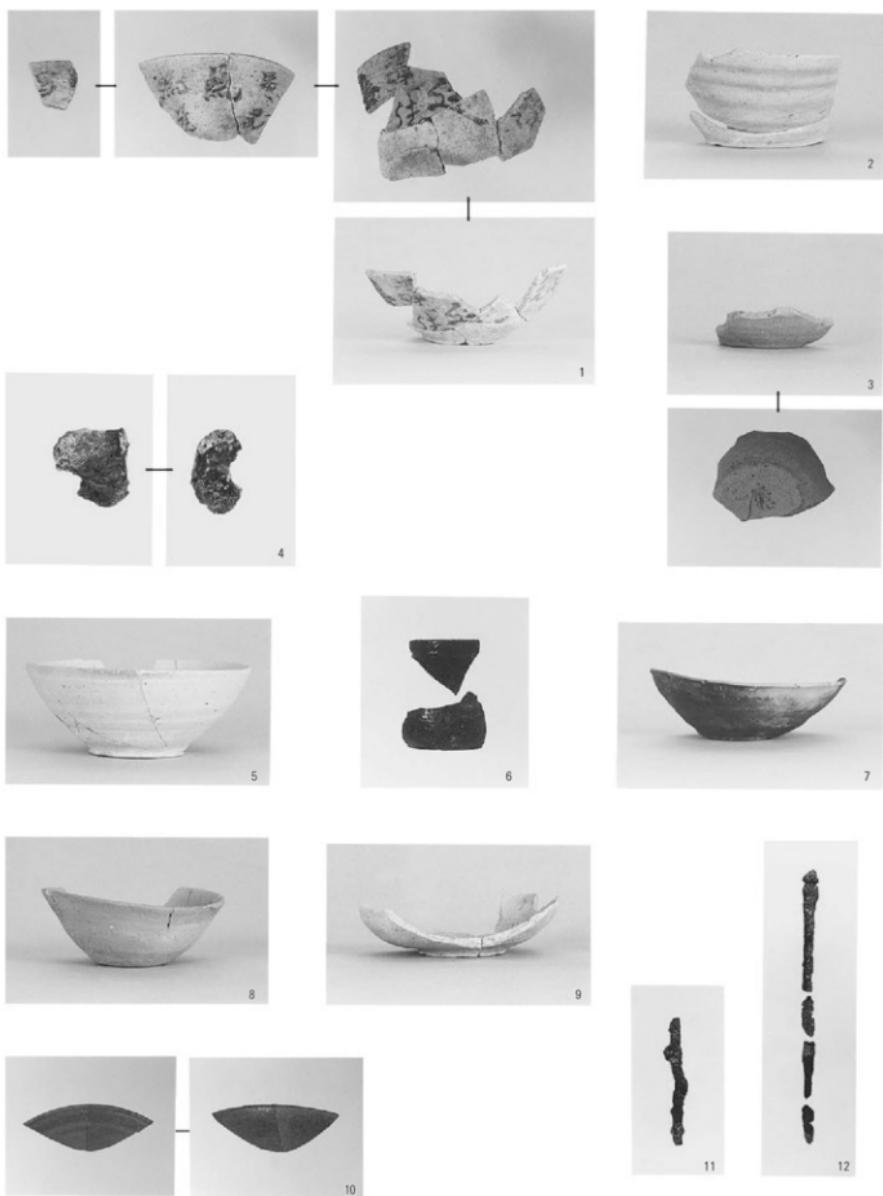
11

- 1 ~ 4 S K1778
5 S K1780
6、7 S K1783
8、9 S K1787
10 S A1753 ピット群
ピット 1
11 S A1754 ピット群
ピット 2

図版39

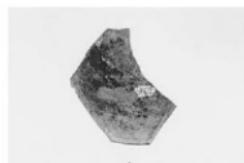


1~8 第1層
9~12 第2層
13~15 第3層



1～4 第3層、5～12 第4層

図版41



2



3



6



4



1



5



7



8



9



10



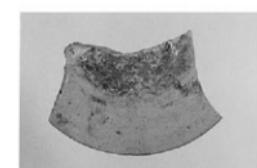
11



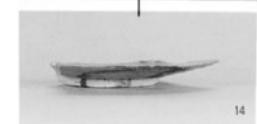
12



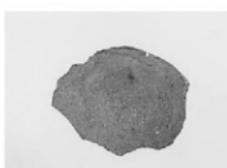
13



1



14



1



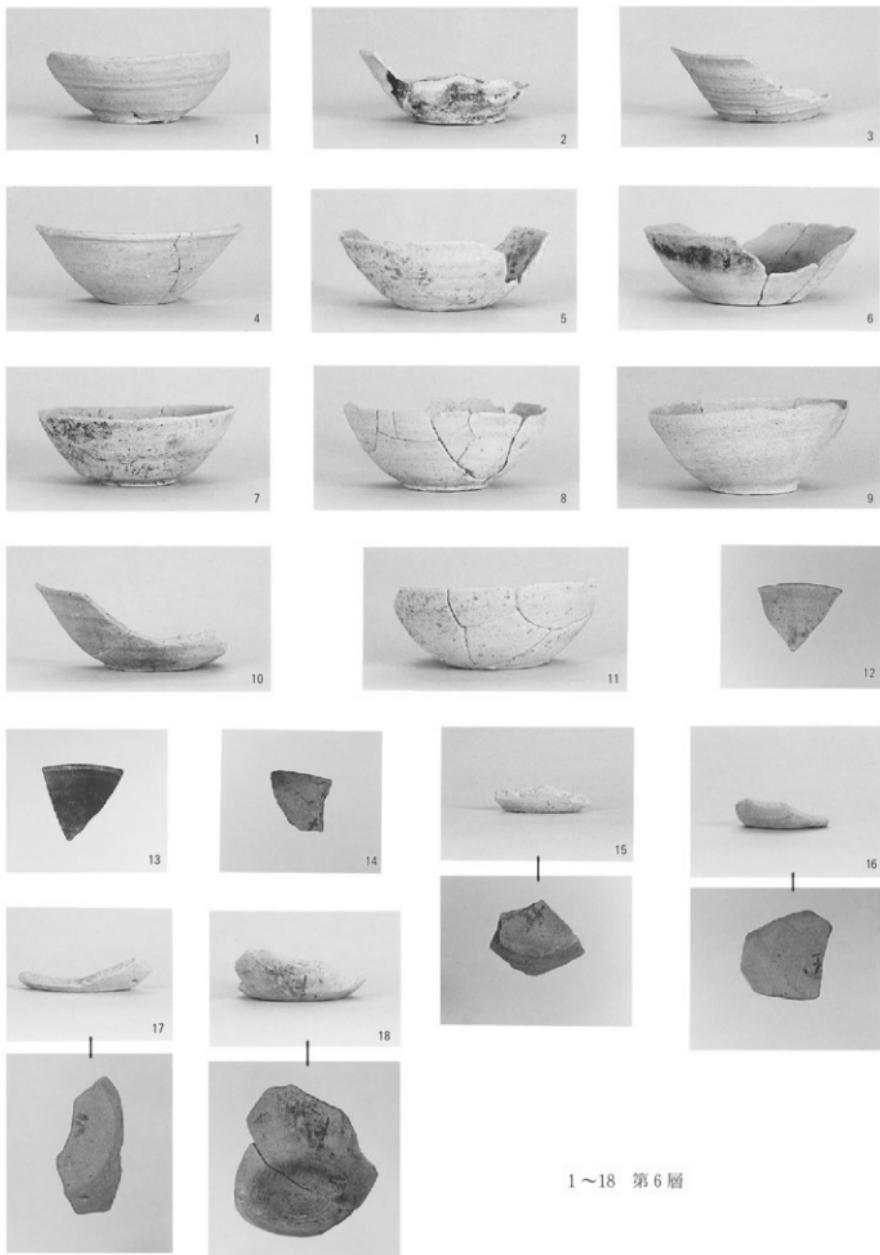
15

1~12 第5層
13~15 第6層

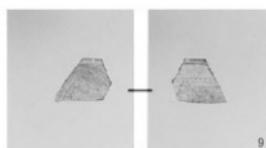
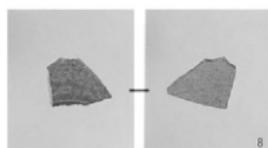
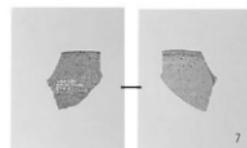
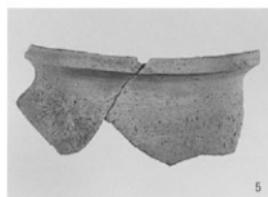


1 ~ 6 第6層

図版43

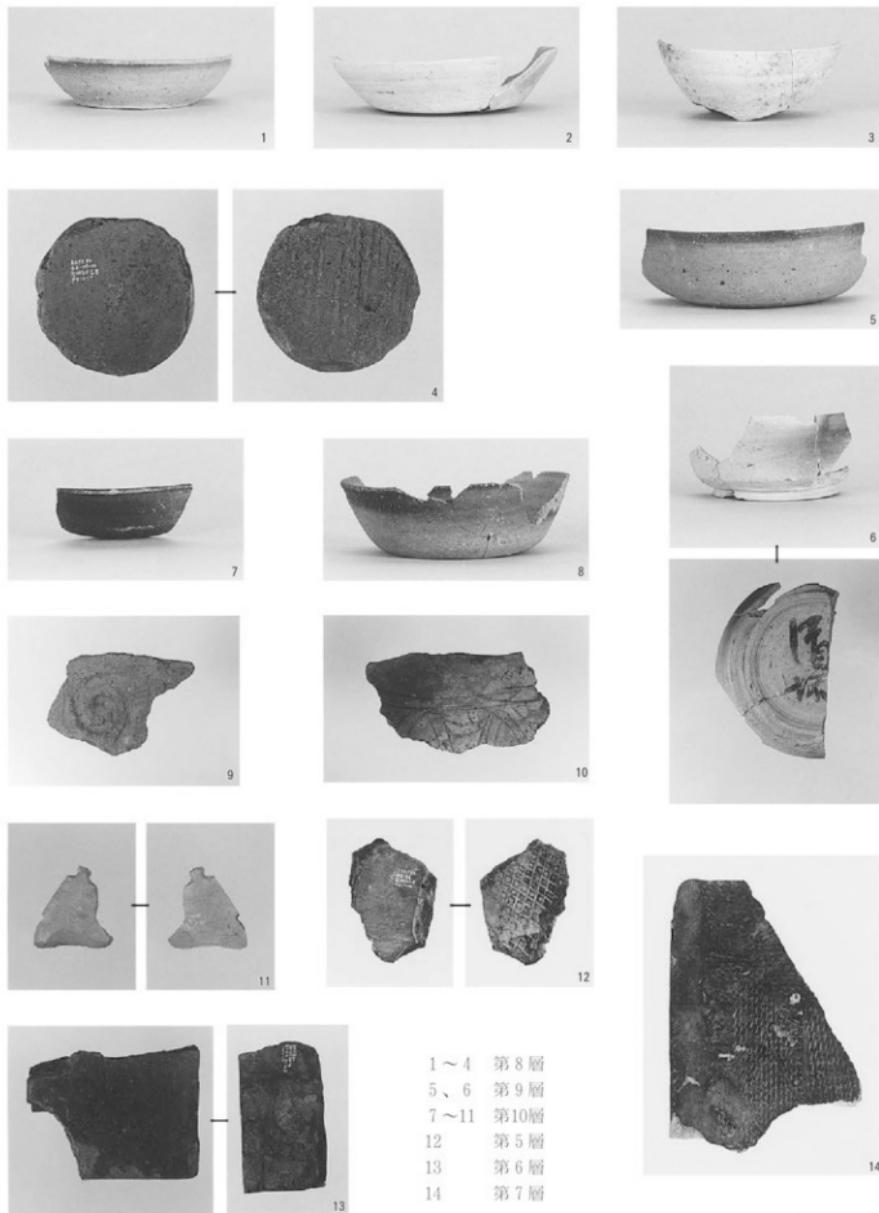


1 ~18 第6層



1～10 第6層, 11～16 第7層

図版45



図版46

報告書抄録

ふりがな	あきたじょうあと						
書名	秋田城跡						
副書名	秋田城跡調査事務所年報 2004						
卷次	2004						
シリーズ名	秋田城跡調査事務所年報						
シリーズ番号							
編著者名	小松正夫、松下秀博、安田忠市、伊藤武士、筒井孝志						
編集機関	秋田市教育委員会 秋田城跡調査事務所						
所在地	〒011-0907 秋田県秋田市寺内焼山9-6 TEL 018-845-1837 Fax 018-845-1318						
発行年月日	2005年3月						
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	北緯 ○○°	東経 ○○''	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたしらうち 秋田市寺内	05201	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第83次調査 20040416～ 20040812 第84次調査 20040726～ 20041122	495 708	保護管理
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物	特記事項	
秋田城跡 第83次調査	城柵官衙 遺跡	奈良～平安	築地塀跡 木材塀跡 溝跡 櫓状建物跡 掘立柱建物跡 竪穴住居跡 土坑 焼土遺構 ピット群	1条 2条 5条 4棟 1棟 6軒 2基 1基	須恵器、土師器、 赤褐色土器、墨 書土器、硯、壺、 中世陶器、近世 陶磁器、鉄製品、 石製品	外郭南東隅部の調査	
秋田城跡 第84次調査	城柵官衙 遺跡	奈良～平安	道路遺構 溝跡 柱列 土坑 ピット群 畝状遺構	5面 18条 4列 21基	須恵器、土師器、 赤褐色土器、墨 書土器、灰釉陶 器、綠釉陶器、 硯、瓦、壺、鐵 製品、フイゴ羽 口、土製品、石 製品	城内東西道路を検出し変遷を把握	

秋田城跡調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会行政組織規則 挿綴 (平成3年3月25日教委規則第1号)

第5条

4 文化振興室に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。

第8条

5 秋田城跡調査事務所を秋田市寺内焼山9番6号に設置し、その分掌する事務は、
おおむね次のとおりとする。

- (1) 史跡秋田城跡の発掘に関すること。
- (2) 史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡の整備に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査体制

秋田市教育委員会

教育長 飯塚 明

文化振興室長 小松 正夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

所長 小松 正夫

主席主査 松下秀博

主席主査 安田忠市

主査 伊藤武士

主事 筒井孝志

2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

秋田城跡（秋田城跡調査事務所年報 2004）

印刷・発行 平成 17 年 3 月
編 集 秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所
〒011-0907 秋田市寺内焼山 9 番 6 号
TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318
印 刷 株式会社 三戸印刷所
